

534

112

6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

始

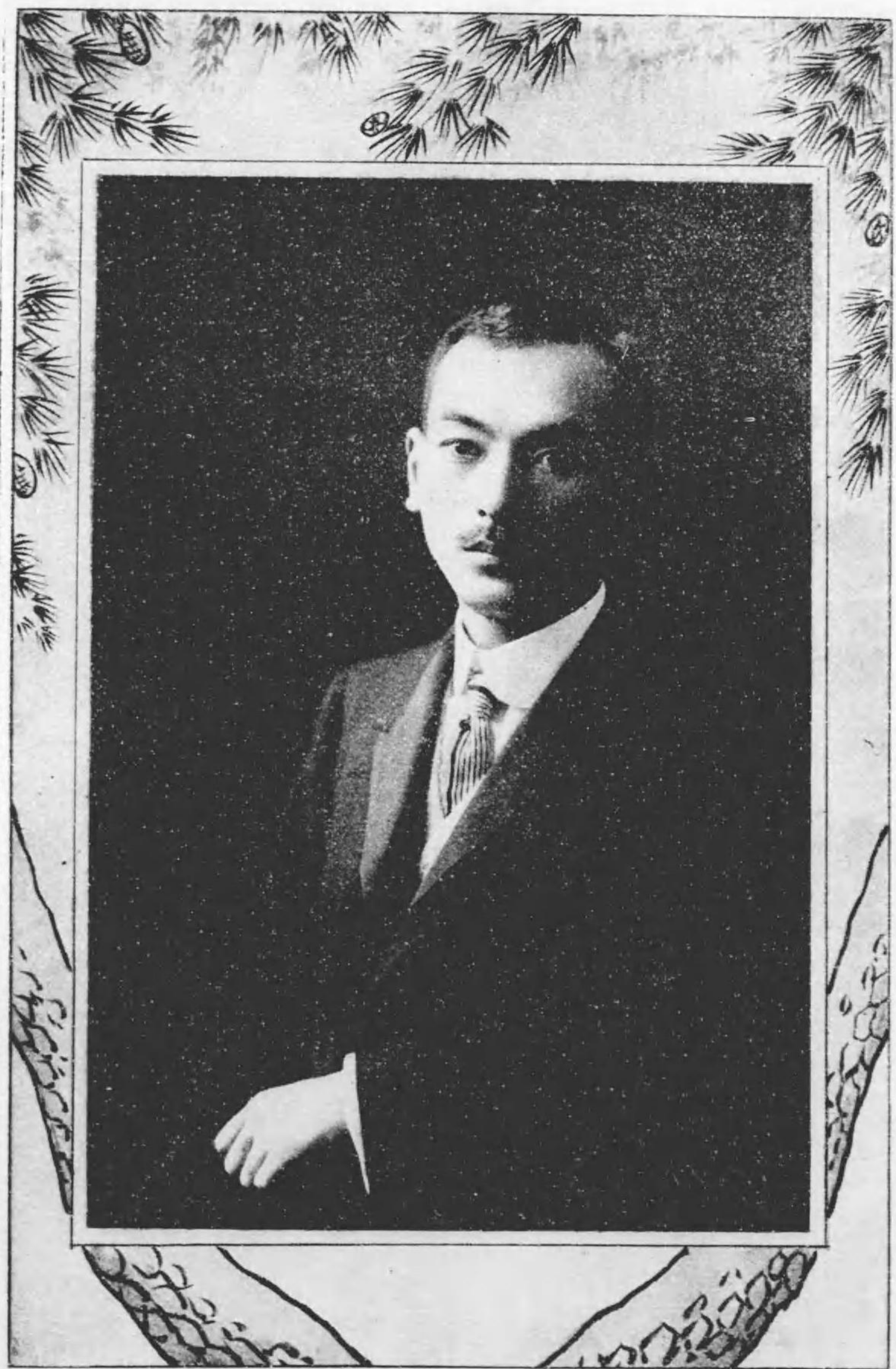


327.30

2411

飯沼源次郎編

松本六萬石史料 中卷



保 康 田 戶 爵 子

緒言

一、此書第三編松平丹波守御家記は、戸田家の秘藏録を請ひ得て抄録せるものにして、同家が近く松本領知より、遠く寛正度に溯れる家乗なり、一たび之を伺へば、足利の末世所謂戦國當時より、徳川時代の史實、史源の要班を知ることを得べし

一、第四編松本領風儀取締法は、享保度戸田氏松本再封以來、新に至る間に於て、領内の風儀改良に關する、幕令並木藩令及庄屋の御用書留帳より、特に摘出せり。

一、松本六万石史料編纂上協賛諸氏の芳名は下卷に擧ぐ。

大正十四年九月

編者識



松本六万石史料中卷目次

第三編松平丹波守御家記抄録

一姓及び家紋	一
一宗	二
一憲	三
一政	四
一宗	四
一宜	五
一重	七
一康	〇
一康	二
一光	三
一光	二八

一光	一光	一光	一光	一光	一光	一光	一光	一光	一光
熙	慈	雄	德	和	悌	行	年	庸	則
三四	四〇	四四	四七	四九	五一	五四	五七	六五	七一

第四編松本領風儀取締法

一明	一延	一亨
和	享	保
度	度	度
九二	八三	七三

一安	一天	一寬	一文	一文	一文	一天	一弘	一嘉	一文	一萬	一元	一慶
永	明	政	化	政	保	化	永	久	延	治	應	
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	
九四	一〇八	一一三	一一三	一一三	一二七	一四七	一六六	一六七	一六八	一七〇	一七〇	一七三

附記 水野氏治封中享保年間風儀取締方
一享保二戊年五月御達 一七四

松本六萬石史料中卷

飯沼源次郎編纂

第三編

松平丹波守御家記抄録

藤原姓

大職冠内大臣藤原鎌足の後胤、正親町三條の裔彈正左衛門尉宗光、故ありて三河國に下り、同國碧海郡上野城主戸田彈正宗恒の後を承け其氏を襲ぐ、宗光八世の孫丹波守康長に至り、大権現様より、御稱號を賜はる、爾來世々松平を稱す、支流庶子は猶戸田氏を稱す、



紋章

連翹襟 正親町三條家の紋章により、

唐花 用ひ來る、

六ツ星 戸田家に用ひ來る、

雪笹

三ツ巴 古之を用ふ、

薦

丹波守康長へ松平の稱號を賜はりし後用ひ來る、

葵

右同人拜領により用ひ來る

宗光

初諱實光 彈正左衛門尉 初三郎又孫四郎と稱す 沙彌全久 母は詳ならず 室は松平和

泉守源信光様の御女

出生の土地年月日傳はらず、三河國碧海郡上野城に住す、

寛正六乙酉年 上洛、四月十七日伊勢兵庫介貞宗に謁す、其故詳ならず

同年三河國浪士丸山中務亟父子兄弟、大庭治郎左衛門等、同國額田郡井口の郷を亂妨す、之れに依りて五月宗光及び其子彈正忠憲光、松平信光様と將軍義政の命を受け、丸山大庭其外尾尻父子、高力黒柳片山築田左京亮、蘆谷兄弟を追捕す、治郎左衛門は同郡深溝にて信光君の御子松平大炊助忠景に討たる、丸山某は同郡大平郷に於て宗光之れを討つ、此秋又 上洛して伊勢守貞親父子に太刀を贈り八朔の嘉儀を爲す、文明八年丙申年尾張國知多郡の地を併せ領す、此年三河國渥美郡大津城に移る、同十三年辛丑一色兵部少輔某一説に義近法諡長興光寶幢勝公後の遺跡を承け、同郡田原に城を築きて居住し、上野大津知多郡河和富貴等の城を兼有す、十四年壬寅寶幢勝公のために渥美郡大窪村郷に雲龍山長興寺を再興す、田園山林を寄附するの判物を出す、其年同郡二連木に築城して移り居り、原田城

を嫡子憲光に譲る、

明應八年己未六月十九日某地に卒す、壽詳ならず、一説に法諡は桂巖全久後長興寺と號す葬地詳ならず、六十九

塔は長興寺及び上野誓願寺にあり、橋上村今二連木の仙壽山全久院は其牌所なり、後ち其祠を大津に建て、今宮と號す、曾孫宗光の時これを田原に勸請し、寛政九年丁巳五月十世の孫光行、

憲光

彈正忠 初名神五郎 母は松平和泉守源信光様の御女、室は西郷彈正左衛門尉源政貞の女、

寛正六年乙酉、父宗光と同じく三河國額田郡一揆の餘黨を追捕す、某年父に繼て田原城に住す、故に

或は田原と稱す、

明應九年庚申七月、父の志を繼て法華經上木の功を終ふ、且自ら其跋文を記す、經卷今なほ長興寺に藏む、

同年尾張國知多郡師崎村羽豆神社を修造し、八月十二日遷宮の式を行ひ太刀一腰を奉納す、

三河國今橋今の吉田の城主牧野入道古白と地を争ふこと多年あり、永正三年丙寅八月廿六日より今川修理

太夫氏親と之を攻む、十一月四日古白終に自盡し城陥る、之れに依りて次男金七郎宣成を城主と爲すこれより田原二連木大津今橋河和富貴等の城を領す、

某年今川氏親より、所領の内北原の地を遠江國濱名大福寺へ新寄進の旨あるせ任せ、之を同寺へ渡すの趣、八月廿一日其長臣福嶋左衛門尉へ披露狀を贈る、

永正十三年丙子遠江國の浪人諏訪信濃守長俊等を催ふし、今川方多米又三郎が籠る所の、三河國八名郡舟方山の城を攻落し城主又三郎を討とる、幾ほどなく朝比奈左衛門尉泰以に陥られ、城地再び今川氏に屬す、某年田原城を嫡子政光に譲り河和城に移住す、依て時の人河和殿と云ふ、

某年十一月朔日同所に卒す。法名孝心院信深全忠葬地詳ならず、塔は長興寺及び誓願寺にあり、

政光 彈正左衛門 初名左近尉 母は西郷彈正左衛門尉源政貞の女 室は詳ならず

永正三年丙寅年額田郡山中山網の内大瀧の城に在りし時、加茂郡寺部の城主鈴木日向守重則と善からず、重則奥平伯耆守大河内備中守貞綱等を語らひ、政光を攻めんと欲す、今川氏親味方に加勢して八月九日大瀧に戦ふ、初め二連木に住し某年父憲光に繼ぎて田原城に移住す、因て或は田原と稱す、永正十五年戊寅駿河勢郡内へ亂入の時、雜人長興寺へ不義をなすにより、正月晦日同寺へ判物を出す、大永六年丙戌十一月十五日、渥美郡赤羽根殿王寺へ、今金能寺 寺領寄進の判物を出す、某年田原城を嫡子康光に譲り、渥美郡仁崎に移住す、依て時の人仁崎殿と云ふ、天文七年戊戌八月廿七日同所に卒す、法名三峰院天翁全崇、葬地詳ならず、塔長興寺に在り、

宗光 彈正少弼 初名孫四郎 母は詳ならず 室は某氏法名輪庭祐法 後室は水野右衛門太夫源忠政の女

某年父政光に繼ぎて田原に住す、依て或は田原と稱す、大永六年丙戌正月十七日、東觀音寺へ郡代警因を停止せしむるの判物を出す、六月十八日同所へ不入

のこを約するの判物を出す、同七年丁亥十二月碧海郡佐々木上宮寺へ、渥美郡野田保の内保井道場米穀の寄附に入らざる判物を出す、

享祿元年戊子八月十日、渥美郡大津長松山大平寺へ、田地の踏み出しの分新たに寄進の判物を出す、天文元年壬辰九月朔日、渥美郡堀切の郷常光寺へ、門前不入申定の判物を出す、同五年丙申二月廿三日、大平寺へ不入相定め判物を出す、同六月十五日叔父橋七郎宣成、赤羽根の關錢を東觀音寺へ寄進に付、同寺へ判物を出す、

同十三年甲辰閏十一月廿一日、女眞喜田原城より岡崎城へ入興、贈大納言廣忠郷に配す、

某年十一月七日某地に卒す、壽詳ならず葬地も詳ならず塔は長興寺にあり、

宣光 丹波守 初名甚五郎 入道全香 母は某氏法名輪庭祐法 室は某氏法名玉皓院珠峯總球

出生の土地年月日傳はらず、初め參河國寶飯郡牛窪郷鍛冶村に住し、隣郷を攻めとり、天文十年辛丑に至りて二連木城に移住す、

同廿年辛亥今川義光に屬す、

同廿二年癸丑、姜村或は橋上と云に神明宮一字を造立し、渥美郡赤岩村法言寺權大僧都浚海を導師とあす、

十二月三日遷宮の式を行ふ、

弘治二年丙辰八月、三河國設樂郡作手城主奥平監物貞勝、今川義元に叛き其族奥平修理定良に寶飯郡

雨山城を守らしむ、此時義元の指揮に依り、松平上野介康高菅沼織部正定村等と同じく雨山の城を攻め落す、定良遂に義元に降る、

某年入道して全香と號し、二連木城を嫡子主殿介に譲り、渥美郡岩崎に住む、

永祿元年戊午七月十八日、義元全香の望みに任せ、橋上村仙壽山全久院へ判物を出す、寺領の田畑を寄進し、陣取を停止し、諸役を免許せらる、是より先き前の永平光國禪師の徳業を崇び、參禪して全久院を營み師を延ひて住持とあす、六世の孫光重の世、慶安元年戊子二月廿四日、大猷院様寺領の御朱印之を下さる、

天正十八年庚寅、康長武藏國幡羅郡東方へ移封の後、別に一寺を建て又全久院と號す、今尙其地に在り 此後封を轉ずる母に其所に移し、世々菩提所となす、

永祿四年辛酉秋、設樂郡野田の城主菅沼新八郎定盈、今川氏真に叛きて東照宮に隨ひ奉る、あの時氏真の指揮を受け、大原肥前守資良に従ふて野田城を攻む、定盈全香と朋友の因みあるにより、其縁者西郷孫六郎光正を以て全香に就て和を受く、定盈等退城す、

同七年甲子、公より御味方に頼む思召の旨屢仰を蒙る、之れに依りて二子主殿甚平と共に屬し奉る、同十一年戊辰正月廿五日、三河國渥美郡岩崎の屋敷に卒す、壽詳ならず、法名高德院惟馨全香同所に葬る、

某

中右の譜に重負に作る 主殿號 母は某氏法名珠峯總球 室は不詳

出生の土地年月日傳はらず、某年父宜光に繼て二連木城に住し、今川家に屬す、

永祿三年庚申、公三河國刈谷城主水野下野守信元と御合戦の時、主殿助加勢をなし先陣して、尾張國知名郡石瀨に戦ふ、

同年壬戌九月朔日、主殿助同心中條又助給恩地の事に付、今川氏真より及部六郎左衛門へ判物を出す同七年甲子、今川氏真の武威漸々衰へ、遠參の諸將變心の者多し、此頃氏真諸將の人質を吉田の城に籠め、大原肥前守資良に之を守らしむ、是より先き、公御味方に頼む 思召の旨 仰渡に及び、主殿助も竊に慕ひ奉ると雖も、其母城中にありしかば其志を果さず、いかにもして母を盗み出し、御味方に屬し奉るべきと、日頃心を苦めけるに、屹度思ひ寄ることあり、或時母の許に到り其志を語るに、汝今川家に従ひ今又背くときは或は非士の義なり、且つ事顯れば辱を子孫に遺さん、必思ひ止まるべしとて更に隨ふ意なきを、主殿助理を分け詞を盡すに因り終に其意に任す、斯くて折々資良の許に往きて厚く交り、彼が所好の雙六の戯をなす、且不慮の備として、常に具足笈を持たせたり城兵等後には見馴れて咎むる者あし、依て謀成れりと喜び、五月十二日母を彼の具足笈に入れ、例の如く双六をなす、これもし事顯れば資良を刺して自害せんと思ひ定めしが故なり、母の城門を出る頃、双六も終り靜に別を告げて城外に出づ、飽美口の民家に火を放ち、馬を馳せて二連木に歸り、兼て無事を

公に告げ奉るに付、御油の御陣營より其煙を 御上覽あり、即下條村に至らせ給へば、主殿助御旗を
むかへて先登し吉田城を攻む、此時城兵等死傷多し此日御譜代の侍衆御前に伺候して、二連木の戸田
降参いたし目出度存じ奉ると申ければ、何れものいふやうも知らず、彼は我旗下に附くと云ふもの
あり、何を降参といふべきやと 仰ありしとかや、翌十三日 公今度の忠節に付、三河國渥美八名寶
飯三郡の内、新知二千百貫文の地を加へらる、本知の分駿河判形の如く、都三千貫文の地宛行はる、
の旨 仰出さる、領地目録藏め 且 御血判の 御誓詞を賜はる其文に曰く、

右出置知行都合三千貫文、於末代不可有相違、若此義於相違、

神文、

永祿七甲子年

御 名

五月十三日

御 諱 御 判

戸田主殿助殿参

是より東三河の諸家、先を争ひ御味方に屬し奉ると云ふ、斯くて 公吉田城外に寨を構へ城に迫せら
る、時に 仰を承け二連木口の寨を守り、日夜城兵と戦を挑む、十一月十二日、又龍拈寺口の城兵主
殿助を目懸け競ひ撃つ、此時多勢に當り奮ひ戦ひて終に卒す、壽詳あらず、法名圓通院一源全心、三
河國渥美郡二連木仙壽山全久院に葬る、

某

中古の譜に忠重に作る、彈正 初名甚平
母主殿助と同じ 室は戸田傳十郎藤原政吉の女

出生の土地年月日傳はらず、

永祿七年甲子十一月十二日、兄主殿助戦死の翌十三日、公父全香を 召させられ、主殿助戦死御吊

仰出さる、且遺跡の事は入道子供これあるべき間、好み次第下さるべき旨 仰に付、主殿助妻懐胎に

候間、男子にても女子にても腹の内の子に下さるべき旨、御對へ申上ぐるの所、公命これあり主殿助の

遺跡は弟甚平に之を繼がしむべし、予甚平を視ること、主殿助に異あらざる旨 仰諭さる、十六日に

至り 御血判の御誓詞を賜はる、御誓詞傳へ其文に曰く、

新知本知如主殿申合候、先判相違有間敷候事、若於偽者、

神文、

永祿七甲子年

十一月十六日

御 諱 御 判

戸田甚平との

是より後 公の臺命に依りて彈正と改む、

同八年乙丑正月、御謠初の時着座 仰付らる、是より後例とある、

同年三月大原資良吉田の城を退散の後、遠江國川別字津山へ引籠り、駿河勢を加へて堅く守るの時、

公より酒井左衛門尉忠次の後詰を 仰付られ、彈正日夜其地に戦ふ、翌年の冬に至り兩城終に落去す
又同國刑部城夜攻の時、御案内をあし先駈の軍忠を盡す、
同十年丁卯五月廿五日、三河國二連木に卒す、壽詳ならず、法名瑞應院賀仲常慶、同國仙壽山全久院
に葬る、

康 長 從四位下、松平丹波守、幼名虎千世、後孫三郎と改む、母は戸田傳十郎藤原政吉の女室は
東照公の養妹松姫君、久松佐渡守菅原俊勝の女

永祿七年甲子三河國二連木城に生る、月日傳はらず、公より虎千世と名附下さる、御幼名の御縁を取ら
せらるゝといふ

松平の御稱號葵御紋これを下さる、松平氏を賜はり待たせ給ふこと御同姓に同
じ、御稱號諸家へ下され候始めと云ふ 成長の後毎年正月二日

年始御禮の次第御同名衆に列し、松平深溝又八郎伊忠の次に出で、御謠初にも其次に着座、
同十年丁戌五月彈正卒す六月 公より遺跡三千貫文の地之れを下さる、時に且 御證文を賜はる其文
四歳 に曰く、

任先例之旨、諸篇知向後不可有相違條、重而出置者也、依如件、

永祿十丁卯年

六月 日

御 諱 御 判

松平虎千世殿

同十一年戊辰三月、外舅戸田傳十郎吉國へ、虎千世幼少の間、陣代たるべきの旨 仰付られ、且御書
之を下さる其文に曰く、

虎千世名代之事

一虎千世分別出來次第仕べべき事、

一知行所務等、後室へ相計らはせべき事、

一諸被官指持給、傳十郎見合ひ之を出すべく并に侍衆虎千世へ奉公の儀、傳十郎申付、無沙汰に於て
は入替べき事、

右之條々不可有相違、若令違背雖有企訴訟輩、一切不可許容者也仍如件、

永祿十一戊辰年

三月

御 諱 御 判

戸田傳十郎殿

同十二年己巳、東照公御妹松姫君五歳に成らせられ、虎千世に御縁組 仰付らる、時に六歳

天正元年癸酉正月、武田信玄の兵二連木を侵す、時に牛川口の門にて、家從等其勢と鍵合ひ首十七八
級を討取り、此段 公二連木吉田の間に 居らせらるゝ、御本陣へ首級を献するの處甚だ 御感賞あり、

是に於て武田勢大村へ引退く、即家從等酒井左衛門尉忠次の兵と共に追討ち、首百余級を獲たり、公

兩手の働き上覽ありて御感賞あり、

同二年甲戌十二月二日、陣代戸田吉國酒井忠次に屬して、武田四郎勝頼が鳳來寺の要害を打破る、
同三年乙亥五月、長篠合戦の時、吉國また士卒を率ひて鳶巢の城攻に加はり、家從等戦功多し、同
廿日夜酒井忠次其城を攻む、時に吉田の士卒を師ひ忠次に屬し、搦手口に向ふ、廿一日城陥る家從等
戦功あり、

同四年丙子、公の御前に於て元服、御一字并に御脇差備前國長守を拜領し、孫六郎康長と稱す時に十

同六年戊寅七月廿九日、松姫君岡崎御城より二連木へ御入輿、

同年九月、松平主殿助家忠に代りて、遠江國牧野城を守る、後十年壬午正月に到る迄諸將と輪番

七年己卯、公遠江國高天神の城攻めに、諸手に仕寄 仰付らる、的場郭の敵兵固く防ぐ、時に吉國等
松平孫六郎初陣に候へば、仰付られ下さるべき旨 言上に及び、直に御許容を蒙る、康長即手勢を指
揮して真先に進み奮戦して、忽其郭へ入り火を放ちて歸る、此時康長吉國 御前にて 御感賞を蒙
る、時に十六歳 此年 命を蒙りて濱松の 御城を普請す、

同八年庚辰五月朔日、公遠江國懸川迄 御出馬、同三日御人數、駿河國田中城攻めに、平嶋を攻破る
同十二年甲申三月、織田信雄豊臣大閣に隙あり、公信雄を援けさせられ、同十三日尾張國清洲に 至
らせらる、十六日落合村へ 御出馬の時に、森武藏守長可羽黒に居陣す、十七日康長酒井忠次に屬し

其陣を討破り、自も鎗を取て奮戦す、從兵等も戦功あり、廿八日小牧山に移る、四月九日長久手合戦
郎從等また頗る軍功あり、中にも山口眞野次郎がさし物、東照公の御馬標に似たるを以て、人をして
これを問せ給ふに、某は松平孫六郎が家人、さし物は長篠にて武田典厩が馬じるしを討取に仕り、士
の眉目と存玄、孫六郎にことばり用ひ來るのよし答へ奉りしかば、東照公その勇壯を感じ給ふ、人皆
これを榮とす、

同十四年丙戌五月十二日、南明院様濱松御城へ 御入輿の時、命を蒙りて三河國吉田に於て、尾州衆
織田源吾長益、瀧川三郎兵衛尉雄利を響應す、

同十五年丁亥十一月十五日、渥美郡大窪郷八幡を修造、

同十八年庚寅二月、豊臣大閣北條氏政を追討の時、酒井宮内大輔家次に屬し、先陣第一にて馳向ふ、
五月十八日原式部大輔胤成が、籠る所の下總國白井城を降す、

是年 公關東に移らせらるゝに付、武藏國幡羅郡深谷領の内一萬石の地を下さる、二連木より東方城
に移る、且江戸に於て宅地を下さる、あれ今の呉服橋内の所なり

文祿元年壬辰、從五位下丹波守に叙任せらる、同三年甲午 命を蒙り伏見御城を普請、

慶長四年己亥、公伏見 御在城の時勤番 仰付らる、五月九日弟甚五郎死す、御暇を賜はり東方に歸
る、

同五年庚子八月關ヶ原御陣の時、水野六左衛門勝成等と同じく曾根城を守る、又池尻の郷に陣を張り笠縫畷の道を塞ぎ大柿の押をあず、同年九月十五日石田三成以下、大柿の城より關ヶ原に出づると聞き、俄に押寄せ攻戦ふ、康長きびしく指揮して城壁を撃碎き三の丸に乗入る、諸手續て競ひ攻め火を放ちて家屋を焚き、終に三の丸を破る、家從等死傷あり、此旨上聞に達し感賞を蒙る、

同月十六日康長、水野勝成、西尾豊後守光教、津輕左京亮爲信と議して、關ヶ原御利運の上は此城不日に陥らん、今急に攻れば士卒の損毛多かるべしと、即各兵を退け緩く之を攻む、其後三の丸の守將秋月長門守種長、相良左兵衛佐長毎、高橋右近太夫元種、變心書を康長勝成に贈りて、本丸の守將福原并に残りの者共を討取り進らすべし、然る上は身上前の如く立置かるゝを得ば、歸順して忠節を盡すべしと請ふ、康長勝成此旨 御本營に達し 御許容あり、是に於て二人密に城中に報じて之を謀らしむ、又相良長毎より謀計成らば、門を開き首を持ち麾を揮ふて出づべし、其時旗一二本城中に入れ闘戦を止めらるべしと請ふて約を定む、十八日に至り約束の如く、相良長毎三の丸の守將垣見和泉守家純、熊谷内藏允直陣、木村宗左衛門重則、其子傳藏重統四人の首を斬りて相圖をなす、即ち旗を入れ急に進みて二三の丸を乗取り、康長いよく先を争ふて本丸を破らんと欲す、時に城兵鉄門を鎖し堅く守り拒ぎ、終に和を請ふて廿三日城を退く、之れにより勝成と共に本丸を受取り、是を松平周防守康重に渡す、

同六年辛丑十一月御加恩一萬石を下され、上野國群馬郡白井へ所替 仰付らるゝ白井城へ移り二萬石を領す、

同七年壬寅正月二日夜、御謠初の御規式終りて、或人ひそかに 臺命を傳へて曰く、白井城舊冬焼失の由、聞召され、知行御加恩これかく共、古河へ移るべくやと、康長 御恩威の厚きを謝し奉る、之れにより所替 仰付られ、下總國葛飾郡古河城に移る、

同年七月、常陸國の一揆車丹波、馬場和泉、大久保兵藏等を追捕の時、太田城に於て和泉を生捕り、水戸の城に送る、此時太田の城の番衛たりと云ふ

同十年乙巳春、命を蒙り 臺徳院様の 御上洛に従ひ奉り、四月廿六日 御參内の時、御跡の右第二に列り騎馬にて供奉、

同十四年己酉八月、伏見御城の守衛 仰付らる、同十六年辛亥八月迄、山口但馬守重政と共に之を勤む、此時大番頭となる同年十月伏見御城守衛怠りなきを賞せられ下野國皆川山城守廣照が舊領の地を頒ち賜はる、高不詳

同十七年壬子六月、御加恩高不詳下され常陸國茨城郡笠間へ所替 仰付らる、同七月笠間城へ移り三萬石を領す、

同十九年甲寅三月、相模國小田原城主大久保相模守忠隣の領地沒收に付、其城の守衛を勤め五月江戸

に歸る、同年九月九日里見安房守忠義の領地沒收の時、命を蒙り安房國に到り、其城を破却し十月江戸に歸る、同月廿三日康長父子、臺徳院様に從ひ奉り大坂の役に赴く、榊原遠江守康勝、北條出羽守氏重、丹羽五郎左衛門長重、成田左衛門尉某と共に、先陣の第三隊にて、十一月十五日平野に御着陣の時今福に陣取る、四面の兵城下に逼るに及び、榊原康勝、本多出雲守忠朝、丹羽長重、堀尾山城守忠晴、成田左右衛門尉と同じく、大和川邊に陣す、廿六日木村長門守重成、嶋野口に陣取り、佐竹左京太夫義宣と戦ふ、家從等佐竹勢の危急を見て、榊原康勝の兵と共に川を越へ、横合より相救ふ、茲に於て重成兵を收む、十二月五日康勝等と共に、陣を天王寺へ移し玉造口に向ふ、十六日松平周防守康重、加藤式部少輔明成と同じく茶臼山に於て 公に見へ奉り、廿二日御和睦に付笠間に歸る、

元和元年乙卯夏、康長父子また大坂の役に赴き、酒井左衛門尉家次、内藤帶刀忠興、稻葉平右衛門重種、六郷兵庫頭正乘、水谷伊勢守勝隆、松平右近將監成重と共に、麾下の先隊に列す、五月六日藤堂和泉守高虎、長曾我部宮内少輔盛親と八尾久寶寺にて戦を挑む、時に御使番太田甚四郎吉正を以て、加勢之れあるべき旨 御下知これあり、康長即酒井家次と共に馳向ふ、敵兵是を見て退く、翌七日進んで天王寺口に陣す、時に先隊本多忠朝衆に先立ち、備をいろに見へしに付、康長相備内藤忠興と議し、軍使を馳て鉄炮の歩卒二三十人加勢して、其先を圍むべしと言はせけるに、某斯てあらん程は加勢のこと思ひも寄らず、一戦の後いかにもならば頼み申べしと答へたり、康長重ねてさらば一戦をは

しめらるべしといひ送りしに、上意にあらざればいかゞありと答へて、其使未だ歸らざるに、忠朝馬を馳せ直に毛利豊後守勝長の陣に突入り終に戦死す、斯て其手の從卒散亂し敵兵大に競ひ懸る、康長忠興と同一群を抽んで進みて、自ら鎧を持ち奮戦して敵數人に當る、其身傷くこと三ヶ所既に危き時、家臣近藤兵右衛門正次來り救ふ、康長終に一人を斃す正次其首を斬る、時に稻垣重種馳せ來りて、馬上より槍を投て又一人を斃す、其間家臣等戦功多く討死する者六人、首十四級を獲て之を奉る、軍終て後諸手の働き御詮議の時、重種の働き比類なき由康長、言上に依て、御糺しに及ばれず 御賞感あり
同二年丙辰六月廿六日、越後少將忠輝郷の家臣花井主水義雄御預り、仰付らる、

同年七月十日、御加恩二萬石下され、上野國群馬郡高崎へ所替、仰付らる、同八月高崎へ移り五萬石を領す、

同十月 日光山 公御廟、并に 御社御造營に付、御手傳 仰付らる、是より先き 公より對の御
鎧之を 拜領す、鞆、袋、黒、雜、紗、柄、青、貝

同三年丁巳三月廿三日、御奉書を以て來六月 御上洛の御供 仰付らる、且人數諸道具の儀は、御軍役たるべき積りの半分の由、仰出さるゝの旨之を達せらる、同年六月 臺徳院様の 御上洛に從ひ奉る、同七月京都御加恩二萬石下され、信濃國松本へ所替 仰付らる、同十月松本城に移り、同國安曇筑摩二郡の内七万石を領す、

同九年癸亥春 命を蒙り、七月 大猷院様の 御上洛に従ひ奉る、八月六日 御参内の時、御跡の右第三に列し騎馬にて供奉、これより先き、臺徳院殿 命ありて、大猷院殿御幼少の時より、康長を附させられ西丸の守衛をなす、是譜代の城主を、嗣君に附させらるゝ初めと云ふ、寛永元甲子年夏、癰疽平愈の後、大猷院様に見へ奉る、其平愈を祝はせられ 御脇差相模國行光を下さる、
同三年丙寅、命を蒙り、七月 大猷院様の 御上洛に従ひ奉る、八月十九日京師に於て從四位下に叙せらる、

同年九月六日二條城へ 行幸の時、臺徳院殿大猷院殿御送迎あり、康長一日晴の装束を着け、騎馬にて御跡の右第五に列し供奉す、此時公家衆の騎馬諸大名へ宛てらる、康長も鞍馬壹疋を調進且町辻を警固す、翌七日公郷殿上人、諸大名殿上の間に於て御饗應の時、水野日向守勝成、戸田左門氏鉄、牧野駿河守忠成、菅沼織部頭定芳、本多伊勢守忠利、本多下總守俊次と同く、御座奉行を勤む、

同五年戊辰 命を蒙り、四月十七日 大猷院様 日光山 御参詣の時、供奉之を勤む、
同九年壬申正月廿五日夜、臺徳院様 御出棺の後西御丸守衛 仰付らる、同三月病氣に付 御免、同年二月七日御遺金御下分と云て白銀千枚これを下さる、

是年 増上寺 臺徳院様 御廟、御造營に付御手傳 仰付らる、是より先き 臺徳院殿より霧崎の茶壺を賜はる、

同年秋松本に於て重病に付、同十月 大猷院様より、野間壽昌院を差下され診治 仰付らる、之によりて家來林忠左衛門長吉を以て御禮申上ぐるの處、御前へ 召出され 御懇の病狀 御尋これ有り、同十二月十二日、信濃國松本に卒す、壽六十九、法名祥雲院一運宗智、同國筑摩郡埋橋郷に葬る、室松姫君、天正十六年戊子六月廿七日三河國二連木城に逝す、時に廿四歳、法名智勝院悟心理省、同所仙壽山全久院に葬る、寛永元年辛丑、康長の孫光重之れが爲め、美濃國封地の内席田郡葉山に一寺を修造し、智勝院といふ且田園を寄附す、天保二辛卯年十二月十一世の孫光年、神祇道管領下部朝臣良長に、号を淑慎大權現と請け康長と同祠、

某 中古の譜に永兼に作る 幼名虎松 後孫六郎と改む、母は 東照公の養妹女

天正八年庚辰三河國二連木城に生る、文祿元年壬辰 公御前に於て元服、御刀越中國 拜領孫六郎と稱す、時に十歳 痰疾あり故に嗣とあらず、

元和五年己未六月十日信濃國松本に死す、時に四歳 法名壽量院劫巖玄永、葬地詳ならず、塔を紀伊國高野山に建つ、寛永十三年丙子九月、光重播磨國明石城内に其祠を建て新宮と號す、後封を轉ずる毎に祠を其所に移す、元祿十一年戊寅二月康長曾孫光永、神祇道管領下部朝臣兼敬に請て、陽谷靈社と號す、天保二年辛卯十二月光年、下部朝臣良長に請て陽谷大明神と號す、

忠 光 幼名忠長 從五位下 加賀守 幼名美典 生母は家女稻村氏室は蜂須賀阿波守源家政の女

慶長四年己亥武藏國東方城に生る、

二〇

同十八年癸丑正月康長へ老中奉書を以て、加賀守諸太夫に 仰出され候間、明日より風折大紋にて出仕候様 之を達せらる、同月七日 臺徳院様 御前に於て元服、御諱の 御一字、御刀備前國 拜領す、且加賀守に任すべきの旨 御判書に下さる、時に十 五歳 忠長と稱す後忠光と改む、是駿河大納言忠長 郷の御諱故なり
同十九年甲寅十月廿三日、父康長と同く 臺徳院様に従ひ奉り大坂の役に赴く、先陣第三隊にて、十一月十五日平野へ御着陣の時、父と同じく今福に陣す、又大和川邊に陣し天王子口に向ふ、十二月廿二日御和睦に付笠間に歸る、

元和元乙卯年夏、父と同じく大坂の役に赴く、天王寺口に向ひ毛利豊前守勝永と勢と戦ふ、時に忠長士卒を勵まし奮戦し、疵を蒙ると雖も、淺野采女正長重と共に敵兵を追崩し、彌進んで天王子口の木戸を破る、時に十 七歳

同九年癸亥七月、父と同じく 大猷院様の 御上洛に従ひ奉り、八月六日 御參内の時供奉これを勤む、

寛永三年丙寅、父と同トク 大猷院様の 御上洛に従ひ奉り、九月三日二城御城へ 行幸の時、臺徳院様 大猷院様御送迎あり、忠光一日晴の装束を着て騎馬にて供奉、

同六年己巳三月十六日江戸小石川邸に卒す、壽卅一、法名大休院的翁良端、假に小石川瑞鳳山淨光院

に火葬す、

康直 從五位下 丹波守 幼名助 後佐渡守と改む 生母は家女高田氏

室は藤堂大學頭藤原高次の女康直死後高次の家に歸る

元和三年丁巳上野國高崎城に生る、

寛永七年庚午春、大猷院様へ初て 御目見 仰付らる、時に十 四歳 同年十月晦日從五位下に叙し佐渡守に任す、

同十年癸酉春、月日 不詳 父康長の遺領相違なく之を下さる、時に十 七歳 同年二月廿五日幕府を拜し、御小袖廿

領黄金卅枚を奉り、父康長の遺物正宗の脇差及び茶壺を献す、遺跡を賜はりし 月日詳ならず 此日家臣野々山内匠長

吉、林忠左衛門、板橋兵右衛門正吉各 御目見して、御太刀馬代を獻す、

同四月九日、播磨國明石へ所替 仰付らる、五月明石城に移り、同國明石三木二郡の内七万石を領す 後丹波守と改む、

同十一年甲戌正月二日、御謠初に付 御次着座相勤む、

同年夏 大猷院様 御上洛に付、先達て上京致すべき旨 仰付らる、病氣の處押て江戸を發す、五月

十二日伊勢國鈴鹿の驛亭に卒す、時に十八歳、法名寂照院節叟堅忠、播磨國明石人丸山月照寺に葬る

光重 長重と改め後光重に復す 從五位下 丹波守 幼名信 後孫四郎と改む 實は忠光の嫡子

母は家女 室は戸田左門藤原氏鉄養女實は板倉周防守源重宗女

元和八年壬戌正月廿九日、信濃國松本城に生る、

寛永十年癸酉二月、大猷院様へ初て 御目見 仰付らる、時十二歳

同十一年甲戌六月朔日、伯父康直の忌中と雖も、西御丸へ 召させられ、老中列座丹波守遺跡一田にこれを下さる旨 仰渡され、且 御上洛の供奉 仰付らる、翌二日戸田左門氏鉄へ 御奉書を以て、

松平丹波守遺跡の事、加賀守子息孫四郎に一圓 仰付らる、加賀守儀家督にてもこれなく、孫四郎跡仰付らる儀これなく候へ共、丹波守儀は 公方様 御幼少の御時分より附けさせられ、其上 御家に久しき者に付自餘を混せず、右の如く仰出され候へば、家中の者に相達すべきの旨 仰渡さる、

同月十日遺跡を賜はりし御禮として幕府を拜し、黄金五十枚御太刀目録を奉り、叔父康直遺物脇差相模國 献上、
行光 献上、

同月廿日 大猷院様の 御上洛にしたがひ奉る、同年八月四日領知の 御朱印を拜領す、同年九月遷御に付、初て在所への御暇下され、京都より明石に歸る、

同十二年乙亥三月江戸に到る、同年十二月晦日、從五位下に叙し丹波守に任ず 時に十
四歳

同十三年丙子正月二日、御謠に付 御次着座相勤む、

同年國守城主へ、江戸御城の郭外に隄池を堀り土堤を築かしむ、之によりて御手傳 仰付られ、赤坂口の邊を普請す、三月より七月到りて成就これにより 御城に於て、家來野々山内匠長義、關善右衛門長繁、平岩伊左衛門長俊、藤田太郎左衛門政照、三上又左衛門道勝へ、御時服白銀 拜領 仰付らる

同十四年丁丑十一月、肥前國耶蘇宗の徒一揆の時、御暇下され明石に歸り、軍裝をかし 臺命を待つ

同十六年辛卯春、召させられ二月六日明石を發し十一日江戸に到る、同年三月三日美濃國加納へ所替

仰付らる、同五月加納城に移り、同國厚見方縣本巢席田大野五郡の内七万石を領す、

同十九年壬午四月、公廿七回 御忌に付、大猷院様 日光山へ 御參詣、これにより同十三日戸田氏

鉄、本多能登守忠義、菅沼織部正定芳と同じく、御本丸御留主居 仰付らる、土井大炊頭利勝、松平

伊豆守信綱殿と相議し、差圖を受くべき旨之を 仰渡され、且 御黒印の御掟書之を下さる、時に廿
二歳

同年五月朔日御譜代の大名、毎年六月交代隔年に參勤を爲すべきの旨 仰出さる、之により六月二日江戸を發し加納に歸る、參勤交代の
事後畧す

同廿年癸未六月、朝鮮信使來聘に付御馳走の儀 仰付らる、美濃國墨俣旅館往來の御馳走之を勤む、

且乘馬并に鞍皆具 御用之を勤む、同年八月初て 御本丸大手 御門番 仰付らる、翌年六月迄松平

越中守定綱と交代之を勤む、

正保二年乙酉六月、西 御丸大手 御門番 仰付らる、六年六月迄本多忠義、内藤忠興と交代して之を勤む、晝は家來に守らし
め夜は自身宿番

同四年丁亥年六月二日、西 御丸大手 御門番 仰付らる、翌年六月迄松平山城守忠國、松平周防守

康映と交代之を勤む、同年十一月十三日、松平薩摩守光久、大追物 仰付らる、王子村に於て 御上

覽の時、西 御九御留守居 仰付られ相勤む。

慶安元年戊子正月、臺徳院様十七回 御忌、増上寺に於て萬部の御法會御執行にて、同十九日より廿四日迄本堂の固め 仰付られ之を勤む。

同年二月廿四日願を以て、大猷院様より二連木全久院へ寺領、先規の如く相違あるまじきの旨 御朱印之を下さる。

同年木挽町に墮地を堀らせらるゝに付、御手傳 仰付られ、三月より七月に至りて成就。

同四月 公卅三回 御忌に付、大猷院様 日光山へ 御參詣、之れに依りて同十一日西 御九御留守居 仰付らる、松平康映大番頭中と相議し、之を勤むべき旨 仰付られ、御黒印の御掟書之を下さる

同二年己丑六月、内櫻田 御門番仰 付られ、同八月迄水野出羽守忠職、水野監物忠善と交代之を勤む、八月西九大手御門の守衛 仰付られ、翌年閏十月迄井伊兵部少輔直好、北條出羽守氏重と交代してこれを勤む。

全三年庚寅九月廿日、嚴有院様西 御九へ御移徙に付、梨子地御紋付、御手拭掛銅色十を献す。

全四年辛卯十月十六日、西 御九管中の守衛 仰付られ、全十二月廿七日迄奥平美作守忠昌と交代之を勤む。

この年四月廿日、大猷院殿嘉御に付、嚴有院様 御本丸へ移らせらるゝといへども、當年は方忌に付、

西 御九御番守衛是迄通り 仰付らる、これにより西 御九 御本殿守衛、保科肥後守正之 仰付らる、病氣に付松平式部大輔忠次、奥平忠昌に 仰付らる、忠次在所への御暇下さるゝに、付光重へ代 仰付らる。

承應元年壬辰四月廿日、大猷院様 御一周 御忌に付、東叡山に於て萬部の御法會御執行に付、戸田采女正氏信と全じく、全十六日より廿日迄全所固め 仰付られ之を勤む。

全二年壬癸六月廿三日、内櫻田御門番 仰付られ、全十一月迄水野美作守勝俊、阿部備中守宣高と交代之を勤む、全年十月十六日、臺徳院様 御廟御修葺に付、御手傳 仰付らる、翌八月廿三日に至りて、御靈屋惣御門前の石橋造作、これにより 御城に於て、家來近藤庄兵衛友忠、野々山十次郎義純へ、御時服三領御羽織一領白銀卅枚づゝ、作太夫勝正、浦野四郎兵衛昌房、林喜之介可也、藤井長三郎政成へ、御時服二領御羽織一領白銀廿枚宛 拜領 仰付らる。

全三年甲午九月廿日、後光明帝 崩御に付、十月京都へ御使 仰付られ相勤む。

明暦元年乙未秋朝鮮信使來聘に付、御馳走の儀 仰付られ、墨俣旅館に於て癸未の年の如く之を勤む同二年丙申三月八日、召させられ今年九月より來々成年九月迄、大坂 御城代 仰付らる、之によりて本知の外大坂に於て五万石御加増之を下さる、同月廿三日 召させられ、在所への御暇下され、出坂の用意致すべき旨 仰付らる、御時服十領御羽織一領、白銀千兩御馬一疋之を 拜領す。

同年九月十二日、加納を發し大坂に到り、同十五日内藤忠興と交代、同十一月大坂 御本城の古井井に多門櫓木御修葺に付、御手傳 仰付られ、翌年七月に到て成就、全十二月十九日、麻布白銀に於て下屋敷地之を拜領す、

万治元年戊戌九月十五日、水野忠職と交代大坂を發し十九日加納に歸る、

全二年己亥十月、和田倉御門番 仰付られ、翌年三月迄安藤對馬守重治、土井大炊頭利重と交代之を勤む、明曆三丁酉年御本丸炎上に付、西御丸へ移らせらる、此御門大手付とあるなり

同三年庚子三月廿五日、今年九月より翌年九月迄、再大坂御城代 仰付られ、御加増、拜領物等丙申年の如し、同九月加納を發し十五日内藤忠興と交代、同年六月大坂御城雷火にて、御殿門櫓悉く破壊して、御修葺に付、御手傳 仰付らる、翌年五月晦日に到りて成就、

寛文元年辛丑九月十五日、水野忠職と交代、大坂を發して十九日加納に歸る、

同年智勝院悟心理省康長室松姫君のため、席田郡郡部村桑山に一寺を建て、修造して大慈山智勝院と號す、

同十一月十二日、大坂御城御修葺御手傳相勤候に付、御城に於て家來友成覺右衛門貞利へ、御時服三領御羽織一領白銀卅枚、竹中左兵衛勝方、佐野吉右衛門吉之、岩根源太夫吉成へ、御時服二領御羽織一領白銀廿枚宛、拜領 仰付らる、

同月十六日智勝院へ、寺領として方縣郡山崎村にて、高十九石五斗之を寄付す、廿八日大坂歸の御禮

として、幕府を拜し金馬代を献ず、

同三年癸卯六月廿七日、西 御九大手 御門番 仰付らる、翌年六月迄内藤忠興と交之を勤む、これを自身宿番を止む

同四年甲辰四月五日、嚴有院様より領知の 御朱印之を 拜領す、

同五年乙巳五月十一日、智勝院境内傍示の證狀を與ふ、

同八年戊申二月屢火災あり、五日 御奉書を以て、御城風上に出火の節は、次男孫十郎光高家來根添代官町挽橋邊へ差出で、差圖待つべきの旨 仰付らる、是光重病氣嫡男光永 在邑に付きてあり 同六日小石川出火、光高

即人數引連れ挽橋邊に出づ、火勢熾にして中御丸 天樹院様 御館に火移る、御本丸近に付、土屋但馬守數直殿の差圖を受け、人數引連れ之を防ぐ、光重病中といへども麻布白銀邸より馳來り、手勢を指揮して堅壁を破り猛火撲滅す、此間眩暈度々の處、冷水を數々呑みて自ら勵ます、之れによりて

御本丸故障あり、時に老中父子の働き感賞あり 同七日入精格別の段 上意を蒙る、光重病氣故光高へ 仰渡さる

同月廿八日内櫻田御門番 仰付らる、初め牧野飛驒守忠成、後松平日向守信行と交代之を勤む、

同七月十九日麻布白銀邸へ、上使渡邊孫三郎某を以て、御鷹の雲雀を下さる、時に病中と雖も勉て之を迎ふ、上使病中御尋の 上意を傳ふ、光重御恩意の厚きを 拜謝し奉り、且光高御老中に謁し御禮之を申上る、同晦日同所に卒す、壽四十七、法名光重寺別峯道見、美濃國桑山大慈山智勝院に葬る、

光 永

從五位下 丹波守 幼名幸松 後孫四郎 又長門守 嫡母戸田氏の養となる生母家女東山氏 室は松平(形原)駿河守源典信女

寛永廿年癸未九月九日、美濃國加納城に生る、

明曆二年丙申二月二日、加納を發し同十一日江戸に到る、同年三月十一日嚴有院様へ始めて ちみへ奉り、吳服六領金馬代を献す、

同十二月廿六日、從五位下に叙し長門守に任ず、同三年丁酉九月五日元服、

万治三年庚子八月十四日、加納を發して廿五日江戸に到る、

寛文元年辛丑十二月十五日、父光重願に依り、初めて在所加納への御暇下され、御時服五領御羽織一領 拜領す、時に願を以て滞府二年、壬寅二月五日江戸を發して十三日加納に歸る、

同二年十一月十九日、加納を發して廿八日江戸に到る、十二月五日三府の御禮申上る、此年八月光重永交代出府、凡そ父江戸に在りて子加納に在る時は在所にて 加納に歸り光交代、子江戸に在りて父加納に在る時は江戸にて交代す、

同七年丁未十一月十五日、幕府を拜し在所への暇を賜はり、御時服五領御羽織一領を拜領す、廿五日江戸を發して十二月三日加納に歸る、

同八年戊申父光重危篤に付、光永の參府之を願ひ奉る、同年七月廿三日 御奉書を以て、願の通り罷越し看病あるべきの旨光永へ 仰出さる、同廿七日加納を發し急に馳て廿九日江戸に到る、

同九月廿七日 召させられ、山吹の間に於て、父光重の遺領相違なく下さるゝの旨 上意の趣、大老

酒井雅樂頭忠清之を達せらる、時に廿六歳 本領七万石の内一万石は光重願の通り、弟孫十郎光澄、孫七郎

光堅へ五千石宛之を分ち下さる、十月五日遺跡を賜はりし御禮として幕府を拜し、御太刀一腰御時服十領御馬代黄金廿枚を奉り、御臺所へ白銀十枚を献す、幕府へ父の遺物左國廣の刀を奉る、

同十一月十三日 上使溝口左衛門某を以て、初て御鷹の雁之を下さる、御鷹の雁拜領のことは悉く之を載せず後代は其始のみを記す

同廿九日智勝院へ、その境内の地并に寺領先規の如く、相違あるまじきの旨證狀を出す、

同九年己酉正月三日、御謠初に付 御次着座相勤む、同月廿九日江戸 御城近邊大火の節は、御下知次第罷出で防ぎ候様 仰付らる、晦日郭外火あるにより、老中奉書を以て火消仰付られ、人衆を卒ひて之を防ぐ、

全年四月三日西 御丸御門番 仰付らる、全六月迄本多下野守忠泰と交代之を勤む、全十月廿八日、

稻葉美濃守政則殿、土屋但馬守數直殿 御奉書を以て大針根木兩村の百姓共、野論これあり目安差上ぐるに付、彼地へ檢視として家來兩人差遣し見分を遂げ、双方申狀承届け 言上せしむべきの旨之を仰渡さる、且委細の儀は寺社奉行小笠原山城守長頼甲斐守直澄差圖これあるに付、家來友成覺右衛門貞利、川井半太夫正憲等をして、論所を檢視し其曲直を分ち、直に江戸に到りて具さに 言上に及ぶ、翌年正月十六日 御城に於て、御褒美として友成覺右衛門貞利へ御時服四領、川井半太夫正憲、

關左右衛門直備へ御時服二領宛、拜領 仰付らる、

全十年庚戌五月十九日、加納を發して廿七日江戸に到る、全六月朔日參勤の、御禮申上ぐ、全日家來野々山内匠義任、林忠左衛門良廣 御目見 仰付らる、諸大名十萬石以下の陪臣、御目見のこと仰出さるゝに付、此度光永願を以て 御目見 仰付らる、

全十一年辛亥五月廿八日、内櫻田 御門番 仰付られ、全六月まで水野隼人正忠直と交代之を勤む、延寶二年甲寅七月十四日、内櫻田 御門番 仰付らる、翌年六月迄小笠原内匠頭長勝と交代之を勤む、全四年丙辰十二月廿六日夜、神田須田町より出火延焼多き故に、御奉書を以て火消 仰付られ、即人數引連れ之を防ぐ、

全六年戊午六月十八日、西 御九大手 御門番 仰付らる、翌年六月迄内藤左京亮義泰と交代之を勤む、

全七年七月廿三日、上使日下部權太夫某を以て御鷹の雲雀之を下さる、

全八年庚申六月、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄内藤義泰と交代之を勤む、

天和二年壬戌八月、朝鮮信使來聘に付、御馳走の儀、仰付られ、墨俣旅館に於て往來の御馳走之を勤む、

全年十二月廿八日、本郷邊より出火、老中奉書を以て火元の火勢強きに付、火先搦はず之を防ぐべき旨、仰付られ、人數引連れ之を防ぐ、

全月晦日猿樂町松平下總守弘の邸出火、御奉書を以て火消 仰付られ、人數引連れ之を防ぐ、

全日内櫻田 御門番 仰付られ、翌年六月迄松平周防守康賛と交代之を勤む、

貞享元年甲子六月、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄初石川主殿頭憲之、後松平遠江守忠俱と交代之を勤む、

全九月廿一日、常憲院様を拜し領地の 御朱印を賜はる、

全三年丙寅閏三月五日、紅葉山別當高野入道流罪に付、悴庄八郎小次郎御預り 仰付られ、加納へ差越し置く、元祿四年六月十二日庄八郎病死、小次郎は全五年五月十日に御赦免に付江戸へ差送る、

全六年六月六日、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄岡部美濃守長泰と交代之を勤む、元祿

元年戊辰六月廿七日、二御門火の番 仰付られ、翌年六月迄井伊伯耆守直武と交代之を勤む、全三年

庚午七月三日西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄板倉周防守重久と交代之を勤む、全五年

壬申、美濃國八幡城主遠藤岩松常久早世、城地沒收に付、全五月十二日老中奉書を以て、八幡城の主衛 仰付られ、且今年參勤に及ばざるの旨之を 達せらる、全七月三日、家來野々山内匠義貴、友

成覺右衛門貞昌をして、八幡の城を遠藤數馬胤親常久の名跡なり 家來より受取らしむ、上使廣田小左衛門安

利之を監す、光永も其地に到り 上使に謁す、井上中務少輔正任へ下さる、老中奉書を以て春中に引

渡すべき旨 仰付らる、全六年癸酉六月廿八日、家來野々山惣右衛門敏久、野々山四郎左衛門義淳を

して、八幡城を井上正任の家來に之を渡さしむ、上使岡野孫市宗明之を監す、

全年六月九日、西 御九火の番 仰付られ、翌年六月迄阿部對馬守宣高と交代之を勤む、

全七年申戌二月十三日、常憲院様論語 御講 拜聽 仰付らる、

全八年乙亥六月十日、西 御九火の番 仰付られ、翌年六月迄久世大和守重之と交代之を勤む、

全十年丁丑閏二月四日、美濃國圖を光永及戸田采女正氏定へ製作 仰付られ、全年十二月に至りて成就、全十二年國圖郡村の記録之を納む、

全年六月九日、内櫻田 御門番 仰付らる、翌年六月迄水野忠直と交代之を勤む、光永當番中 幕府

東叡山に詣で給ふに依りて、光永衛所に拜するの時、常例 上意あし、其後老中阿部豊後守正武を召させられ、嚮に上野參詣の時たま〜輿中に書を読み、覺へず過ぎて丹波が拜せしを勞せず、かれ平素篤實もしくは心にかけん、宜く此意を以て諭すべきのよし、上意の趣、正武之を傳ふ、光永尊意の厚きを謝し奉る、

全十二年八月十八日、年老に及ばずといへども、格別の家柄を 思召され、從四位下に叙せらるゝの旨 仰を蒙る、時に五十四歳

全十一年戊寅二月朔日、神祇道管領卜部朝臣兼敬郷に請ふて、新宮を改めて陽谷靈社と號す、

全十二年巳卯年六月十五日、西 御九火御門番仰付られ、翌年六月迄松平遠江守忠喬と交代之を勤む

全十三年庚辰六月十三日、在所へ御暇下され、定例の物 拜領の外御馬一疋 拜領、是從四位下に叙あり後御暇の度毎 拜領 せらるゝに付て

同十四年辛巳六月十五日、西 御丸山里 御殿火の番 仰付られ、翌年六月迄之を勤む、

同十二月廿八日、自今譜代の大名四品に叙せらるゝものは獨禮たるべきの旨、榊原式部大輔政國と共に仰を蒙る、

全十六年癸未六月十二日、御本丸御表向火の番 仰付られ、翌年六月迄之を勤む、御内向は牧野備後守成春之を勤む

寛永元年甲申十二月、加納に在て病篤かりければ、嗣子光通看病のため暇を請ふて、廿六日江戸を發し正月二日加納に到る、この時老中に告て、醫師長尾全庵を携へ來て診治を受く、全庵は松平讚岐守頼

時の名望官醫に齊しかりければ、老中稻葉丹後守正通に請ふて携へ到る、全庵正月三日加納に來り治療あり、二月四日加納を發して江戸に歸る、その後病ふたゝび篤ふして終に起す、この時にあたりて領内の衆民恩惠を懐ひ、伊勢大神宮に詣で、平癒を禱りしと云ふ

寶永二年乙酉二月廿九日、美濃國加納城に卒す、壽六十三、法名光永院逸山道秀、全國桑山大慈山智勝院に葬る、遺髪を高野山におさむ、

光正 子孫略す 初光直 光高 申松 孫十郎 生母は家女上原氏

高七万石の内五千石の分知、當時寄合戸田孫十光田の家、

光直

子孫略す 初光賢 千代松 孫七郎
内藏助 生母は家女尾花氏

高七万石の内五千石分知、中奥御小姓戸田隼人正光武の家

光瀨

初諱光豊 又光通と改む 從五位下 丹波守 幼名千虎 後孫四郎 又河内守
生母は家母駒井氏嫡母は松平氏の養とある 室は阿部豊後守安倍正武女

延寶二年甲寅八月廿二日、美濃國加納城に生る、

天和三年癸亥二月廿二日、加納を發して三月二日江戸に到る、七日孫四郎光豊と稱す、全年三月十五日、常憲院様へ初て 御目見 仰付らる、時に十歳

元祿元年戊辰十二月廿五日、從五位下に叙し河内守に任ず、時に十五歳前年冬、病氣 同日光通と改む、に付今年 仰付らる

同二年己巳四月十八日元服、

同三年庚午七月十二日、父光永願に依り初て在所加納への御暇下され、御時服五領御羽織一領之を拜領す、八月廿七日江戸を發して九月六日加納に歸る、

同四年辛未七月十九日、加納を發して江戸に到る、八月十五日參府御禮申上る、此時七月十日父光永 加納に歸り光通交代 江戸に到る

同六月癸酉二月廿二日、常憲院様中庸 御講 拜聽 仰付らる、

同八年乙亥五月十二日、常憲院様阿部豊後守正武の邸へ、御成の時、論語克己之章 御講終りて後、

命を蒙り光通論語日知其所亡之章之を講す、

寶永元年甲申十二月、父光永病氣危篤に付、光通御暇を願ひ奉り、同廿六日江戸を發して翌年正月二日加納に到る、この時老中に請ひ、醫師長尾全庵を携へ來りて療治を受く、

同二年乙酉二月廿九日光永卒す、同三月十五日加納を發して江戸に到る、同年四月十五日忌中と雖も弟大勝光規と共に 稻葉丹後守正通の邸に 召させられ、御老中列座、父光永の遺領相違あく下さるゝの旨之を 仰渡さる、時に卅一歳 光永願の通り光規へ合力米三千俵之を分附す、同廿一日丹波守となる

同廿八日遺跡を賜はりし御禮として幕府を拜し、御太刀一腰御時服十領御馬代黄金廿枚を奉り、桂昌院殿及び 御臺所へ白銀廿枚、文昭院殿 大納言 家宣公 へ御太刀一腰御馬代黄金十枚、御簾中へ白銀廿枚を献す、同日家來野々山内匠義貴、林忠左衛門長矩 御目見して、各御太刀馬代を献す、同五月晦日、西

御丸山里 御殿火の番 仰付られ、同七月迄之を勤む、同七月十一日内櫻田 御門番 仰付られ、同八月迄牧野備後守成春と交代之を勤む、同十一月十五日西 御丸 御奥向火の番 仰付られ、翌年六月迄之を勤む、同十一月十五日、吳服橋邸の西隣松平讃岐守頼豊の邸出火、人數引連れ西 御丸御番所へ相詰むるの處、出火近隣故速に歸られ防ぎ候様、本多佐守正永殿 上意を傳へらる、之に依り歸宅して之を防ぐ、

同三年丙戌正月三日、御謠初に付 御次着座相勤む、

同年四月六日、日光山廿日の 御名代仰付らる。
同三年六月廿八日 幕府を拜し在所への暇を賜はり、御時服十領御羽織一領を 拜領す、七月十一日 江戸を發して十九日加納に歸る、

同四年丁亥五月廿三日、加納を發して六月五日江戸に到る、十日參勤の御禮として 幕府を拜し、御太刀一腰御時服十領馬代黄金一枚を奉り、文昭院殿へ御太刀一腰御馬代黄金一枚御臺所へ白銀一枚、御簾中へ白銀三枚を献す、同六月十二日土屋相模守政直によりて、茶字縞卅卷を 幕府に献す、

同年六月十五日、櫻田 御門番 仰付られ、翌年六月迄はじめ蜂須賀飛騨守隆長と交代し、後松平伊豆守信輝隆長に代り、又水野忠直信輝に代る、

全年十二月七日、小石川金剛寺坂邊に出火、 御奉書を以て火消、仰付られ、即人數人引連れ水戸家八重姫君 常憲院殿の御養女 御守殿を防ぐ、

全五年戊子年四月三日、日光山廿日の 御名代 仰付らる、

全年六月十九日、光通本多能登守忠常、龜井隱岐守慈親と全しく、召させられ 禁裏御造營の御手傳を 仰付らる、七月家臣等を京及伏見大坂に遣して其事を掌らしむ、此年三月 内裏炎上、有馬玄蕃領内水損多き故 是に代らる、 同六年己丑七月廿六日上棟終る、之に依りて八月廿一日京都に到る、九月廿六日新造の 御殿を、公郷兼并に修理職に渡す、同月十六日 假皇居近衛殿に朝參す、勅ありて眞太刀次廣一腰

拾遺和歌集一部を賜はる、この日京都を發して加納に歸る、十一月十五日、幕府 文昭院殿 より 禁裏造營

成就せしにより、御時服十領、拜領 仰付らる、時に光通在邑ゆへ、名代弟光規を以て之を 拜領す

同廿八日 御城に以て、家來林忠左衛門長矩へ、御時服三領御羽織一領白銀十枚、河原吉兵衛貞頼、

友成新右衛門尚徳、伊賀治部大夫武寛へ、御時服二領御羽織一枚白銀十枚宛 拜領 仰付らる、

同七年庚寅三月廿六日、勅使 院使 參向に付、東叡山中堂固め 仰付られ相勤む、

同年四月六日西 御九大手 御門番 仰付られ、同六月迄小笠原信濃守長田と交代之を勤む、

正徳元年辛卯正月十六日、御奉書を以て 御用これある間、來月十日前參府あるべき旨 仰渡らる、

同廿六日加納を發して同二月四日江戸に到る、

同年二月十五日、井上河内守正岑殿邸へ召させられ、御老中列座、山城國淀へ所替 仰付らるゝの旨 名代戸田采女正氏定へ 仰渡さる、養母の忌 中故あり 同國久世綴喜紀伊相樂、并に河内國石川高安古市、攝津

國嶋下、近江國野洲栗本甲賀十一郡の内六万石之を領す、

同四月朔日、此秋朝鮮信使來聘によりて、淀に於て御馳走の儀 仰付らる、

同四月三日、移封の御禮として、幕府を拜し、御太刀一腰御馬代黄金一枚を奉り、御臺所へ白銀十枚

を献す、

同五月十五日、家來野々山内匠義貴、友成覺右衛門貞昌をして、加納城を安藤右京進重行の家來に之

を渡さしむ、上使細井佐次右衛門勝郷、渡邊久藏廣來りて之を監す、同日家來林忠左衛門長矩、中柴源兵衛末友をして、淀城を石川石之介總廣の家來より之を受取らしむ、上使井上左衛門重行、小尾庄左衛門正興之を監す、廿三日江戸を發して六月四日初めて淀城に到る、

同九月廿七日、朝鮮信使淀旅館止宿、同十二月八日又同所に憩ふ、これに依りて往來の御馳走之を勤む、

同二年壬辰四月十九日、文照院様より領知の御朱印之を下さる、時に光通在邑に付、名代戸田備後守重利を以て之を拜領す、

同年十月十四日、文照院様薨御に付、同十八日非常の節は人數召連れ、馬場先御門の固め、仰付らる、同三年癸巳七月諱を光熙と改む、

同四年甲午年九月十九日、西御九大手御門番仰付られ、翌年五月迄小笠原佐渡守長熙と交代之を勤む、

享保元年丙申十月十三日、願を以て三男三之助光深を歸宗せしめて嗣となす、是より先き光深戸田播磨守光規の養子となりしが、光熙の長子龜四郎早世せしによりてあり光熙同十月廿三日、大和國郡山は淀と交代の處たりと雖も、本多廣之介忠村は幼少、光熙は疾あるを以て、共に封地に行くこと能はず近江國膳所の城主本多下總守康命へ御暇以後膳所と交代の旨にて光熙今年滞府仰付らる、

同二年丁酉九月四日、江戸麻布白銀邸に卒す、壽四十四、法名寶雲院德翁良泰、美濃國桑山大慈山智勝院に葬る、遺髪を高野山に納む、

光規 從五位下 戸田播磨守 幼名幾松 後孫之亟と改む
内記又大膳と改む 生母は光熙に同じ
延寶六年戊午五月廿六日、美濃國加納城に生る、

元祿八年乙亥五月廿二日、父光永と共に加納を發し六月二日江戸に到る、同年七月廿五日幕府にまみへ奉り、御太刀一腰御時服三領御馬代白銀一枚を献す、時に十八歳

同九年丙子六月廿七日、父と共に加納に歸る、此後十六年癸未に到る迄父と參勤す、寶永元年甲申正月廿三日、父と共に召させられ中奥御小姓仰付らる、

同二年乙酉四月十五日、父光永の遺請に任せられ、光規へ合力米三千俵分與ふべきの旨仰を蒙る、全三年丙戌十一月廿三日、麻布に於て新に屋敷地千卅七坪を賜はる、

全年十二月廿三日、從五位下に叙し播磨守に任す、時に廿六歳
正徳四年甲午三月十七日、來年四月、公百回御忌に付日光山に於て、御法會御用仰付らる、

同五年乙未三月廿四日、日光山への御暇下され、御時服二領御羽織一領之を拜領す、同四月十二日江戸を發して、十七日御法會御用を勤め、廿三日江戸に歸る、

享保元年丙申二月晦日、病氣危篤に付願を以て、兄光熙の三男三之助光深を養子となす、

同年閏二月十九日、江戸愛宕下邸に卒す、壽卅九、法名光規院明山孤天、江戸小石川瑞鳳山祥雲寺に葬り、遺髪を高野山におさむ。

光 慈 初諱光深又光茂 從五位下 丹波守 幼名三之助 後孫四郎 生母は家女都筑氏、嫡母阿部氏の養とある、室は松平(形原)紀伊守源信峯女

正徳二年壬辰九月廿二日、山城國淀城に生る、

享保元年丙申十月廿二日、兄光熙の嫡子となる、

同二年丁酉九月四日、父光熙卒す之れに依りて、同十月五日淀を發して同廿一日江戸に到る、

同年十一月朔日、召させられ御老中列座、父光熙の遺領相違かく之を下さる、時に六才 幼少にて名

代松平紀伊守信峯へ 仰付らる、同日志摩國鳥羽へ所替 仰付られ、答志英虞、三河國渥美寶飯設樂

額田、伊勢國度會多氣飯野、近江國蒲生十郡の内六萬石を領す、

同月十二日、名代松平信峯を以て 幕府有徳院殿を拜し、御太刀一腰御時服十領御馬代黄金廿枚を奉

り、且移封の御禮として、御太刀一腰御時服六領御馬代黄金一枚を献じ、遺物國資の刀を奉る、同日

孫四郎光茂と改む、

同十三日志摩國より出る女手形の儀、板倉近江守重治の時の通り、今切御關所へ判鑑出し置き、向後

自分手形にて相通すべく仰付らる、同三年戊戌三月十一日、家來野々山善太夫通義、友成覺右衛門貞

昌をして、淀城を松平和泉守乗邑の家來に之を渡さしむ、上使朝倉甚十郎景孝、杉浦八郎五郎勝照之

を監す、同日家來戸田圖書冬親、中柴源兵衛末真をして、鳥羽城を板倉重治の家來より受取らしむ、

上使竹中彦八郎重能、蒔田讃岐守廣蕃之を監す、

同月十五日諱を光慈と改む、

同年六月廿八日、有徳院様より領知の 御朱印を下さる、幼少にて戸田肥前守政峯を以て之を 拜領

す、

同四年己亥四月廿三日、此秋朝鮮信使歸國の節、遠江國新井驛より山城國淀迄の鞍皆具 御用 仰付

らる、同十一月に到り之を勤む、

同八年癸卯四月朔日、幕府にまみえ奉り、御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄金一枚を献す、家臣野々山内

匠通義、近藤兵右藤門正峯 御目見して、各御太刀馬代を献す、

全九年甲辰三月十九日、大手組防火の役 仰付られ、全九月迄之を勤む、

全十年乙巳十月十八日、御座の間に 召させられ、鳥羽塙狹にて家來大勢持ちて、難儀の趣 上聽に

達し、幼少に候へ共先祖の舊知に付、信州松本へ所替 仰付らる、の旨 上意を蒙る、全國安曇郡筑

摩郡二郡の内六万石之を領す、廿八日移封の御禮として、幕府を拜し、御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄

金一枚を奉り、惇信院殿 大納言 家重公 へ御太刀一腰御馬代黄金一枚を献す、

全年十一月十五日、上使牧野一學某を以て初て御鷹の雁之を下さる、

全十二月十八日、從五位下に叙し丹波守に任す、時に十廿八日叙爵の御禮として 幕府を拜し、御太刀一腰馬代黄金一枚を奉る、惇信院殿へ献する所も之に全じ、四歳
全十一年丙午正月三日、御謠初に付 御次着座相勤む、

全年三月廿一日、家來野々山内匠通義、戸田主税冬義をして、鳥羽城を稻垣攝津守昭賢の家來に之を渡さしむ、上使倉橋内匠久直、三好監物文政之を監す、同日家來近藤兵右衛門正峯、西郷新兵衛元智をして、松本城を真田伊豆守幸道の家來より受取らしむ、上使水谷彌之介勝比、松前刑部尙廣之を監す、

同十二月廿八日、來年來々年迄の内、在所立の駒一疋之を献すべし、其後四五年に一疋宛之を献すべき旨、松平左近將監乘邑殿之を 達せらる、

同十二年丁未閏正月廿八日、幕府を拜し領知の 御朱印を賜はる、同二月十八日元服、

同八月十三日、有徳院様より來年四月 日光山 御宮へ 御參詣に付、彼地に於て勤番 仰付らる、同十三年戊申四月十日、江戸を發し全十三日 日光山に到る、十七日 御參詣の時、瀧尾地藏堂前行者堂入口、外山遠見共に固め相勤む、十八日 東照宮 御神前へ御太刀一腰御馬代白銀五枚、大猷院殿 御靈前へ御太刀一腰御馬代白銀三枚を献す、十九日 日光山を發して廿三日江戸に歸る、廿五日幕府を拜して、遷御を賀し二種一荷を奉り、惇信院殿へ一種一荷を献す、この日 上意を蒙る、

全年五月八日、櫻田組防火の役 仰付られ、九月迄之を勤む、

全十五年庚戌三月十九日、大手組防火の役 仰付られ、九月迄之を勤む、九月廿三日 幕府を拜し、初て在所への御暇を賜はり、紗綾五卷を拜領し、惇信院殿より三卷を賜はる、十一月十五日江戸を發して、廿一日初て松本に到る、

全十六年辛亥五月廿八日、願を以て弟織之介光英召連れ八月領内を巡視す、年七十以上の老へ穀と綿とを與ふ、諸民の歡唱今に傳へて、其 慰ひし所を存するあり、

全十七年壬子五月廿六日、松本を發して六月二日江戸に到る、十三日參勤の御禮として 幕府を拜し御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄金一枚を奉り、惇信院殿へ御太刀一腰御馬代黄金一枚、御簾中へ白銀三枚を献す、

全十七年壬子六月十六日、内櫻田 御門番 仰付られ、小笠原壹岐守長瀬と交代之を勤む、

全八月九日病氣危篤に付、弟織之介光英を養子に願奉る、全月十一日江戸吳服橋の邸に卒す、年廿一 法名泰心院穆堂良恭、美濃國桑山大慈山智勝院に葬り、遺髪を高野山に納む、

光雄 初諱光英 從五位下 丹波守 幼名織之介 生母は家女小野氏光 熙の五男 光慈の養子となる、室は佐竹右京太夫源義峯女

享保元年丙申八月廿二日、山城國淀城に生る、同十五年庚戌十二月十八日元服、同十七年壬子八月九日、兄光慈末期の願によりて嗣となす、同月十一日光慈卒す、同廿八日松本を發して九月三日江戸に

到る、

四

同年十月五日、波の間に 召させられ、御老中列座、光慈願の通り養子、仰付られ、遺領相違なく下さるゝの旨、酒井讃岐守忠言殿之を 仰渡さる、同日諱光雄と改む、全月十五日遺跡を賜はりし御禮として、幕府有徳院殿を拜し、御太刀一腰黄金三枚縮緬五卷御馬一匹を奉り、信惇院殿 大納言 家重公へ御太刀一腰黄金三枚、御簾中へ白銀五枚を献ず、この日家臣野々山内匠通義、林忠左衛門良邊 御目見して、各御太刀馬代を献ず、

同年十一月十五日、上使米津小太夫田岡を以て初て御鷹の雁を賜はる、

同年十二月十六日、従五位下に叙し丹波守に任す、時に十九歳

同十八年癸丑正月三日、御謚初に付 御次着座相勤む、

同年正月七日、叙爵の御禮として 幕府を拜し、御太刀一腰御馬代黄金一枚を奉る、惇信院殿へ献ずる所も之に全じ、

同年二月六日、大手組防火の役 仰付られ、同六月迄相勤む、

同年六月十三日、幕府を拜し初めて在所への暇を賜はり、紗綾五卷を 拜領し、惇信院殿より三卷を賜はる、同月廿五日江戸を發して七月朔日松本に歸る、

同十九年甲寅五月廿八日、松本を發して六月五日江戸に到る、十一日參勤の御禮として 幕府を拜し

御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄金一枚を奉り、惇信院殿へ御太刀一腰御馬代黄金一枚を献ず、

同廿年乙卯閏三月十九日、信濃國より出る女并に囚人等、碓井福島兩御關所通り手形、差出べき旨

仰付らる、享保十年乙巳の秋水野忠恒家絶斷によりて、高遠城主内藤大和守

頼郷此事を掌りしが、今度光雄に 仰付られ、後代々之を司る、

元文元年丙辰六月十六日、内櫻田 御門の守衛 仰付られ、翌年六月迄内藤政樹と交代して之を勤む

同三年戊午六月廿二日、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年四月迄酒井備後守忠存と交代之を勤む、

同四年己未四月二日、日光山廿日の 御名代 仰付らる、同十日全所への御暇下され、御時服五領御

羽織之を下さる、十六日江戸を發し廿日 御靈前へ 御代拜を勤め、其事終りて 東照宮を拜し、御

太刀一腰白銀五十兩を献ず、また 大猷院殿 御廟を拜し、白銀五十兩を献ず、即日全所を發し廿三

日江戸に歸る、廿四日 御座の間に於て 御名代相勤むる旨、言上に及び 上意を蒙る、

全五年庚申六月十四日、外櫻田 御門番 仰付られ、翌年六月迄内藤紀伊守信興と交代之を勤む、

寛保二年壬戌六月廿四日、櫻田方防火の役 仰付られ、翌年六月迄之を勤む、

全三年癸亥十一月廿六日、信濃國筑摩伊那佐久小縣四郡の内、百五十九ヶ村高五萬三千二百九十二石餘預けられ、租税の事を掌り訟を聽べきの旨 仰付らる、

延享元年甲子六月十四日、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年正月迄内藤信興と交代之を勤む、

全二年乙丑正月十三日、來三月紅葉山 御宮に於て、八講御執行之あるに付、梶井御門跡御下向、これに依り御馳走 仰付られ、東叡山觀成院に於て之を勤む、三月十八日八講御執行畢て、御太刀一腰 白銀一枚を 東叡山 御宮に献す、

全三年丙寅十月十一日、幕府淳信院殿を拜し、領地の 御朱印を賜はる、

全四年丁卯四月十六日、二 御丸 御殿出火 人數召連れ辰口に到る、若年寄本多伊豫守忠統の差圖に依りて、白鳥堀御多門を防ぐ、老中酒井雅樂頭忠恭の指揮を受け、二 御丸北の御多門へ人數を分け之を防ぎ、兩所恙なかりしかば、これによりて五月朔日 上意を蒙る、

全月十六日、紅葉山 御宮 御靈屋火の番 仰付られ、全六月迄之を勤む、

全十月廿五日來六月、朝鮮信使歸國の節、江戸より遠江國舞坂迄、乘馬并に鞍皆具 御用 仰付られ之を相勤む、

寛延元年戊辰六月十四日、内櫻田 御門番 仰付られ、翌六月迄土屋能登守篤直と交代之を勤む、

全年十二月七日、從次郎光徳を嗣とあす、

寶曆元年辛未正月十四日、内櫻田 御門番 仰付られ、全六月迄始め土屋大炊頭利豊後、土谷篤直と交代之を勤む、同二年壬申六月十三日、西 御丸大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄内藤信興と交代之を勤む、

同四年甲戌三月廿一日、信濃國御預所の内、筑摩郡廿六ヶ村、小縣郡四ヶ村、高一万三千石余、代官

天野介治郎某へ引渡すべき旨 仰付られ、同五月之を引渡す、

同年六月十三日、西 御丸大手 御門番 仰付られ、同七月迄戸田采女正氏英と交代之を勤む、

同七月八日紅葉山 御宮 御靈屋、火の番 仰付られ、翌年六月迄之を勤む、

同六年丙子六月十三日、内櫻田 御門番 仰付られ、同十月迄初久世出雲守廣明、後本多下總守康桓と交代之を勤む、

同年十一月朔日、江戸吳服橋の邸に卒す、年四十一、法名萬彰院松岩元盛、美濃國大慈山智勝院に蒙り、遺髪を高野山に納む、

光 徳 從五位下 丹波守 幼名豊松 從次郎 又近江守と改む

生母は家女樽氏 室は阿部飛驒守安倍正名女

元文元年丙辰正月二日、信濃國松本城に生る、寛延元年戊辰十二月七日光雄の嗣子とある、

寛延二年己巳三月廿一日、松本を發し同月廿七日江戸に到る、五月十五月初て 幕府淳信院殿にまみへ奉り、御太刀一腰紗綾五卷御馬代白銀一枚を奉り、俊明院殿 大納言家 治公へ 御太刀一腰御馬代白銀五枚を

献す、時に十四歳

同十二月十八日、從五位下近江守に叙任せらる、同月叙位の御禮として 幕府を拜し、御太刀一腰御馬代白銀一枚を奉る、俊明院殿へ献する所もこれに全じ、

寶曆元年辛未五月十九日、元服。

全六年丙子閏十一月廿二日、波の間に 召させられ、御老中列座、父光雄の遺領相違かく之を下さる旨、堀田相模守正亮殿之を 仰渡さる、時に廿一歳 全月廿三日丹波守と改む、

全年十二月朔日、遺跡を賜はりし御禮として 幕府を拜し、御太刀一腰黄金三枚縮緬五卷御馬一疋を奉り、俊明院殿へ御太刀一腰黄金三枚、御簾中へ白銀五枚を献す、此日家臣野々山内匠雄義、西郷新兵衛元運 御目見して、各御太刀馬代を献す、

全七年丁丑正月三日、御謠初に付 御次着座相勤む、全年二月十六日、大手防火の役 仰付られ、全六月迄之を勤む、

全六月十二日、幕府を拜し、初へ在所への暇を賜はり、縮緬五卷を 拜領し、俊明院殿より三卷を賜はる、七月三日江戸を發して九日松本に歸る、

全八年戊寅五月廿四日、松本を發して六月朔日江戸に到る、十一日參勤の御禮として 幕府を拜し、御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄金一枚を奉り、俊明院殿へ御太刀一腰御馬代黄金一枚、御簾中へ白銀一枚を献す、

全六月十四日、内櫻田 御門番 仰付られ、翌年正月迄内藤能登守政陽と交代之を勤む、
全年十一月朔日、上使永井伊織某を以て、初て御鷹の雁之を下さる、

全九年己卯正月八日、病氣危篤に付弟唯吉光之を養子に願ひ奉る、全日江戸吳服橋の邸に卒す、年廿四、法名壺春院洞外義仙、美濃國桑山大慈山智勝院に葬り、遺髪を高野山に納む、

光 和 初諱光之 從五位下 丹波守 幼名爲三郎後唯吉 隱居後伊勢守と改む 養母は阿部正允の女 生母は家女久田氏 實は光雄の七男あり 室は松平(越知)右近將監源武元女離別

延享元年甲子九月廿六日、信濃國松本城に生る、寶曆九年己卯正月八日、兄光德末期の願によりて嗣とある、全廿四日松本を發して全二日朔日江戸に到る、

全三年三月四日、光德の遺跡六万石を賜はる、時に十六歳、名代松平佐渡守信直へ波の間に於て 御老中列座、光德願の通り養子 仰付らる、遺領相違なく下さるゝの旨、堀田相模守正亮殿 仰渡さる、

全月五日諱を光和と改む、

全月十五日、遺跡を賜はりし御禮として 幕府淳信院殿を拜し、御太刀一腰黄金三枚縮緬五卷御馬一疋を奉り、俊明院殿 大納言 家治公 へ御太刀一腰御馬代黄金三枚、御簾中へ白銀五枚を献す、この日家臣野々

山内匠和義、西郷新兵衛元運 御目見して、各御太刀御馬代を献す、

全年六月十三日、内櫻田 御門番 仰付られ、翌年六月迄小笠原佐渡長恭と交代之を勤む、

全十月廿五日、上使依田金十郎恒信を以て、初て御鷹の雁を賜はる、

全十二月七日、從五下に叙し丹波守に任ず、時に十六歳、全十五日叙爵の御禮として、幕府を拜し、御太刀一腰黄金一枚を奉る、俊明院殿へ献する所も之に全じ、

全十年庚辰正月三日、御謠初に付、御次着座相勤む、全三月七日元服、
全六月十三日、幕府俊明院殿を拜し、初て在所への暇を賜はり、紗綾五卷を拜領し、惇信院大御所
家重公より三卷を賜はる、廿一日江戸を發して廿七日松本に歸る。

全十一年辛巳五月廿五日、松本を發して六月二日江戸に到る、十一日參勤の御禮として、幕府を拜し
御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄金一枚を奉り、惇信院殿へ御太刀一腰御馬代黄金一枚、御臺所へ白銀
三枚を献す、

全十一年辛巳七月十三日、大手組防火の役、仰付られ、翌年六月迄之を勤む、
全十年十月廿一日、俊明院様より領知の御朱印を賜はる、

全十三年癸未七月朔日、大手御門番、仰付られ、八月迄牧野駿河守忠寛と交代之を勤む、
全年八月十三日、紅葉山御宮御靈屋火の番、仰付られ、全十一月迄之を勤む、

明和元年甲申二月、朝鮮信使來聘に付、遠江國舞坂より江戸迄鞍皆具御用、仰付られ、之を相勤む
全二年乙酉六月十五日、西御九大手御門番、仰付られ、翌年六月迄青山大和守幸道と交代之を勤
む、

全四年丁亥六月廿二日、西九御門の守衛、仰付られ、十月迄水野和泉守忠任と交代して之を勤む、
全十月十二日、召させられ、御座の間に於て、奏者番、仰付らるゝの旨、上意を蒙る、時に廿四歳

十五日役儀の御禮として、幕府を拜し、御太刀一腰御馬代白銀一枚を奉る、孝恭院殿大納言家基公へ献ずる
所も之に全し、

全六年己丑五月十八日、在邑に付、御奉書を以て、俊明院様來る辰年四月、日光山、御宮、御參詣の
節供奉、仰付らる、

全八年辛卯九月廿三日、來四月、日光山、御參詣御延引、仰出さる、
安永元年壬辰九月十日、病氣に付願を以て、奏者番并に日光山御供奉、御免を蒙る、
全三年甲午十二月九日、病氣に付願の通り隠居、仰付られ、時に卅一歳叔父實は慶十郎光受を相續せまむ
全月廿一日伊勢守と改む、

全四年乙未七月廿四日、江戸愛宕下の邸に卒す、年卅二、法名泰量院義範勇見、美濃國桑山大慈山智
勝院に葬り、遺髪を高野山に納む、

光悌 初諱光受、從五位下、若狭守、初名慶十郎、後丹波守と改む、生母は家女谷口氏、室は阿部能登守安倍正敏女
寶曆甲戌十月十七日、江戸吳服橋の邸に生る、

全十一年辛巳四月廿六日、江戸を發し五月二日松本に到る、
明和六年己丑五月廿一日、元服、
安永三年甲午十一月九日、光和と共に、召させられ、光和病氣に付名代松平紀伊守信直と共に、光受

へ波の間に於て御老中列座、光和願の通り隠居 仰付られ、光受へ家督相續相違なく 仰付らるゝ旨
松平右近將監武元殿之を 仰渡さる、時に廿三歳、全日諱を光悌と改む、全十五日家督の御禮として
幕府俊明院殿を拜し、御太刀一腰黄金三枚縮緬五卷御馬一疋を奉り、孝恭院 大納言
家基公へ御太刀一腰御馬
代黄金三枚を献す、この日家臣野々山内匠和義、友成覺右衛門貞泰 御目見して、各御太刀馬代を献
す、

全十一月廿八日、從五位下に叙し丹波守に任ず、時に廿三歳十二月七日叙爵の御禮として 幕府を拜し、
御太刀一腰黄金一枚を奉る、孝恭院殿へ献する所之に全じ、

全四年乙未正月三日、御謠初に付 御次着座相勤む、

全年二月九日、内櫻田 御門番 仰付られ、全七月迄、初松平信直、後石川日向守總純と交代之を勤
む、

全九月廿三日、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄松平内膳正定奉、本多紀伊守正俱、又
板倉隠岐守勝從と交代之を勤む、全十一月廿九日、上使松平與次右衛門忠英を以て、初て御鷹の雁之
を下さる、

全五年丙申六月十三日、幕府を拜し初て在所への暇を賜はり、紗綾五卷を拜領し、孝恭院殿より、三
巻を賜はる、七月三日江戸を發して松本に歸る、

全六年丁酉二月八日、召させられ在邑に付、名代建部内匠頭政賢へ芙蓉の間に於て、去年松本城下井
に侍屋敷、其外數多焼失難儀たるべく、思召され、依て金六千兩拜借 仰付らるゝの旨、御老中列座
板倉佐渡守勝清殿之を、達せらる、

全月廿八日、老中奉書を以て、去年火災により十月に到り參勤すべきの旨之を達せらる、十月三日松
本を發して九日江戸に到る、十九日參勤の御禮として、幕府を拜し、御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄金
一枚を奉り、孝恭院殿へ御太刀一腰御馬代黄金一枚を献す、

全七年戊戌四月廿二日、内櫻田 御門番 仰付られ、同六月迄土井主膳正利和と交代して之を勤む、
同九年庚子四月二日、日光山 大猷院殿 御靈前へ 御名代 仰付られ、同八日同所への御暇下され
御時服五領御羽織一領を賜はる、十六日江戸を發して十九日 日光山に到る、廿日 御靈前へ 御代
拜を勤め、其事終りて 東照宮を拜し、御太刀一腰白銀卅兩を献す、又大猷院殿の 御廟を拜し、白
銀卅兩を献す、即日同所を發して廿三日江戸に歸る、

天明元年辛丑六月十六日、西 御九大手、御門番、仰付られ、翌年六月迄小笠原津八郎長堯と交代之
を勤む、同年九月十九日若狹守と改む、

同三年癸卯七月十三日、大手方防火の役 仰付られ、翌年四月迄之を勤む、同四年甲辰四月廿六日、
内櫻田 御門の守衛 仰付られ、六月迄小笠原長堯と交代して之を勤む、

同四年甲辰十一月朔日、領内の百姓報恩のため、年貢の外糶子二千百九十俵餘を納む、是れ去年五穀凶荒なりしを施救せしに依て、祖廟に薦め家臣に分ち與へ庶民を賑はす、

同五年乙巳二月二日、御預所信濃國佐久郡四十四ヶ村と、同國伊那郡筑摩郡二十五ヶ村、高一万二千八百二十六石餘最寄替 仰付られ、翌年六月迄初め小笠原長堯、後牧野佐渡守定成と交代之を勤む、

同六年丙午六月廿日、病氣危篤に付、分知内藏助光爲次男午之介光信を養子に願奉る、同月廿一日江戸吳服橋の邸に卒す、年卅三、法名本覺院則道了規、美濃國桑山大慈山智勝院に葬り、遺髪を高野山に納む、

某 幼名金三郎 後孫三郎と改む 母は家女玉生氏

明和六年己丑十一月十三日、信濃國松本城に生る、安永五年丙申七月廿日同所に卒す、時に八歳 法名秋桂院月岫淨珊、同國筑摩郡淺間智恵山真觀寺に葬る、

光行 初諱光信 從五位下 丹波守 幼名午之介 後彈正少弼 又河内守と改む 隱居後主膳正 又竹翁と改む 實は分知戸内内藏助光爲の二男あり 養母は阿部正敏の女 生母は家女和田氏 室は光悌女

明和六年己丑三月廿九日、江戸麻布長坂の邸に生る、

天明三年癸卯十一月十五日、元服光信と稱す、

天明六年丙午六月廿日、召させられ病氣に付、松平紀伊守信道へ波の間に於て、御老中列座、光悌願の通り養子 仰付られ、八月十四日遺跡六萬石を賜はる、時に十八歳、九月朔日遺跡を賜はりし御禮として老中に謁し、御太刀一腰黄金三枚縮緬五卷御馬一疋を奉り、是 幕府俊明院殿 御不 例によりてなり

文恭院殿 大納言 家齊公 へ御太刀一腰御馬代黄金三枚を献す、

同十一月十五日、文恭院様へ始て 御目見 仰付らる、同日家來野々山内藏助和義、野々山圖書義陽 御目見 仰付らる、

同十二月七日、幕府を拜し初て在所への暇を賜はり、紗綾五卷を 拜領す、十六日江戸を發して廿五日松本に到る、

同七年丁未五月廿五日、松本を發して六月三日江戸に到る、參勤の御禮として 幕府を拜し、御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄金一枚を献す、

同年六月廿四日、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄水野左近將監忠鼎と交代之を勤む、

同年十一月十二日 上使奥田主馬高寛、初て御鷹の雁之を下さる、

同十二月十八日、從五位下に叙し彈正少弼に任す、時に十九歳、廿三日叙爵の御禮として 幕府を拜し、御太刀一腰御馬代黄金一枚を奉る、

同年三月五日、文恭院様領知の 御朱印之を拜領す、

同四月二日、日光山 大猷院殿 御靈前へ 御名代 仰付られ、同八日同所の御暇下され、御時服五領御羽織一領之を 拜領す、十六日江戸を發し十九日 日光山に到り、廿日 御靈前へ 御名代を勤め、其事終りて 東照宮を拜し、御太刀一腰白銀卅兩を献す、又 大猷院殿 御廟を拜し白銀卅兩を献す、即日同所を發して廿三日江戸に歸る、廿四日 御座の間に於て 御名代相勤むるの旨 言上に及び 上意を蒙る、

寛政元年己酉六月廿二日、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄本多伯耆守正温と交代之を勤む、

同二年庚戌三月廿七日、諱を光行と、改む同年四月廿日河内守と改む、

同三年辛亥六月十六日、大手方防火の役 仰付られ、翌年六月迄之を勤む、

同五年癸丑三月四日、丹波守と改む、同年六月十九日、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄松平下總守忠功、後岡部美濃守長備と交代之を勤む、

同六年甲寅二月廿四日、願を以て榮松光壯を養子となす、

同七年乙卯六月十四日、内櫻田 御門番 仰付られ、翌年六月迄小笠原佐渡守長堯と交代之を勤む、

同九年丁己五月朔日、神祇道管領卜部朝臣良連郷に請ふて、渥美郡田原に祀る所の片宮今宮を、松本城内に勧請す、

同六月十四日、紅葉山 御宮 御靈屋火の番 仰付られ、翌年二月迄之を勤む、

同十年戊午二月三日、内櫻田 御門番 仰付られ、同六月迄松平伯耆守宗允と交代之を勤む、

同十一年己未四月廿七日、在邑に付 御奉書を以て、濃洲勢州尾州東海道筋川々御普請 御用 仰付らる、同年十二月十五日 召させられ、川々御普請 御用相勤候に付、御時服十領 拜領 仰付らる

光行病氣故嫡子光壯を以て之を 拜領す、同十九日 御城に於て、家來中柴源兵衛未完へ 御時服

三領御羽織一領白銀卅枚、野々山伴左衛門義隣、近藤源右衛門正邦へ 御時服三領御羽織一領白銀廿

枚宛、石川彦兵衛秀政、渡邊作左衛門怒任へ、御時服二領御羽織一領白銀十枚宛 拜領 仰付らる、

時に卅歳

同十二年庚申二月廿三日、病あるが故に願ひを以て致仕、光壯を繼立せしむ、廿四日主膳正となる、

廿八日致仕の御禮として、名代三宅備前守康友 幕府を拜し、御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄金一枚を奉る、大納言 家慶公へ、御太刀一腰御馬代黄金一枚を献す、

文政十二年己丑八月五日、剃髪して竹翁と改む、

天保十年己亥十二月十七日、江戸麻布白銀の邸に卒す、年七十七、法名瑞光院祥巖道麟、信濃國筑摩郡埋橋の郷に葬り、遺髪を高野山に納む、

光年

初諱光壯 從四位下 丹波守 幼名榮松 河内守と改む 養母は光悌女 生母は家女梶原氏實は光悌の長男なり 室は戸田采女正藤原氏致女 後室は松平阿波守源重喜の女

天明元年辛丑四月廿五日、松本城に生る、
 同五年乙巳五月十五日、松本を發し廿五日江戸に到る、
 寛政六年甲寅二月廿四日、光行の嗣とある、同四月朔日初て 幕府文恭院に見へ、御太刀一腰紗綾五
 卷御馬代白銀一枚を奉り、敏次郎君へ御太刀一腰御馬代白銀五枚を献す、時に十四歳
 同十二月十六日、從五位下に叙し河内守に任す、廿二日叙爵の御禮として、幕府を拜し、御太刀一腰
 御馬代白銀一枚を奉る、敏次郎君へ献ずる所も之に同じ、
 同八年丙辰四月廿三日、元服、
 同九年丁巳六月十三日、父光行願に依り初て在所松本への御暇下され、紗綾五卷 拜領、大納言様よ
 り同三卷 拜領、同月廿二日江戸を發し廿八日松本に歸る、
 同十年戊午五月朔日、松本を發して七日江戸に到る、十五日參府の御禮として、幕府を拜し、御太刀
 一腰紗綾五卷御馬代白銀一枚を奉る、大納言家慶公へ、御太刀一腰御馬代白銀三枚を献す、
 同十二年庚申二月廿三日、父光行共に 召させらる、光行病氣に付名代三宅備前守康友并に光壯へ、
 波の間に於て御老中列座、光行願の通り隠居 仰付られ、光壯へ家督相違なく 仰付らるゝの旨、松
 平伊豆守信明殿之を 仰渡さる、時に廿歳同月廿四日丹波守と改む、廿八日家督の御禮として 幕府を拜
 し、御太刀一腰黄金三枚縮緬五卷御馬一疋を奉り、大納言家慶公へ御太刀一腰黄金三枚、御臺所へ白

銀五枚を献す、此日家臣野々山内匠行義、西郷新兵衛元純 御目見して、各御太刀馬代を献す、
 同六月十三日、幕府を拜し在所の暇を賜はり、紗綾五卷を 拜領す、大納言家慶公より三卷を賜はる
 七月九日江戸を發して十六日松本に歸る、
 享和元年辛酉五月廿八日、松本を發して六月四日江戸に到る、十一日參府の御禮として 幕府を拜し
 御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄金一枚を奉り、大納言家慶公へ、御太刀一腰御馬代黄金一枚、御臺所
 へ白銀三枚を献す、
 同年六月十四日、内櫻田 御門番 仰付られ、翌年六月迄板倉周防守勝俊と交代之を勤む、
 同年十一月十九日、上使初鹿野傳右衛門英信を以て、御鷹の雁之を下さる、
 同二年壬戌正月三日、御謠初に付 御次着座之を勤む、
 同年八月御預所百一ヶ村の者共、冥加として粗差出度旨申立に付、右村々凶年の備として之を囲ひ置
 かしむ、
 同三年癸亥八月十五日、西 御丸大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄松平伊賀守忠濟と交代之を勤
 む、
 同年九月朔日、御白書院 御縁頼に於て、御預執計方宜敷百姓共一同安堵致し、冥加として粗差出度
 申立に付、右村々凶年の備として囲置かせ候由、畢竟常々心を用ひ、家來共も取斗方行届候事と相聞

へ、一段の儀委細 御聽にも入るの旨、御老中列座牧野備前守忠精殿之を 仰渡さる、
同十一月領内の諸民報恩として、年貢の外糶子二千俵余金子二百兩を納む、依て祖廟に薦め、家臣に
頒ち庶民を賑はす、

文化二年丑閏八月廿二日、内櫻田 御門番 仰付られ、翌年三月迄本多豊前守正意と交代之を勤む、
同三年丙寅三月四日、吳服橋の邸焼失、之に依りて八日内櫻田 御門の守衛を許さる、同十五日在所
への御暇を賜はる、

同五年戊辰四月十九日、大手方備 仰付られ同六月迄之を勤む、

同六年己巳七月九日、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄松平忠濟と交代之を勤む、

同八年辛未八月十四日、内櫻田 御門番 仰付られ、翌年六月迄初久世大和守廣譽、後本多下總守康
禎廣譽に代り、廣譽又廣禎に代り交代之を勤む、

同十年癸酉六月十六日、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄本多中務太夫忠顯と交代之を
勤む、

同年十月廿四日、信濃國伊那郡の内高五千石余増地御預り 仰付らるゝの旨、牧野忠精殿之を 達せ
らる、閏十一月廿六日諱を光年と改む、

同十一年甲戌六月六日、老中松平伊豆守信明の旨を得て 東照宮より先祖康長へ賜はりし青具の槍を

持柄とす、

同十二年乙亥六月十六日、大手組防火の役 仰付られ、十一月迄これを勤む、十一月十六日内櫻田
御門守衛 仰付らる、

同十三年丙子六月朔日、御人少に付滯府 仰付られ、右御門番 仰付られ、翌年七月迄秋元左衛門佐
久朝と交代之を勤む、

同十四年丁丑七月五日、火災の節は、吹上 御上覽所前詰 仰付られ、同九月迄之を勤む、

同年九月十日、召させられ 御座の間に於て、御奏者番 仰付らるゝの旨 上意を蒙る、時に卅 十五
七歳
日役儀の御禮として 幕府を拜し、御太刀一腰御馬代白銀一枚を奉る、右大臣家慶公へ献する所も之
に同じ、

文政二年己卯七月八日、願を以て弟主馬光庸を以て養子とあす、

同年十一月十三日、領内の百姓并に町人共、冥加として年貢の外諸品を納むるにより、家臣に頒ち與
へ庶民を賑はすこと、享和度の如し、

同十二月御預所百廿七ヶ村の者共、冥加差出度申立に付、右村々凶年の備として之を囲ひ置かしむ、
同三年庚辰正月十六日、信濃國伊那郡の内高三千石余増地、御預 仰付らるゝ旨水野出羽守忠成之を
達せらる、

同年三月十五日、芙蓉の間に於て、御預所年來手當て行届き耕作身入り村方の治り宜しく、これに依りて冥加粉納に付、凶年の備として困ひ置くの由、享和以來兩度にも及び、彌々申付方、家來共も執斗方行届き候儀相聞へ、一段の事此段申聞けべき旨 御沙汰の趣、老中列座阿部備中守正精殿之を仰渡さる、

同六年癸未五月七日、在邑に付、御奉書を以て、文恭院様來々酉年四月、日光山 御宮へ 御參詣の節、供奉 仰付られ、本多豊後守介賢、松平宮内少輔忠惠と申談じ、相勤むべきの旨 仰付らる、

同七年甲申三月九日、日光山 供奉の事によりて願を以て滞府、

同十月十五日、來酉 日光山 御參詣遊ばさるべきの旨 仰出さる處、關東筋出水にて、御參詣御延引、來々戊年四月 御參詣あるべきの旨、老中松平右京太夫輝延これを達す、

同十一月二日、酉年 御參詣御延引 仰出さるゝといへども、猶 供奉の事によりて願を以て在府、同八年乙酉三月十八日、治封百年に及ぶに付、領内の百姓共之を祝ひ、且報恩として糶子金子其餘諸品、分限に應じて之を納む、同廿一日治封の久しきを祝して、家臣を宴し諸民を賑はし、且百年以來死亡後なきもの、爲に、菩提所全久院及妙光寺、また安曇郡の内靈松寺、眞光寺等に於て、施餓鬼の大法會を修る、

同年五月九日、吳服橋邸地の内八百廿坪余 御用に付差上、同所東方道敷の内四百六十五坪、代地と

して 拜領 仰付らる、

同十一月朔日、來戊年四月 日光山 御參詣遊ばさるべき旨 仰出さるの處、當年諸國遠作に付、御參詣 御延引、頃合は追て 仰出さるべき旨、老中水野忠成之を達せらる、

同十一年戊子十一月廿四日、御奉書を以て 御用の儀これある間、參府致すべきの旨 仰出され、同十二月四日松本を發し同十日江戸に到る、

同十二月十二日、召させられ 御座の間に於て、寺社奉行加役 仰付らるゝの旨 上意を蒙る、時に四十八歳、十五日役儀の御禮として 幕府を拜し、御太刀一腰御馬代白銀一枚を奉る、内府家慶公へ献する所これに同じ、

同十二年己丑三月十六日、當五月 嚴有院様百五十回 御忌、御法事 御用掛 仰付らる、同年五月御座の間に於て、御法事掛念入相勤むべきの旨 上意を蒙る、同月五日、東叡山に於て日々相詰め大義に 思召候趣 上意の趣、若年寄堀田攝津守正敦之を傳ふ、同十日 御座の間に於て、此度法事掛骨折太義の旨 上意を蒙る、同十三日 御法事掛相勤るに付、御時服五領 拜領、

天保元年庚寅六月十七日、諱を光年と唱ふ、

全年十月病あるを以て、老中松平和泉守乘寛によりて兩役を辞す、全月廿五日 召させられ芙蓉の間に於て、寺社奉行願の通り 御免、御奏者番其まゝ相勤むべき家柄に付、思召を以て四品 仰出さる

旨、御老中列座松平和泉守乘寛殿之を 仰渡さる、時に五十歳 十一月朔日叙位の御禮として 幕府を拜し、御太刀一腰紗綾二卷御馬代黄金一枚を奉り、内府家慶公へ献する所之に全じ、十一月廿一日病あるが故に願ひを以て滞府、

全二年辛卯二月四日、西 御九大手 御門番 仰付られ、全七月迄松平主殿頭忠候と交代之を勤む、全十年十月十五日、當秋 有君様御預所 御通輿の節、宿驛役方念入家來取斗宜しく、兼て申付方行届候儀と、一段の趣水野忠成殿之を 達せらる、

全十二月卜部朝臣良長郷に請ふて、先祖康長を洪武大明神、松姫君を淑慎大権現と號し城内に勧請す 陽谷靈社を陽谷大明神と號す、

全三年壬辰六月十三日、在所への暇を賜はり、常例の外叙位によりて舊格の如く御馬一疋を 拜領す これ四品に叙せらるゝによりて あり、これより後例とある

同五年甲午六月七日、幕府文恭院殿御懇の 思召を以て、御手接の益松を賜はる、同九月九日、内命によりて封地安曇郡松川郷の産白砂若干を獻す、十八日再 御庭の松を賜はる、是御白書院御庭に生じ植ゆべしとの尊慮ありし故あり

同七年丙申秋、封内の諸民これより後、毎歲 上を祭り武運長久を禱らんことを請ふ、因りて祈願所 彌勤院に命じて、領内安全農全繁榮を祈らしめ、其牘を村市に頒ち與てこれを祭らしめ、後三月廿一日

を以て祭日となす、是領民久々恩澤に浴し、且近年凶作頻にして産業乏しく困窮に至りければ、しばしを以て祭日となす、
施救幸に餓者なきに至り、其恩恵に感ぜしによりてなり、且三月廿一日は光

慈封を移せし日あれば祭日と定む、此日諸民各其業を休み、村長市長の家に集りて、此後兼治の民も公の掟をばしめ諭す所の條目を聞き、互にこれを守らんことを宗とすといふ、

領民の請ふ所に全じければ、又其牘を頒ち與ふ、

全七年丙申八月十三日、病氣に付願を以て滞府、時に諸國凶荒非常の年柄に付、勉めて同十月廿一日 江戸を發し廿七日松本に歸る、

同八年丁酉二月十六日、信濃國松本城に卒す、疾篤きに至りて、領内の庶民伊勢大神宮の餘所々の神社に詣て、平癒を祈りしもの多かりし、年五十七

法名神龍院大光啓雲、全國筑摩郡埋橋郷に葬り、遺髪を高野山に納む、

光庸

從五位下 丹波守 幼名起之進 後左京又後彈正少弼 隱居後は香齋と改む 實は光行の嫡男なり兄光年の養子とある 養母は松平阿波守源重喜の女 實母は曾祖父光悌の女 室は久世大和守 源廣譽の女

寛政十年戊午六月廿六日、江戸に生る、文化十一年甲戌八月十五日、元服、

文政二年巳卯七月八日、兄光年の養子とある、全九月朔日初て 幕府文恭院殿を拜し、御太刀一腰紗

綾五卷馬代白銀一枚を奉り、右大將家慶公へ、御太刀一腰馬代白銀五枚を献す、時に廿二歳

全十月朔日、父光年願に依り初て在所松本への御暇下され、紗綾五卷之を 拜領す、右大將様より同

三卷 拜領す、同月廿五日江戸を發して十一月三日松本に到る、

全三年庚辰五月十九日、松本を發し廿七日江戸に到る、六月朔日參府の御禮として、幕府を拜し、御太刀一腰紗綾五卷馬代白銀一枚を奉り、右大將家慶公へ、御太刀一腰馬代白銀三枚を献す、

全三年庚申十二月十六日、從五位下に叙し彈正少弼に任す、時に廿三歳 廿五日叙爵の御禮として幕府を拜し、御太刀一腰馬代白銀一枚を奉る、右大將家慶公へ献する所も之に全じ、

天保八年丁酉三月朔日、忌中と雖も 召させられ、松平伯耆守宗發殿邸に於て、老中及び大目付榊原主計頭忠之列座、光年の遺跡六万石を賜はるの旨、宗發之を達せらる、時に四十歳 十五日遺跡を賜はりし御禮として 幕府家慶公を拜し、御太刀一腰黄金三枚縮緬五卷馬一疋を奉り、文恭院殿 大御所家齊公

大納言家祥公へ、御太刀一腰馬代黄金三枚宛、御臺所へ白銀五枚を献す、大御臺所 御簾中へ献する所も之に全じ、全日家來野々山内匠年義、西郷新兵衛元吉 御目見 仰付られ、各御太刀馬代を献す、

全四月朔日、丹波守と改む、

全五月廿一日、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄松平紀伊守信豪と交代之を勤む、

全十二月十九日、上使井戸大内藏覺弘を以て、初て御鷹の雁を賜はる、

全九年戊戌正月三日、御謠初に付 御次着座相勤む、

全年二月十日、西 御九炎上の節、全所大手 御門番に付 御番所へ相詰るの處、御目付松平兵庫頭信敏の差圖に依り、御長屋御門迄人數操入れ防ぐ、

全六月十三日、幕府を拜し在所への暇を賜はり、紗綾五卷を拜領し、文恭院 右大將家祥公よりも、三卷宛を賜はる、

全六月十九日、御白書院御縁類に於て、西 御九 炎上の節、火消道具早速差出消防方骨折候趣 御聽に達し、此段 申聞けべき 上意の旨、御老中列座、松平和泉守乘寛殿之を 仰渡さる、

全十年己亥三月六日、御黒書院に於て 幕府を拜し、領地の 御朱印を賜はる、光庸在邑によりて、光領代りて之を拜受す、

全年六月十九日、大手組防火の役 仰付られ、全十一月迄之を勤む、

全八月三日、波の間に於て、西 御九御普請に付、御表向御手傳 仰付らるゝの旨、老中列座水野越前守忠邦殿之を 達せらる、

全十二月廿八日、忌中の處脇坂中務太夫安薫殿の邸に於て忌 御免、來正月例年の如く御禮申上ぐべき旨 仰出さるゝの由、之を 達せらる、

全十一年庚子九月十五日、西 御九御普請、御表 御用等勤むるに付、御時服十領 拜領 仰付らる時に光庸在邑故、嫡子光領之を 拜領す、全十一月二日 御城に於て、家來近藤兵右衛門正業へ御時

服三領御羽織一領白銀卅枚、稻村平兵衛元亨、近藤由膳正沖、野々山九兵衛義勝へ、御時服三領御羽織一領白銀廿枚宛、渡邊作左衛門怒任、神方喜膳明遠へ御時服二領御羽織一領白銀十枚宛、拜領 仰付らる、

全十二年辛丑十月初日、參勤の御禮、病氣に付使者を以て、幕府へ御太刀一腰紗綾五卷御馬代黃金十兩、右大將へ御太刀一腰御馬代黃金十兩を奉る、

全十二月十日、西 御九大手 御門番 仰付られ、翌年六月迄本多中務太夫忠民と交代之を勤む、

全十三年壬寅五月廿五日、願を以て三男剛次郎光映を嫡子と爲す、是は光領卒 去に依る

全六年六月十二日、御人少に付滯府 仰付られ、西 御九大手 御門番 仰付らる、翌年閏九月迄初秋元但馬守志朝、後久世大和守廣周、又脇坂淡路守安宅と交代之を勤む、

全十四年癸卯四月廿九日、増上寺 有章院様 御靈屋、并に 安國殿 御參詣の節、大手 御門番酒井雅樂頭忠實、榊原式部大輔政恒忌これあるに付、還御迄介番 仰付られ之を勤む、全日 通御の節御目見場所に於て、御目付中川勘三郎忠潔を以て、雨天に付 思召を以て手傘用ゆべき旨 上意を蒙る、

全七年七月八日、信濃國の内御預所高五万四千石餘、無事御預け置かるゝの處、當年より來々巳年迄三ヶ年期を以て、是迄の通り御預け成さるゝの旨、水野忠邦之を 仰渡さる、

全閏九月十一日、土井大炊利位殿の邸へ罷越すべきの旨 御達之あり、病氣に付山口采女直好を差出すの處、領分信州安曇郡寺所村に於て、賈金銀拵へ候者之あり、早速召捕申すべき處、穿鑿方不行届畢竟常々申付方等閑に相心得、不念の旨之を 仰渡さる、差扣の儀伺候處、伺たるべきの通り 仰付らる、

全十月初日、真田信濃守寛殿の邸へ罷越すべき旨 御達之あり、病氣に付名代花房長左衛門榮親を差出の處、差扣御免の旨之を 仰渡さる、

弘化元年甲辰二月廿八日、内櫻田 御門番 仰付られ、全六月迄松平右近將監武成と交代之を勤む、全五年五月十日曉、御本丸炎上に付、人數召連れ下馬へ相詰、御目付久須見六郎左衛門祐雋御立關を防ぐべき旨差圖之あり、即人數を操入れ、尙差圖に依りて 二 御丸の方大奥北詰橋御門邊より、西詰橋邊迄所々之を附ぐ、鎮火に付人數引連れ下馬へ出で之を固む、

全十月廿日、在邑に付名代嫡子光則へ、西 御九御白書院御縁頼に於て、御本丸炎上の節、人數召連れ罷出で出精候趣、御聽に達し、此段申聞けべき 上意の旨、御老中列座牧野備前守忠雅殿之を 仰渡さる、

全十二月廿九日、在邑に付名代光則へ西 御九御白書院の御縁頼に於て、御本丸御普請に付、金三千兩上納仕度旨願趣候處、御聽に達し尤の儀思召され、之に依り内願の通り上納、仰付られ、右御普請

の御用途に差加へらるべき旨、御老中列座安部伊勢守正弘殿之を 仰渡さる、

弘化二年乙巳九月十五日、參勤の御禮として、病氣により使者を以て、幕府へ御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄金十兩、右大將へ御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄金十兩を奉る、

全二年九月十六日、西 御九大手 御門番 仰付られ、全十月迄稻葉丹後守正誼と交代之を勤む、

全十月廿二日、病氣に付願の通り隠居 仰付られ、時に四十八歳嫡子光則へ家督 仰付らる、全日名を尤香齋と改む、

全十一月朔日、隠居の御禮として名代小笠原長國 幕府を拜し、御太刀一腰紗綾五卷御馬代黄金十兩 右大將へ御太刀一腰御馬代黄金十兩を奉る、

弘化三年丙午十月九日、病氣養生の爲り願を以て松本に到る、

光 領 初諱光直 從五位下 主膳正幼名廣五郎 後廣之助と改む 母は家女 室は松平(蜂須賀)阿波守源治昭の女

文化十一年甲戌四月廿二日、松本城に生る、文政二年己卯九月十一日、松本を發し廿日江戸に到る、全六年癸未八月廿四日光庸の嗣とある、

全十年丁亥十一月十五日、初て、幕府文恭院殿に見へ、御太刀一腰紗綾五卷馬代白銀一枚を奉り、内府家慶公へ御太刀一腰白銀五枚を献す、時に十 四歳 天保二年辛卯十一月廿二日、諱を光領と改む、

全八年丁酉十二月十六日、從五位下に叙し主膳正に任ず、時に廿 四歳 全十二月廿二日、叙爵の御禮として

幕府を拜し、御太刀一腰馬代白銀一枚を奉る、右大將家祥公へ献するも之に同じ、

同十年己亥六月十八日、光庸願に依り初て在所松本への御暇下され、紗綾五卷 拜領、文恭院様 右大將様より同三卷宛 拜領す、廿二日江戸を發して廿八日松本に歸る、

同十一年庚子五月十三日、松本を發して十九日江戸に到る、六月朔日參府の御禮として 幕府を拜し、御太刀一腰紗綾五卷馬代白銀一枚を献す、

同十二年辛丑六月晦日、江戸に卒す、時に廿 八歳 法名泰應院大心爲法、信濃國筑摩郡埋橋の郷に葬り、

遺髪を高野山に納む、

光 則 初諱光映 從五位下 丹波守 幼名剛治郎 後彈正少弼と改む 母は久世大和守源廣譽の女 實は家女 室は溝口伯耆守源直諒の女

文政十一年戊子七月廿七日、信濃國松本城に生る、

天保十二年辛丑閏正月五日、松本を發して同十一日江戸に到る、

同十三年壬寅五月廿五日、光庸の嫡子となる、

同十月朔日、御白書院に於て始て 幕府家慶公 右大將家祥公を拜し、御太刀一腰紗綾五卷御馬代白銀十兩を奉る、時に十五歳

同月廿九日、從五位下に叙し彈正少弼に任ず、同十五日 御白書院に於て、幕府家慶公 右大將家祥公を拜し、官位御禮として、太刀一腰馬代白銀一枚、右大將へ御太刀一腰馬代白銀一枚を奉る、

弘化二年乙巳十月廿二日、父光庸と共に 召させられ、光庸病氣に付名代小笠原佐渡守長國、并光則へ波の間に於て、御老中列座光庸願の通り隠居 仰付られ、光則へ家督相違なく 仰付らるゝの旨、青山下野守忠良殿之を 仰渡さる、時に十八歳
 同日西、御九大手 御門番光庸相勤の通り 仰付られ、稻葉丹後守正誼と交代之を勤む、
 全月廿三日、丹波守と改む、
 全十一月朔日、家督の御禮として 幕府家慶公 右大將家祥公を拜し、幕府へ御太刀一腰黄金卅兩縮緬五卷御馬裸背一匹を奉り、右大將へ御太刀一腰御馬代黄金卅兩、御簾中へ白銀五枚を奉る、此日家臣野々山内匠庸義、野々山四郎左衛門義制 幕府を拜し、御太刀一腰御馬代十兩宛を奉る、右大將へ御太刀一腰御馬代白銀十兩宛を奉る、
 全十二月十六日、信濃國筑摩郡伊奈の内高五万四千石餘、三ヶ年期御預り 仰付られ候處、前々の通り無年期御預け成さるゝの旨、青山下野守忠良殿之を 仰渡さる、
 全月廿一日、上使本多丹下繁元を以て、初て御鷹の雁を賜はる、

第四編

松本領風儀取締法

享保十一年丙午四月廿七日松本領惣大庄屋登城

一 四月廿七日惣大庄屋登城 仰付られ、御廣間に於て御家老野々山四郎左衛門殿、近藤兵右衛門殿 戸田主税殿、野々山内匠殿、西郷新兵衛殿御列座にて、御家風の趣 仰渡され候、委細は御條目に仰出され候、此節郡奉行齋藤富右衛門殿、惣大庄屋銘々御披露御取成し之れあり候、同日御領分組々々小庄屋残らず御會所へ召呼ばれ、郡御奉行吉武助太夫殿、細井甚右衛門殿、齋藤富右衛門殿御列座にて、組々小庄屋へ 仰渡され候、大庄屋方へ御條目相渡候間、寫取り村々庄屋方へ張置き候様と、仰付られ候、尤御代官中も御立會にて、組分けの儀は此節庄屋中へ 仰渡され候、

享保十二年丙午三月郡所御達

覺

一 公儀御法度の筋に候へば、四五人共申合ひ願がましき儀は勿論、連判等堅く停止の事、
 一 小百姓直訴これを停止せしむ、願ひ候儀これあるに於ては、其村庄屋與頭取り次ぎ、大庄屋奥印
 これなき願は、一切取り上げ申すまじく、且又博奕堅く停止の事、

一 御家の御家人は申すに及ばず、他所の奉公人たり共、乗打并に無禮仕るまじき事、
一 宗門帳に書き載せ申さるる者、一切村々に差置き申すまじき事、

一 村々他所より参り候者、或は其村より他出の者は、一宿以上は庄屋へ相断り差圖を請くべし、尤其
者歸り候節は、其段相届申すべし、庄屋方より右の趣月切りに書付を以て、役所へ之を訴へべき事
一 只今迄の組手代を大庄屋と唱へ、村々の名主を庄屋と唱へ申すべき事、

一 郡所より鑑判村々庄屋方へ差出置き候、御用等申付遣はし候節、右の判鑑に引合せ相辨へ申すべく
候、右判形持参これなき者は、一夜の宿をも借り申すまじき事、

一 先御領主より有來り候品隠し置き、後日に相顯はれ候はゞ越度たるべき事、

一 右の外御家法の御條目、追々 仰出さるべく候間、先づ夫迄は諸事相慎み罷在るべき事、

右の條々相背くに於ては、急度曲事に 仰付らるべく候、此趣村々へ申渡すべく候、

享保十二年丙午五月十八日郡所御達

近邊他領にて狂言芝居これある節、見物として子供に至る迄堅く参るまじく候、若心得違見物に参り
候者これあり候はゞ、急度申付べく候、

同年十一月郡所御達

一 在町共に札なくして商ひ致し候事御停止の處に、此間禮無札の商人之れある由はゞ相聞へ候、向後

其村々にて吟味を遂げ、稱札之れなき商人これあるに於ては、其賣物を押置き、會所へ訴へ申すべ
き事、

一 在中の者共手作の野菜、類或は手細工に致し候物、其外何にても一品を其日賣に持出し商ひ候者は
札の改めに及ぶまじきこと、

一 二品も三品も取集め商ひ候者は、たとへ其日賣といふとも札受取り申すべき事、附去年商札受取候
者これあり候、商ひ止め候はゞ其分の事に候、もし無札にて今年も商ひ致候はゞ、吟味を遂げ吃度
過料申付べき事、

右の通り村々の者共は申すに及ばず、御城町方より商ひに参り候者共も吟味致し、紛らはしき者これ
なき様相改むべく候、此旨組下村々へ相觸れ申すべく候、追て此書付相返すべきなり、

享保十四己酉年八月御制條 所謂享保度の御條目
後世舊御條目と云ふ

條々

一 公儀より 仰出さる御高札、の趣堅く相守ひべき事、

一 凡領内の百姓、

父たる者は常に義理を本として慈愛に溺れず、子弟を始として召使の男女に至る迄、無道の言行こ
れなき様に教へ誘ふべき事、

母たる者は父の心を宗として、専らに子弟を愛養することを心とすべき事、
 兄たる者はよく弟を愛すべき事、弟たるものはよく兄を敬ふべき事、
 子たる者はよく父母に仕ふべき事、

此一件は万善の本にして万事にわたる道なり、能々問ひ學んで勉め行ふべき者なり、
 夫婦たる者恩愛を本として相共に家事に勤勞すべし、貧窮且老衰に及ぶといふとも妄りに捨去るべ
 からず、夫たる者は、我妻を妻として人の妻を妻とせず、妻たる者は我夫を夫として人の夫を夫と
 せず、凡男女の差別平生尤心を附べき事、

朋友たる者は親類を始として、同村の者寒暑吉凶の見舞等怠るべからず、相共に救ひ助ぐべきあり
 諸祝儀振舞等の席老少上下の次第亂るべからず、慇懃に致すべきなり、もし心得がたき品あらば、
 相互に遠慮なく諫め正し、無道の風にあがれざる様に申合致すべき事、

右人倫の一條は其道廣し、能々學び問ふて其類を推し廣むべきあり、

一常に人倫の道を守り農業の事日夜怠るべからず、茲に因りて五人組の法を定候間今日より以後庄屋
 組頭の者共一日も緩み怠らざる様心得べきなり、五人組の者共は相互に親類一族の如く、吉凶患難
 善惡利害常々相共に救ひ援ぐべし、賞あらば賞五人に及ぶべし、罰あらば罰五人に及ぶべし、更に
 他人と思ふべからず、もし又五家共に不善なることあるべし、他の五人組も又心を附べし、此の如

くにして怠らざる時は、惡逆不法の者自然と身を置く所あるべからず、凡人倫の行ひ農業の勤め諸
 人に勝れ、條目の旨を守り久しくして變らざる者あらば、五人組の者共庄屋組頭に達し奉行所へ申
 出べし、其品によりて褒美申付べし、若又人倫に暗く農業に怠り條目の旨に背く者あらば、五人組
 の者意見を加ふべく、其上にも改めざる時は庄屋組頭に達し奉行所へ訴へ出べし、其品によりて罪
 科に行ふべき者あり、人を殺し人を傷ひ火付盜賊の類は、見合次第搦め捕へ、早速注進致すべし、
 或は病氣によりて困窮に及ぶ者あらば、五人組の者力を添へ取立て農業勤め候様に仕るべし、然れ
 共力に及ばざることあらば同村の者力を添べし、若又凶年飢饉家々困窮の節は、一組の百姓力を合
 せ救ひ助ぐべし、尙更續き難き品あらば扶助申付べき間、此旨相心得べき事、

一鰥寡孤獨廢疾にして自立なり難き類は、其親類に教へ諭し所を失はざる様に致すべきなり、親類こ
 れなき者は同村の者力を合せ窮死に至らざる様に介抱致すべき事、其外乞食貧人家あき者は其出生
 の村里を問糺し、他所の者ならば其方の領分境迄村送りにすべし、領内を出でざる間は食物等心を
 付け穩便に致し遣すべし、無慈悲の仕方致候者あらば其罪輕かるまじきあり、領内の者ならば其村
 里に送り返し、親類あらば親類に附屬し、親類あき者は同村の者之を養ひ、相應の渡世これある様
 致すべき者あり、

一往還宿驛の者、旅人に對し非分申懸くべからず、尤病人且困窮の者疎略致すまどき事、もし狼藉の

者これあらば其所の役人早速罷出で詮議すべく、滞る品あらば奉行所へ申達すべき事、

一 女人子供甚下賤の者たりと云ふとも、道理に類し候事あらば、妄りに押し掠むべからず、

一 富る者貧なる者を輕んじ併せ吞の心を持たず、憐み施し農業を失はざる様に介抱致すべき事、

一 徒黨を結び誓約をかす者は、公義御制禁たるの條、若違背の輩これあらば理非を論せず死罪に申付べき事、

一 公事訴訟安りに好むべからず、止むを得ざる事あらば正直を本としてつくり飾ることなく奉行所へ訴へ出べし、外の手寄を以て内証申聞るに於ては、其事の理非詮議を遂ぐるに及ばず、其罪輕からざる事、

附 小百姓奉行所へ直訴の事堅く停止せしむ、願の品之あるに於ては、其村の庄屋組頭へ願書相渡し大庄屋奥印致し之を差出すべし、四五人共申合願がましき事は勿論、連判等堅く仕るまじき事、もし又庄屋組頭共に申分これある者は、隣郷の庄屋組頭を以て之を訴ふべし、夫共に達しがたく止むを得ざる品あらば、小百姓と云ふとも奉行所へ直訴のこと、格別の例を以て之を許す、万一猶又奉行所へ對しても、申訴へがたき品これあるに於ては、大手門番所に參り訴訟人の旨申達すべきなり目付の者を以て之を聞かしむべし、然れ共何の子細なくして妄りに奉行所に直訴し、大手門番所へ訴出るに於ては、嚴科に處すべき者あり、

一 衣食家作諸道具よりして、一切百姓に不似合の風俗之を致すべからず、且又嫁娶祭禮佛事振舞等、分限を過すべからざる事、

一 博奕の儀は勿論假初の勝負迄彌堅く之を停止せしむ、もし左様の者あれあらば、庄屋組頭早速注進すべき事、

一 他所の者たりといへども、士には乗打等の無禮仕るまじく、況して家中の諸士輕き奉行人へも一切無禮仕るべからず候、假令役人等非義の取計らひこれありと雖も、當座に違背に及ぶべからず、難儀の品は追て奉行所へ訴へ差圖を受くべき事、

附 凡道路往來若き者は年長たる者に道を避け、賤しき者は貴き者に道をさけ、空手の者は負ひ荷ふ者に道をさけ、輕きを負ふ者は重きを負ふ者に道をさけ、老者をば常にたすけたもつべき事、

一 諸役人方へ輕き品にても音物に致候事、堅く制禁せしむる事、

一 往還の道并に田畑の通路之を切廻すべからず、若し叶はざる儀これあり、道附替或は新道附る事これ有らば奉行所へ相斷るべく、山林田畑の境侵し奪ふべからず、但足場あしき所の繕ひ、井溝道路橋破損の普請等少しも油斷仕るまじき事、

一 喧嘩口論は兼て公義の御制禁なり、尤これを停止す、然れ共堪忍致難き品これあらば、奉行所へ訴へ差圖を受くべし、若し荷擔せしむる者は重科たるべき事、

- 一 奇怪の浮説申鳴し候者あらば、村役人共早速奉行所へ注進せしめべき事、
- 一 奉行所の下知なくして人馬一切出すべからざる事、
- 一 町次并に村次ぎに申遣す用の事、遲滞なく屹度相勤むべき事、
- 一 浪入或は入作の者假令由緒ありと雖も、宗門帳に書載せざる者奉行所へ断らすして村中に之を置くべからず、況んや作業なくして渡世の者并に遊女歌舞妓操等の類、一切寄宿せしむべからざる事、
- 一 附異服異言其外何共見届けがたき者通り候はゞ、領分境迄付送り滞留致さる様心得べき事、
- 一 火の元晝夜共油断なく念を入れ申付べし、若出火の節は火元へ馳集り之を消すべし、近在の者加勢致すべき事、
- 一 在々并に寺社方へ盜賊入候節は、其家より聲を立候はゞ、近邊の百姓共早速駈合し、搦捕へ奉行所へ注進すべき事、
- 一 附夜盜賊入候節、村毎に具鐘其外何にても相圖を定置き、其合圖を聞付候はゞ、當村は申すに及ばず近在たりと云ふ共早々駈付、夜盜の者討留め申すべき事、
- 一 田畑賣買の時、帶地帶高一切致すべからず、前々買取候内、此の如きの類これありと雖も、年貢諸役等向後先規に任せ、本帳の旨相勤むべき事、
- 一 附田畑の八重賣、并に謀判紛地等の曲事致候はゞ、重科たるべき事、

- 一 他領より引越度と願候者これあらば、其品奉行所へ相伺許容の上、其者在所よりの送り手形宗旨証文、并に請合人の証文取揃へ、其趣奉行所へ差出し、且又他所へ遣し度と願者、是又奉行所へ達し許容を請くべし、惣じて牛死増ぬ共委細書付奉行所へ相届、其品奉行聞届候はゞ、其者願書に奉行月留証據判を請け、其証據判を以て宗門奉行へも早速断るべし、但寺社共右同断の事、
- 一 或は直參と稱し、或は家中の者と稱し、疑はしき者これあるに於ては、早速庄屋方へ相断り、詮議を遂げ注進すべき事、
- 一 附他所の親類又は他人にても、據なき子細之れあり一宿致候者、其品委細書付判形致し、庄屋方へ相断るべきあり、遠方の村方は、右書付月切に奉行所へ差出べき事、
- 一 林并に立藪の儀役人は申すに及ばず其村々の者平生油断なく心を付べき事、
- 一 附百姓屋敷廻り竹木、断りなくして妄りに伐採申まじき事、
- 一 新田畑開發の儀、奉行所へ之を訴へべき事、
- 一 年貢割符の時節、小百姓に至る迄諸事疑はしくこれなき様に、庄屋組頭等明白に取計らひ、聊申分これなき様に仕るべき事、
- 一 他所より牛馬牽き來り賣候ものこれあれば、出所を吟味致し、請人を立て手形を取り之を買ふべし下直にこれありとて、覺束かく牛馬買取るべからざる事、

一人請は言ふに及ばず、預り物借物等に至る迄能々吟味致し請に立申すべきなり、若請合ながら不埒の輩これあるに於ては曲事たるべし、

附庄屋は奉行所の下知なくして、一切請に立まじき事、

一先規より有來候儀隠置き、且奉行所より相尋候節も、紛はしき答仕り後日に相知候はゞ、急度申付べき事、

一領内津出し五里の儀は、前々の通り江戸扶持米等附拂べく、五里の外は定の駄賃遣すべき事、

附他領境目にこれある百姓、常々諸事相慎み出入これあき様に仕るべく、勿論他領に於て不慮の事これある節は、早々村次に注進すべく、遲滞せしむる者は曲事たるべき事、

一大庄屋を始め庄屋組頭五人組の筆頭は、百姓の師表として治教の任かゝり候間、彌以て條目の旨を守り、平日の身持よりして面々の役儀、間斷なく相敬ひ相勤め百姓の手本に成り候様に覺悟致すべきなり、猶又百姓の善惡相共に吟味致し、不法惡逆の者一人にても領内に相残り、良民の害をなさる様に常々申合、片時も油斷なく相勤むべき者なり、

附庄屋替の節、古來の水帳年々の小帳等に至る迄、紛失あき様に相改め請取置き申べき事、

右の條々堅く之を守るべし、若違犯せしめば、其輕重に隨ひ嚴科に處すべきものあり、

享保十四巳酉八月

延享元年甲子年六月村方取定

一 札 の 事

一今般御奉行様より仰付られこれに依り、大庄屋所にて各々へ仰渡され候趣、諸役人様方御支度等、上下共に一汁一菜に堅く仕るべく、惣て百姓共近年身持宜しからず奢り專一に相見へ候間、何あり共存付候儀これあり候はゞ詮議仕り、此末百姓身持相應に相改め取續き候様に仰下され、承知奉り有がたく存じ、惣村中決談の上相定候儉約の御事、

一諸祝儀婚禮佛事諸振舞等、随分軽く一汁一菜に仕るべく候事、

一村方に於て酒賣候儀、一切相止め申すべく候、據なく商ひ申度者これあり候はゞ、過料金として貳分宛村方へ相渡し、其上にて商ひ申すべく候、尤諸商人の儀御上へ運上差上げ申すべく候、然れ共村方へ賣買の儀は堅く相止め、他村へ持出し賣買仕るべく、尤他村より商人來り候共、一切取合申さず候様に仕るべき事、

一酒の通ひ村中に一本御役人元に立置き、村方へ借り候共御吟味の上據なき方へ御貸し下さるべく候、其外に立置候者これあり貸し候へば、酒代糶、通ひ元挽に仕り、通ひ主より酒屋へ糶都合急度仕るべく候、自然内証にて糶出候ても、以後に相知れ候へば、通ひ主より村方へ糶引取り申すべく候、其時一言の儀申すまじき事、

一絹の織物雪駄竹笠の類、役人方年寄の外一切用ひ申まじく候、尤松本御役人様方御出の節、御藏前
杯は勿論、御目通りへ下駄等はき出で申すまじき事、

一男髪髪幅一寸よりあつくしまじく、自今相改め元結五卷より七まき迄に、油も髪先きへ少しづつ用
ひ、格別に目立つ風俗一切仕るまじく候、并に女中櫛笄廿四文より高直なるを用ひ申まじく候、
一ひやり講と名付け、二三人共會合の儀一切仕るまじく候事、

右相定候儀違背仕候者は、勝手宜しき故に儉約仕らず候へば、御用捨御拜借物等は勿論、御損免等も
御願申上げず、何にても一分にて上納等少しも遲滞致させ申またく候、尤勝手宜しき御百姓にても風
俗を恐れず仕方候へば、五人組より異見仕り、其上にも相改めず候はゞ、早速御注進申上へべく候、
右々條一々に拙者共得心の上連判差出申候、後日のため一札件の如し、

延享二乙丑年二月村方取定

組下へ申渡候一札之事

一御公義條目を始め其法度の品々、御役人元に於て村方小百姓水呑まで、屹度仰渡され朝夕心掛け堅
く相守り候へ共、近年不景氣也へ村方困窮仕り難澁のもの多く之あり、別て當年致方御座あく候旨
趣を書記致し、組下より五人組頭へ一札差出候に付、長百姓并に五人組頭打寄り穿鑿仕り候趣は、
右儉約等は勿論御上納御普請御傳馬等に至るまで、すべて御上を恐れ仰に背かず大切に相勤め、我

々共勝手迄朝夕心付け、相互に申合せ取續き御百姓永く相勤申度、穿鑿仕り候て吟味の上相認め申
す個條の事、

一去子の年迄御年貢不足仕り、拜借御願申候節も、内證にて吟味等も仕らず、持高并に格式不相應に
願出候に依て、御役人中を始め我々共迄察問致し見候へば、様々申譯仕り候によりて是非なく、御
役人并に我々共迄請合御皆濟仕候、今度詮議の上は當暮より御未進これ有り拜借御願申候共、組下
残らず打寄り相互にせんさく致し、卒爾之れなき様に人別面付仕り、五人組頭へ申出で吟味を請け
其上御役人元へ願出で申すべき事、

一御年貢上納仕り候節は、繩俵倉内中札指札等迄吟味いたし、御藏前に積置き御改を請け御藏入仕り
倉相これなき様に庭帳に記し申すべき事、

附り御役金申渡され候節は、油斷仕り間敷候、日限滞り候ては、御役人元手支に罷成候間、朝夕
心かけ拵へ置き申すべく候、萬一出來仕らず候者御座候はゞ、前日に御役人へ申上げ、御了簡を
請け申すべき事、

一御林御法度の趣、毎年御役人元に於て村方小百姓水呑まで御吟味の上、惣百姓より証文差出し急度
相守るべく候處に、御林へ罷臨し無作法の品度々之れあり、御山廻り中御吟味御座候節も、我々共
罷出で御訴訟仕り、内證にて預り罷在候故歟、別て言春は殊の外猥りに入込み無作法仕候故、今般

屹度吟味仕候、此末御林へ罷越し立木等盜取り候者これ有り、山方御付様方は申すに及ばず、御山廻り中に見出され、何様の曲事に仰付られ候共、此末我々共一切御訴訟仕らず候等に相定候事、一所の御普請之れあり候節も、何毎と氣まゝを申し、御役人元より御詮議に預り候事も度々承り申候自今互に申合せ滞りなく相勤め申すべく候、

附り御傳馬等何事によらず、向後間違これあき様に相勤め、五人組の内へ少しも難儀をかけ申間敷候事、

一村方に於て無盡取り候者、もし書入に仕り候田地隠し賣拂ひ候はゞ、急度五人組頭より詮議仕り候て、猥の儀仕らせ申すまじく候、たとひ身上潰れて田畑居屋敷等残らず賣拂ひ候節も、代金を以て御年貢并に無盡懸け勘定致し引落し、其残りにて借用金へ割渡し申筈に相定め申候事、

一田畑小作仕り候ても、立ち毛の内に地主へ相斷り、村方頭立候衆中を頼み内檢を請け、其立毛に仍り相應のまけ仕候はゞ、御年貢滞り申すまじく候、もし地主へも通ぜず猥りに取揚げ候はゞ、一粒もまけ申すまゝ候、もし又相定めに背き御年貢等を抑へ置き候者御座候はゞ、其持高の内にて引落し都合仕候、筈に相定め申候、もし持高これあき族は、借屋は判頭へ斷り、門屋は其重人へ至り家財をもつて埒明け申筈に候事、

一耕作を外に致し商賣渡世候ものも相見へ候へ共、此度詮議仕り吟味の上相止め申候間、急度慎み申

すべく候、もし我々申候はゞ五人組を除き申すべく候、然れども商札願下し、親妻子を養ひ候者は勝手次第に仕るべく候事、

附り居酒等村方に之れあり候へば、有論ケ間敷もの猥りに入込み候間、随分堅く五人組頭より申渡し相守り候様に仕るべく候、もし相背き隠賣仕り候者御座候はゞ、五人組を除き其上御役人元へ申上げ、御吟味をうけ申すべき事、

一博奕の儀は申すに及ばず、子供遊びたりといへ共、勝負ケ間敷儀一切仕らず候様に堅く申聞かせ相守り申すべく候事、

附り寶引の宿仕り、火碁と申す物を貧り候者、世間にこれあり候様に粗相聞へ、萬一當村にも出來申し候はゞ、御役人元へ、相願ひ所追放仕るべく候事、

一村方に於て度々小盜等仕り候者相見へ申候へ共、不便を加へ見のがしに仕り候、自今は何方にても見付次第御役人元へ願出で、所追放仕るべく候間、随分組下互に吟味致し、沙汰に及ばず候内に異見を加へ申すべく候事、

一身上永く取續かたく相見へ候ても、才智を以て世間取賄候者御座候はゞ、前永に申合せ、互に遠慮なく異見を加へ、身上を締め入揚げを以て借用等相濟まし、何卒田畑賣ぬき申さず候様に仕るべく候、もし遠慮致し捨置き候ては、困窮仕り候程巧みも發り、惡事も出來候ものに御座候間、随分申

合せ左様に之れあき様に仕るべく候、萬一異見を加へ候ても、聞届け申さず候はゞ、田畑并に居屋敷等賣ぬき、所に根元を矢ひ候ども、相談仕らざる筈に相定候事、

附り一家親類近付きの方へ、音信つかひ物等は無益の儀に御座候間、先様へも申合せ、自今さしたること之れなき節は相止め申すべきこと、

一村方に於て婚禮仕り候者之れあり候ても、其格式の外儉約致し、一家の外は一人も加へず婚禮相濟し申すべく候、他所より婿参り候節も、たとひ先様は宜しく仕り候共、此方にては格式より引下げ儉約を用ひ申すべき事、

附り石打候儀、毎度吟味御座候へ共、今以て相止め婿さす候、此末子供家來等に至る迄急度申合せ、一切石投げ申すまじき事、并に若水祝ひ候節、双方等に酒一切出し申すまじく候、もし相背くもの之れあり候はゞ、五人組を除き申すべきこと、

一村方に於て不幸の儀これあり候節は、相互に申合せ、葬禮取つくるひ野送り仕るべきこと、附り兩親相果候共、過分の振舞仕るまじき事、吊ひに相詰候輩、酒一切飲み申まじく候、酒給候と何時となく愁を忘れ、高咄し高笑ひ等仕り候段不實の至り、尤無禮に相見へ申候、外様にて給参り候共機嫌よく御座候はゞ、其座に延引仕るべく候、況して酔狂の族これあり候はゞ、屹度五人組頭へ相断り申すべく候こと、

一酒の通の儀、先達て申渡し候通り、御役人元の外通一本も相立て申まじく候もし相背き候者之れあり候はゞ、五人組より屹度詮議致し、通取上げ申すべき事、

一法事、庚申講、百萬遍修業仕り候節も、酒少しも出し申すまじく候事、附り風祭り馬療治付合の饗應等迄、酒の儀堅く相止め候間、此末申合せ實意を以て付合ひ、定めを破り申すまじきこと、

一出物の儀一切村方へ入れ申すまじく候、もし心得違の者御座候はゞ、其五人組頭より申渡し相改め申すべく候、然れ共詮議これなき内に入置候ものは、夏秋相場の外、過分なる利取り申すまじく候事、

一當社祭禮の節、警固に出で候方々の差圖を請け、祭禮首尾よく相濟まし申すべく候、警固の方より差圖仕り候ても、我まゝ申候もの之れあり候はゞ、五人組頭へ相断り、急度詮議仕るべく候こと、附り祭禮前日に御役人元より申渡され候はゞ、早朝に罷出で舞臺取立て御差圖を受け道橋つくひ申すべく候、猶又祭禮相濟み候ても壹人も罷り歸らず、舞臺をたゞみ御藏へ相届け候て歸り申すべく候、萬一相背くに於ては其五人組頭へ相断り、急度吟味仕るべく候事、

一警固に罷出候人は、當役衆中は勿論長百姓上下、五人組頭羽織袴にて警固相勤め申すべく候、惣て其外無用なる人罷出で申すまじく候事、

一村方に我まゝなる者これあり候て、耕作を忘れ馬くろう殺生等仕り、他所へ参り種々悪口申廻り候族、之あり候様に度々相聞へ候條、此末左様なる者之れあり、何方より相聞候ても、居村の耻辱に罷成候間、五人組を除き品により御役人元へ申出で、所追放仕るべく候事、

附り此末自身は勿論、子供并に家來等に至る迄一年も當地に徘徊仕候者は、其格式の外過分の身振り仕るまじく候、惣て絹類は申すに及ばず綿布たりといふ共、其人により過分ある輩相見へ候は、自身は五人組頭へ相斷り、家來は重人へ申渡し、急度吟味仕るべく候事、

一牛馬牽き歩き候節、御城下は申すに及ばず、居村の内にも一切乗り申すまじく候、万一左様ある者相見へ候は、自身は五組頭へ相斷り、家來は重人へ申渡し、屹度吟味仕るべく候こと、

一御上納の節、御藏前に於て頭立候者の外、下駄はき一切仕るまじく候、況してかひり物の儀堅く相慎み申すべく候、其外過分なる身振り一切仕るまじく候、都て御役人中へは申すに及ばず、相互に推參これなき様に相守り申すべきこと、

一老親に孝行仕り兄弟と昵しきは常の道あり、然るに間々無法の輩これある由承り及候、自今左様の族これあり候は、其五人組中の耻に御座候間、随分異見仕べく候、万一相用ひ申さず候者御座候は、沙汰に及ぶべく候事、

一神社佛閣は勿論善林等迄、小松下草なり共猥りに盗み取る族之あり候は、向後其五人組頭へ相斷

り、急度詮議仕るべく候、もし我まゝ申者御座候は、曲事たるべきこと、

一不義は勿論、召抱への下女たりといへども、猥に之を侵すこと謂れなし、増して夜中戸器明け散らし候事甚不届に御座候、自今堅く相慎み申すべく候、もし放埒の若輩之れあり候は、咎め親兄弟に及び、其五人組頭へ相斷り急度詮議仕るべき事、

附り世間にて往來の下女はしたに狼藉仕り候族之ある由粗相聞へ候、往還の妨げ其罪輕からず候萬々一當村にも左様の者これあり候は、五人組頭へ相斷り、急度詮議致すべく候事、

一毎月晦日の晩、長百姓并に五人組頭打寄り万端穿鑿仕候て、組下より不埒これあき様に相定め申候間、組下より存寄りこれあり候は、其場所へ罷出で相談仕るべく候事、

右評定仕候衆の中にて小事にても相破り候は、其咎以下に倍し申すべく候、村方にて相破る者御座候は、其斷りに任せ屹度吟味仕るべく候、兼て其旨存せられべきため連印仍の如件、

明和二乙酉年十月郡所御達

一田地配分の儀、高拾石地面壹町より減少候ては、配分候儀御停止に候、尤分け方高を限らざるも此定より少く相殘し申すべく候、然る上は高廿石地面二町より少き田地、配分相成らず候間、厄介人これある者は、在所にて耕作の働きにて渡世申すべき事、

一他國へ奉公稼ぎの儀、自今御停止仰出され候間、唯今迄に呼房すべく候事、

明和三丙戌年正月郡所御達

九二

御百姓大小によらず、風俗大切の儀に候へば、分限取失はず農業油断なく、相互に心附相續致し候様成され度。思召に候、一統困窮の時節に候へば、花美に流れず家業第一に心掛け出精致すべく候、尤當成年迄五ヶ年の間仰付置かれ候處、此度改め、午年以前の通り相心得候様に、仰出され候、然りと雖も其儀に泥まらず質素第一に相守るべく、若し心得違相背候者これあるに於ては、當人は勿論村役人迄嚴敷御答仰付らるべく候條、相互に申合急度相守るべき者あり、

明和四丁亥年五月公儀御觸

灰吹銀潰銀等、銀座の外他所にて賣買停止の旨前々相觸れ、銀道具下銀入用の節は、銀座にて買請べき旨去亥年相觸候處、又々猥に相成候段相聞へ候、且町方にて銀櫛筭其外銀箸類専用候旨相聞へ不埒に候、以來右体の不益の銀道具拵へ候儀一切致すまじき事、役人心掛け疑はしき者は召捕へ吟味致すべき事、

明和七庚寅年四月公儀御觸

何事によらず宜しからざる事に、百姓大勢申合候を徒黨と唱へ、徒黨して強て願ひ事企つるを強訴と云ひ、或は申合せ村方立のき候を逃散と申す、前々より御法度に候條、右様の儀これあらば居村他村限にらず、早々其筋の役所へ申出づべし、御褒美として徒黨の訴人銀百匁、強訴の訴人同斷、逃散の訴人

同斷、右の外其品により帶刀苗字も御免あるべき間、たとへ一旦同類に成る共、發言致候もの、名前申出るに於ては、其科を免され御褒美下さるべし、

一右の類訴人致す者なく、村々騒立候節村内の者を差押へ、徒黨に加はらせず一人も差出さるる村方これあらば、村役人にも百姓にても、重もに取鎮め候ものは、御褒美銀の外帶刀苗字御免、さしつゝき鎮め候もの共これあれば、夫々御褒美下置かるべき者なり、

明和八辛卯年五月公儀御觸

願ふべき儀は、村役人を以て支配の役所へ相願申すべき儀、もし村役人止むを得ざるの筋候はば、百姓惣代一兩人にて願出べく候處、近頃百姓共大勢申合ひ、領主地頭屋敷門前へ相詰め、強訴致し候類多くこれあり、右の趣大勢御府内へ立入、領主地頭屋敷門前に集り、剩へ往來を妨げ候段、公儀へ對し不届の至り、然れ共愚昧の者共全く心得違候ての仕業故、是迄重御仕置にも申付ず候、以來右体御府内へ立入り、領主地頭門前へ相詰候は、召捕へ奉行所吟味の上、理非の差別なく頭取の者共重御仕置申付、愚昧の百姓共門訴に加はらず候共、一同答め申付べく候、若頭取相分らず候はば、其村の宗門人別帳糺しの上、門前相詰候者の内筆頭の者共、頭取の御仕置に申付べく候、右書付村々にて寫取り、名主の宅又は高札場村はづれなどにも張置き、村役人共篤と相辨へ、當々百姓共へ委しく利害申聞けべき旨、御料に御代官、私頭は地頭より相觸れらるべく候、

九三

近年村々へ虚無僧修業の体にて参り、百姓共へねだりがましき申掛け、或は旅宿申付候様に村役人坏へ申候故、宿取遣し候へば危宅にて止宿あり難き由を申し、あわれ其場に居合候者を尺八にて打擲致し、疵付候儀これある段相聞へ不届の至りに候、虚無僧修業致候は、志次第の給物を請け、夜に入り候は、相對にて一宿致すべき筋に候間、以來虚無僧聊も不法の筋これあり候は、其村方に差押へ御領は御代官並に御預所、私領は領主地頭役所へ早々召連出づべし、若相背くに於ては其村方の越度たるべき者なり、

同年八月廿五日郡所御達

歌舞妓操体の儀、兼て御停止置かれ候處、近來心得違、不時に歌舞妓操致し候趣相聞へ不埒の至りに候、向後屹度相守候様致すべく候、若心得違の族之れあるに於ては、當人は勿論、五人組合役人迄急度御咎め仰付らるべく候、併祭禮定格の儀は其通りの事に候、是以て随分手軽く取計らひ申すべく候同九月十九日郡所御達

一當御收納糶、入念拵立相納め申すべく候、繩俵古きを會て用ひ申まじく候、繩俵並にさん俵に至る迄、目重に仕立候者もこれある趣相聞へ候、自今相應に仕立申すべく候、

一例年穀留仰付られ候通り、御年貢皆済以前米穀大豆猥りに散し申さず、借金借物の差引仕るまじく

候、且又村々へ御目付役の者差出候趣相聞へ候、心得違これあき様相慎むべく候、

一前々も相觸れ候通り、村々小作小百姓迄田畑作も反歩等、庄屋與頭吟味を遂げ、糶取入石高相知れ

べく候間、其旨相賣候て、御年貢不足致さず候様相心得べく候、

一當町より町奉行へ願ひ、組下村々より糶引取候其譯、村々より書付皆々へ取上げ、其旨此方へ相伺ひ、差圖次第付拂申すべき事、

一村々より例年藏尻糶相滞り候て、一組の藏尻滞りに及び候、向後は期月に屹度相すみ候様に心掛くべく候、尤不時に郷藏有糶相改むる儀も之れあるべく候間、左様相心得べく候、

一糶付拂差紙、日限の通り滞り候村々もこれある趣に付、向後は屹度日限の通り付拂申すべく候、

一納俵中札外札落ちざる様に、念入れべく候、

一郷藏入糶納入候節、並に諸拂糶出候節、組頭立合は、庄屋一人にて、右出し入れ取計らひ候村々これある趣には、相聞へ候、向後は立會候て萬事取計申すべく候、尤與頭病氣の節外御用等差合これ有り候は、長百姓立合申すべく候、

同十一月郡所御達

諏訪御領分神田村に、薬湯と名付賣女の者差置候趣相聞へ候間、會て参らす候様組下村々へ申付らるべく候、もし心得違罷越すに於ては、さびしく御咎仰付らるべく候、

百姓共の儀は、農業を專一に出精致し、身上取續ぐべきの處、花美に流れ外見を飾り、分限を取失ひ候族これある哉、俄に身上取後れ候者之れあり不埒至極に候、兼て仰せ出され候通り、博奕三笠付并に句拾ひ候者これ有り候は、是非を論せず重科に仰せ付けらるべく候、尤享保年中、仰せ出され候御條目の趣屹度相守り、五人組合は申すに及ばず相互に吟味を遂げ、不埒の筋これなく風俗取直し農業は勿論作間の稼ぎ怠りなく出精致し、御年貢役金速に上達致すべく候、自今の儀は村役人共田畑打廻り、仕付の善悪吟味を遂げ、不埒の者これあり候は、申訴へ候、是迄の風俗にては次第に困窮に及ぶべく候間、質素第一に取斗ふべく候、之れに依り儉約の儀申渡候、

一 百姓共衣類の儀、男女に限らず上着は木綿下着は有合候品着用、帯は織物類無用たるべく候、且婚禮養子に遣し候節支度の儀、分限より事輕に取計ふべく候、他所へ遣し候共、地頭より申付の旨申斷り取飾るべからざること、

一 吉凶の節出會一汁二菜に限るべし、亂醉に及ぶべからず、相招候人別は忌掛りの親類五人組合迄、平日共出會苦しからず候、音信贈答の儀、輕き品同斷たるべき事、

一 家作の儀保ち難く候者、分限に應じ新造修葺等致すべく、尤寺社の儀是迄の通り許容を請けべき事
一 神事祭禮の節、古例にても狂言踊り等無用に致す事、輕く取計ふべき事、

一 寺社共に檀中氏子へ無譯勸化相成らず候、譯立候は、少分の儀は格別たるべき事、

一 郡中諸掛り物等割合、村役人共吟味を遂げ、多分相掛らず候様入念取計ふべき事、

一 御役人出郷の節、支度一汁一菜に限るべきこと、

右の條々前々 仰出され候儀もこれあり候へば、此度 上にも嚴敷御儉約 仰付られ候へば、此旨に限らず無用の費これなき様心掛けべく候、もし違背の輩これあり候は、村役人は勿論五人組合の者共迄屹度御答 仰付らるべく候條、堅く相守るべく候以上、

別紙

百姓共爭論等訴出候に付、心安きものへ内通之儀相憑み候者も、これある哉の様に相聞へ不埒の至りに候、向後相慎むべく候、且又御役人宅へ御禮御請年始の外、私用にて罷越候儀無用たるべく候以上、

安永五丙申年正月郡所御達

此度御領分五穀成就民安全のため、御城内稻荷神前にて御祈禱 仰付られ候、此旨組下村々へ相知らせべく候、

同年四月朔日郡所御達

公方様此度日光御社參候に付、當月十二日より同廿二日迄左の通り申付べく候、

一火の用心入念候様、寺社共に申觸べく候、
らす候、

一諸社祭禮相成らず候、

一寺院談議等相成

一雜生鉄炮相成らず候、

一在方都て人多く集め候事相止めべき事、

右の外諸事相愼み候様申付べく候、

同年同月公義御觸

柵の儀、東卅三ヶ國は樽屋藤左衛門柵の外、無判の柵遣ひ候儀堅く停止候處、所々にて相用來り候は別て無判の柵多く之れある由相聞へ不届に候、追て樽屋藤左衛門方より、柵改の者相廻し申すべへ間急度相守り無判の柵相用申まじく候、若相背くに於ては曲事たるべく候、右の趣東海道東山道北陸道丹波丹後但馬卅三ヶ國、御領は御代官、私領は領主地頭より相觸れらるべく候、

同年十一月年寄中より御達

只今申達候通り嚴敷御儉約に付、上にも御冷飯をも 召上がらる思召に候、去りながら、是迄馴れさせられざる御冷飯 召上がられ候ては、第一御不養生にも成らせらるべく、殊に下として忍びがたき御艱難に候へば、面々初め其外御詫申上げられ度衆中もこれあるに付、御冷飯の儀達て御詫申上候處仰出され候へば一統志の程は御満足に思召され候へ共、今度の御儉約是非御復しの道付けさせられず候ては、御大切の御時節思召に付、申上候儀思召にかけられ難く候、

一五ヶ年の内御祝儀の節、上々様御平生の膳、鰯鯨御酒肴一種の事、

但列座始卷鰯にて御酒下され候事、

一五ヶ年の内 御代々様御法事は、法華施餓鬼、

但 泰量院様御法事より、秋桂院様御三年迄是通りに候事、

一五ヶ年の内御用人御小納戸、宿番門止なされ候こと、

一五ヶ年の内、諸役所四季九ツ仕舞のこと、

一他所御使者等これあり其外御馳走等、出役の節、以來御領分中は締腹の事、

一御中小姓御徒士支配これある面々は、其役所勤御免の節は、御中小姓は御切米八石、御徒十六石にて仰付られ候、然れ共其身勤功の譯これあるものは、十一石八石御加増とても其通りに下し置かるべく候、并に小切米の者とても、右に相准する旨 仰出され候、其後思召これあり其通りにて差置くもこれあり候へ共、以來は八石 仰出されの通り、御取計これあるべく候、

一近來御扶持人段々相増候、以來は成丈御人少にて、御間に合せの様に成さるべき御詮議に候、右に付諸向減じ候へば、後容易に 仰付られまじく候、此段は御本意にはこれかく候へ共、御勝手御不如意故、止むことを得られざる御詮議に候事、

御列座申合の事

一平日汁香物盡喫は冷飯のこと、

但老人子供、菜大根豆腐類苦しからず、事病人は格別、

一諸祝儀の節は巻鯛酒、

一平日親類出會者火物菜大根豆腐類、一婚禮引越右の節、親子兄弟之れあきものは、由緒の内男女共

一兩輩相招候事、

一結納の節双方仲人斗りにて、二種一荷相送るべきこと、

但吸物、かさ飯、鱈、酒の肴巻鯛、右の節祝物目錄斗り取かはせ、

一元服上下着の節頼み人斗り、振舞右に同じ、

一代々法事は今法事、同姓聲臭重き忌懸り斗り招き候事、輕き法事は手次斗り招き、重き忌掛り呼び候事、

但三年の法事は是迄通り、

一年始五節旬は輕き着賣物の内、一格別の出入にも音信贈答なし、

一上着洗濯ものも着候事、一子供祝儀の節、里方多く共祝物は一切無用の事、

一醫師藥禮、魚鳥紙類銀にて遣し候事、

一門松随分小松柱へ打付候事、

一普請の儀屋根手入候とも、其外は捨置さ不益の場繕ひ候事、

安永六丁酉年八月郡所御達

海道筋往還は勿論脇往還たりとも、宿内は口取あき馬に乗るまじく候處、近來相流乘通り候趣相聞へ候間、以來は口取これあき馬に乗るまじく候、御領分は勿論、御他領御預り所に限らず、右の通り相守候様、組下村々へ洩れざる様申付べく候、

安永六丁酉年村方相定

前々より 仰出され候御儉約の趣相守り候處、當年は夏秋兩度大不作に付、村方一統餓に及申候に付申合せ、儉約は第一村方男女年寄小供に至る迄、身持并に萬事出精の趣、穿鑿の上取定の個條左に書記申候、

一朝夕食物の儀は雜飯にて、晩に雜水と相定め申候事、

一衣服の儀は染色淺黄干草染に至し、一反賃にて男女小供迄相用ひ申すべく候、其外帶雪袴の類、手

前にて染め用ひ申すべく候事、

一羽織等は亭主計りにて、諸祝儀不辛斗りに相用ひ申すべき事、

一婚禮致候者、親子兄斗りにて相濟し申すべく候、尤酒の儀は祝儀斗りに相用ひ申すべく候、但先様へも村方相定の趣相斷り申すべく候事、

一村方に於て不幸これある節は、早速打寄り葬禮等取つくり、野送り仕るべく候、縦令兩親にても振舞等一切仕るまじく候、勿論相詰候、内高笑高咄等不實の体仕るまじく候事、

一村方に於て博奕宿かど致し、渡世に仕候者これあり候は、其組合にて嚴敷吟味致し申すべく候、もし其分に捨置き候て外組合より願出候節は、村追放に致すべく候事、

一村方居酒屋并に食物等の類商ひ致すまじく候、もし外村より商人入込候共、門前に留置き、買物等仕るまじく候、万一人荷物之れあり候は、兩隣と改め申すべき事、

一男女共にかむり物の儀、白木綿淺黄の類相用ひ申すべく候、笠の儀は清兵衛笠相用申すべき事、

一足袋雪駄の類は手前にて相用ひ、買入等仕るまじく候事、
一男女伽羅の油一切相用ひ申間敷候事、

一法事庚申等も随分事軽く仕るべく候、尤客來一切相止め申すべく候事、

一家作の儀は五ヶ年の内一切仕るまじく候、尤據なく立替等仕りたき者は組合相談にて事軽く仕立て申すべく候事、

一村方に於て小盜等仕候者、見付次第了簡致さず願出で申すべく候、別て其組合にて相互に吟呼致し見付次第追放にすべく候事、

前條の通り村方五ヶ年の間急度相定申候、依て此一札、當村御役人衆中へ御預け申候上は、村方に於

て相背く者御座候は、各様嚴しく御詮議致し下さるべく候以上、

安永六丁酉 年 藤原光悌公より 御達

泰量院様、久々御病氣に御座成され候に付、我等へ御代讓らせらるべき旨仰出され候處、未熟の我等事に候へば甚當感致候へ共、御病氣の儀故止むことを得ず、思召に隨ひ御願 仰上げられ、之れによりて家督相續相違なく 仰付られ有がたく存候、然る所段々不幸打續き候上火災等之れあり、兼て不時臨時の物入多く、難澁の勝手筋別て極難に及び候、我等家督初より段々家中の手宛等心底に任せず去夏までの趣にては、公役等は勿論平生迄も、勤め難く相成るべく、家中も嚴しく減米の上當時宛行迄も渡方滞り候様に相成り、諸士を始め小給の者共は、別て嘸々難儀致すべくと、晝夜心を傷め候處孰も取續き懈怠なく、奉公致し候段感心の至りに候、然る上は僉議怠り候ては、勝手筋必至と指迫り家中の撫育も成り難き程に及び、公義より 仰付られ候務め筋も、必至と相勤め申さず候ては、勝手不如意より事起り、參河以來 御厚恩を蒙り候 御家に對し、不忠の至りに候、甚恐多くも且は心外にも存候に付、去冬勝手筋改革申付け、万端取縮め候儀申出候へ共、勝手復し候道相見へず候に付此度我等身の廻りも、諸事艱難致すべく存寄り申出候、然る上は志を一に致し家法取失はず、文武の道忠孝の行專一に心掛け、嚴しく儉約を致し、軍役は勿論平生共に、忠勤を勵み申度存候に付、心付候儀共有増別紙に記し申出候、我等存寄り諸事の行ひ、道に背き候儀これあるべく候、何事によらず

宜しからずと心付候儀、長臣は申すに及ばず、家中の面々其筋の役義の者は勿論、其外共に君臣の隔てなく、遠慮を加へず疎に申出候様致度候、もし悪しきと存じながら申出です、彼是申唱候族これあり候は、不忠と存候、別て存じ付き候儀、頭支配迄封じを以て申出候へば、我等早速聞届け相改め度存する事に候、自分存念相達すべき爲め、自筆を以て申聞る處あり、

十一月七日

光 悌

別 紙

一元和年中 公義より 仰出され候、文を右、武を左に致候儀政務の第一に存候、長臣は勿論家中の面々、若き者は別て學文出精致候は、自然と忠義に叶ひ申すべく候、尤孝悌忠信の道は、長臣は申すに及ばず、我等始め家中の面々も兼々心得罷在候事に候へば、學問致さず候へば、實孝悌忠信の道を明らめ辨じがたく候故、自然と怠り候様相成候、學問の致方も日用の行ひ專一に致度候、縦令ば博識にても文武の道に叶はず、忠孝の行ひ闕け候ては、無學に劣り申すべくと存候、返す返すも日用の行に力行れ申度事に候、且亦治世に亂を忘れ候へば、自然と武備疎に相成り、軍學も心に掛けず武器も打捨置候様に相成、武士の本意を取失ひ申すべき儀歎かはしき事に候、家中若き者共は別て經學并に軍學武藝を随分勵み候様に致度候、諸士徒士足輕に至る迄、武藝は勿論家業之れある者は、其業を勵み其外躰方算術迄も、格別出精致し候者へは、存寄りも之れある事に候、尤諸

藝に心掛け候にも、忠孝の道を先きに致し、其餘力を以て出精致し候儀第一に存候、我等も是迄思ひ乍ら懈り候、自今以後油断なく心に掛くべき存念に候、

一文武の道は右に申出し候通り、偏に怠らず候様致度候へ共、勝て至て不如意に付家中へ宛行も行届かず候へば、如何様とも致候て取續候時節故、文武の道随分心掛け度存じ乍ら、自然と怠り申すべき事に候、此節極難に及び候へば、萬一武士に似合はざる振舞等も之れあるべき哉と、甚以て歎はしく寢食を安んせざる程に存候へ共、段々物入重り候事故、心底に任せず是非あき次第に候、然る上は嚴しく儉約致し、少々融通もこれあるに於ては、文武の道に専ら心掛け候様に致度存候に付、儉約の儀左に申出候、

一條目の儀年月經候へば、次第に相流れ候儀これ有り候、此儀は全く上下一致之れなく、和睦致さる故に候、尤教へ行届かざる儀は、我等不徳長臣の過ちと存候に付、條目の儀存寄もこれあり、僉議申付おき候やへ追て申出すべく候、儉約の儀は前々より度々嚴しく、仰出されこれあり候へ共、中々通例の儀にては行届き難く候に付、去冬勝手筋改革申付、諸事取縮の儀申出候へ共、兼々大金の不足故、勝手復し候道相見へず候に付、此度段々僉議の上、我等身の廻り艱難致し、朝夕の食事等迄も、費へこれあき様に心に掛けべき旨申出候、然る上は諸士は勿論、徒士足輕小者に至る迄、誠に志しを一ツに致し、泰心院様 仰せ出され候通り、籠城に敵を防ぎ身の存亡を辨せざる程に、

覺悟致さず候ては行届くまじく候、儉約の筋何事も軍令相守り候心得にて、嚴しく儉約致候儀專一と存候、斯の如く申出候へば、未熟の我等事に候へば、心得違の儀これあるべくと甚辛勞致候、自筆にも申出候通り、重役の者は申すに及ばず、家中の面々も、我等行ひ宜からずと心付候は、遠慮なく申聞け、上下一致にて敵に向ひ死生を一に致し、鏝を傾け候心得にて、儉約の規矩を立て勝手取直し、皆々數年の艱苦を慰め申度存する事、

一音信贈答并に出會の儀、去冬申出候、寛保二戌年 仰出され候通り、相心得申すべく候、然れ共至て困窮の時節に候へば、親戚朋友の交も、自然と遠ざかり候様相成り歎はしく存候、然る上は饗應の儀は、人情を闕き飲食の取詰これなく、質素に輕きを第一に致度存候へば、自分内慮者辨致し、隨分勝手取後れざる様心掛け、出會これあり度事に存候、

一民は邦の本に候へば、農人は耕作を樂み、工商は其業に精敷して、兼て申出候條目の通り相守るに於ては、穩に治まるべく候、然る處我等勝手不如意故、止むことを得ず度々用金申付、嘸々難儀致すべく不本意の事に候、然れ共毎度分限相應に用立、奇特の至り感心斜ならず候、此上何卒衆人の力を以て、勝手複し、上下樂を同ふし道にも、しめ申度存する事に候、

一五ヶ條の趣、第一に儉約の儀重役の者は勿論、家中の面々も厚く心掛け、諸事心付き候儀は、前後指障り貧着なく、書付を以て頭支配迄申出候様に致度候、尤其内用ひ難き儀之れあり候は、吟味

を遂げ用捨致すべき間、少しも遠慮なく申聞けべく候、何卒衆人の力を以て急度儉約の規矩を立て勝手取直し申度存する事に候、松本并に江戸表惣家中へ、此書面を以て申聞け、上下末々迄も頭支配より、申觸れ候様に致すべく候、

安永七戌戌年四月公義御觸

近年御當地并に、近國共に、無宿者多く徘徊致し候故、火付盜賊も多く、騒しき儀もこれあり、世上一統の難儀に相成畢竟右は一二夜宛も無宿者共を、留置き等致し候者これある故、右体の無宿多く徘徊致し不届の至りに候、これに依りて町方は勿論近在共、町役人村役人共、町方村方嚴しく吟味を遂げ、前々掟も之れあり候通り、一夜たり共身元慥からざる者留をき申さず様申付、在町共無宿共見掛け候は、召捕へ、町方は月番の町奉行へ召連出すべく候、關は州在方は村役人共差添候に及ばず、村繼に致し月番の町奉行へ送越候様致すべく候、元來右無宿共儀は、百姓は農業を怠り、町人は夫々の渡世を致さず、身持放埒故無宿に相成り、彌給續兼候節は、火附盜賊をも心懸け候者故、懲しめのため、此度無宿共嚴しく召捕へ、佐州へ差遣候間、在町共無宿召捕訴出候ても、後日に仇等致し候儀は決して相成らず候間、見掛け次第召捕へ訴へ出べく候、若見逃しに致し置候は、急度咎申付べく候
安永十辛丑年十二月公義御觸天明元年

若君様御名葉、家齊公と稱へ奉り候旨、仰出され候間其意を得べく候、之により同文字遠慮致すべく

候、且御縁女 茂姫様、西丸へ御引移相濟み候に付、しげと唱候者遠慮致すべく候、尤苗字名乗等は相改るに及ばす候、

天明壬寅年十月公義御觸

一諸社の稱宜神主等、専ら神祇道を學び、其崇敬する所の神体彌之を存知るべく、有來の神事祭禮之を勤むべし、向後怠慢しむる者、神職を取放つべき事、

一社家位階、前々より傳 奏を以て昇進を遂ぐるの輩は、彌其通りたるべき事、

一無位の社人白張を着すべし、其外の裝束は、吉田の許狀を以て着すべき事、

一神領一切買すべからざる事、 附質物に入るべからざる事、

一神社小破の節、相應常々修理を加へべき事、 附神社懈怠なく掃除申付べき事、

右の通り寛文五年仰出され候處、近年諸國に於て古來の神例を亂し、御條目の御趣意相辨せざる輩これあり、吉田家の許容を請けず、社例をどし稱し、呼各裝束等を着け、其上神職にこれなき村などの社、或は村長宮座諸座など稱し、神事祭禮營み候族もこれある由に候、向後御條目の趣意度相守り忘却致さる様心得べく候、

天明三癸卯年正月郡所御達

鉄砲殺生の儀、御免これなき者兼て御停止 仰出置かれ候處、相流不埒の至に候、忍鉄砲打候ものこ

れある趣、相聞へ不埒の至りに候、村々人別吟味を蒙り、御免筒の外鉄砲所持致し、取扱候者これあり候は、申訴へべく候、若心得違隠置候は、屹度御答 仰付らるべく候、

天明三癸卯年三月郡所御達

御領分中作間稼の爲に、畔端空地へ桑苗植付の儀、先達て 仰付られ追々植付候處、近來何者に候哉右桑苗採取候趣相聞へ、不届の至りに候、以來は枝葉たり共、猥りに折取らざる様、急度夫々申付べく候、

同年十一月郡所御達

當年一統不作に付穀類不足致し、難澁の趣相聞へ候、當分酒造止 仰付られ候間、其段組下酒造致候者共へ申聞べく候、

天明六丙午年四月郡所御達

一兼々 仰出され候通り、御條目の趣常々油断なく、毎月初に庄屋方に讀聞かせ、彌堅く相守るべき事

一切支丹宗門毎年斷絶なく相改と雖も、彌以て堅く申付候、自然切支丹宗門の本人は勿論、ころび候者にも、類族にても隠置き脇より聞へ候は、隠置候者は申に及ばず、庄屋五人組迄、急度曲事に仰付らるべく候事、

- 一 自然他所他國より参り候て、住宅仕度と申者之あらば、御定の通り相改め、其上先祖の宗門吟味を遂げ、御法度の宗門にて之なき段、其者の親類右の且那寺より証文を取り、尤其所の庄屋方よりの一札、差上置申すべき事、附僧俗共に覺束あき者一人も、當分にも留置申まじく候、自然宗門の儀に付、何れ共替りたるすゝめ様仕るものこれあらば、早速役人方迄注進すべき事、
- 一 去人來人其節々屹度相斷るべく、尤寺院境内に差置候者共同斷たるべく、且又住僧代りの節、其村の庄屋より大庄屋へ申聞け、早速申訴べき事、
- 一 宗旨替の者、又は同宗にても寺替仕度と、申者これあるに於ては、庄屋より大庄屋へ相斷、吟味の早速申訴ふべき事、

天明七丁未年正月郡所達

- 一 御城下若火災の節は、兼て定置かれ候通り、郷人足御門御門へ駈付罷在、郡奉行代官差圖次第、塙所へ参るべき事、
- 一 郷人足持参の道具の儀半分は、棒とび口、半分は水籠持参すべく候、塙所に於て消道具、借りず相働くべし、損失候は、補ひ下さるべく候、
- 一 晝夜共に組々の目印持参申すべき事、
- 一 在中火災の節は、組々大庄屋人足召連れ火元へ駈付申べく候、大火に及候は、組支配の代官差出す

べく候事、

同年二月公義御觸

御朱印頂戴の寺社の輩、寺社領の多少に依らず、境内斗りの御朱印たりと雖も、所持せしむるに於ては、御朱印下さるべき間、御料私領にこれある寺社領の御朱印に、寫を差添、當七月より九月迄の内に江戸へ持参、松平和泉守、堀田相模守所へ相達候様、之を觸れらるべく候、

天明八戊申年二月公義御觸

此度京都大火に付、檜材木の儀、公義御用の外賣買一切停止せしめ候、其外の材木は早々伐出し、相對を以て京都へ賣買致すべく候、勿論諸人救の心得を以て、高價に商ひ致間敷旨、能々教示致すべく候、若此旨相背直段引上賣買致候か、又は高利を貪るべきため買置き、賣出さざる者これあるに於ては曲事たるべく候、たとへ仲間たり共、右体の儀これ有れば申出べく候、其品により御褒美下さるべく候、

同年十二月郡所御達

貳百文、 百文、 鳥目、

座頭共へ吉凶に付、遣候配當金錢の員數、人々甚多少これあるに付、右の通相心得、其人の分限に應じ遣すべき旨、寶曆四年中に申觸候、然る處近年心得違の者これあり、分限を辨へず減少致し、或は

差遣さる者これあり、座頭共難澁に及ぶ旨相聞候、以來は右員數の内、其人の分限に隨ひ遣すべく候、此旨心得違之れなき様、屹度相守申すべく候、

寛政二庚戌年八月郡所達

狂言致候者は、平生遊興を好み、手足の荒候を厭ひ、衣服の悪しきを嫌ひ候故、農工商賣の正業に自然と怠りこれあり、其上見物の人多く集り候故、近邊の者は職業に怠り、無用の費多く、婦女等は衣服の華美あるを着るにより、平生奢を生じ、或は色事に溺れ易く候、狂言体の儀は右の通り風俗相流候基に付、神事祭禮の節子供踊たり共、御免これなくては相成らず候、然る處近來相願はず、猥りに座敷狂言致候者之れある段、粗相聞へ不埒の事に候、人別相糺屹度御咎 仰付らるべく候へ共、神事祭禮の節仕來候子供踊等、御免 仰出され候儀之れある故、若き者共心得違候事も、之れあるべく候に付、此度は御宥免を以て御咎に及ばず候、狂言体の儀は前文の通り、農工商賣の正業に害これあり、風俗相流候基に候、此旨能々相心得、以來は屹度相慎み申べく候、若心得違相願はず、狂言体の儀致候者は勿論、宿致し候者も厳しく御咎 仰付らるべく候、且寺に於て宿致し候儀は之あるまじく候へ共、念の爲め申達すべく候、

寛政二庚戌年十二月郡所御達

御領分の者惡事致し、御咎め仰付られ候ても、相改候者は稀にて、御城下拂等仰付られ候者も、間も

あく立戻り、或は御他領に於て惡事致候者多分之れあり候、右体惡事致候者教諭致し、心底相改候様成され度御詮議に付、西堀に溜 仰付られ、以來心得違惡事致候者は、男女共に其罪に依り、溜入仰付られ候、仍て心得の爲め左に申達候、

一村方の者溜入仰付られ逃去候節は、尋其村へ 仰付らるべく事、

一惣て溜入 仰付られ候者、食事自身にて仕立給候様、道具類御渡置かれ候、在方の者溜入 仰付ら

れ候節、食物薪等溜番人へ御渡置かれ、取賄申べく候間、追て代銀上納仕るべき事、尤入牢の者同様、一日兩度支度の割合を以て差出べき事、

一溜入 仰付られ候者、夫々召使はれ候儀これあり候節は、一日三度の扶持米 上より下置かれ候間

村方より差出に及ばず候事、

一溜入 仰付られ候者、親類より溜中へ蒲團等入度旨相願候は、御詮議これあるべき事、

一溜入の得手候藁細工、致させ候儀勝手次第の事、細工道具藁等村方より指出、右細工の品村役人取揃、賣拂代錢御預置き、追て歸住 仰付られ候は、相渡すべき事、久離帳外の者へは、細工道具藁上より下され候、右細工の品元村の役人預り置、追て村方へ引渡相成候は、相渡すべき事、

一御追放者、久離帳外の者、溜入 仰付られ候節、元村役人共教諭致し、心底相直り候段申出候上は、

元村へ御引渡成さるべく事、

一村方の者悪事致し、刑罪入墨敲等に 仰付られ候上、溜入 仰付られ候節は、其村の庄屋組頭、出川或は揚土牢屋へ罷出、罪人召連参り、溜へ入れ申すべき事、

但御退放并に久離帳外の者、本文の通り 仰付られ候節は、元村の庄屋組頭召出すべき事、

一溜入の者、月代相互に摘入申べく候、若差支の節は、當人并に雜類共願の上は、溜外へ出し置き、

月代摘せ候様 仰付らるべき事、御追放者、久離帳外の者にも、忍び難く存ト親類共より相願候

はい、是又同様の事、

寛政三辛亥年二月郡所御達

川除自普請仕立方連々と相流、兪略の普請致すに付、満水の節相保たず、御田地流失致し、其上一ヶ年兩三度宛普請致候様相成、屋丁持の者共難澁の旨相聞候、川除丈夫に仕立出 水の節保候へば、普請個人足等減少、御田地も流失これなき様相成、川添村々は勿論、屋丁持の者共、往々は難澁にも及ぶまじく、一統百姓共助成に相成るべき御詮議にて、以來左の通 仰出され候、

一川除敷高等、目論見繩張の通り、屹度仕立申べき事、

一諸道具は大庄屋割付の通り、庄屋元にて寸尺屹度相改、日限の通り場所へ持届申すべき事、

但出人足は遣はさず、別段に人足申付持届け申すべき事、

一出人足は一組限りに致し、世話役の者共召連れ、日出に場所へ参着致し、日入限に引取申べき事、

但人足何人召連と申儀、小奉行所へ相断申べく候、若一人にても不参遅参これあり候は、其丁場明け置き、翌日より取掛り候様致すべく候、

一普請丁場村方にて小割致し、出来次第小奉行所へ相届け、敷高繩張を請け相渡し、受取相濟候は、人足共勝手次第仕舞申べき事、

一満水の節防道具、川添村々にて兼て拵置、出水致候は、村役人共人足召連罷出で、防ぎ申べき事但引水に相成候は、油断なく、川瀬直し申べく候、尤川除損ト候場少々に候は、其村方にて取締申べく候、

一用水堰へ水猥り引取候に付、揚口より多分川瀬切れ、街田地流失候、以來は揚口相定申べく候、然れ共止む事を得ず、揚口掘替候節は、見分を請け普請致すべき事、

一川邊に柳の類、何にても其土地に應じ、早速木致候木を植付川、除の筋に致すべき事、

一高瀬梓兩川の儀は、大概當時の川筋に随ひ、幅相定目的の標を兩側に立置き、右川筋變ぜざる様川除致すべき事、

一高瀬梓兩川は河原至て廣く、幾瀬にも成候故、普請箇所多く相成、川除致し難きに付、以來は村人足を以て、平水の筋枝川これなく、川瀬一筋に相成候様致すべき事、

一高瀬梓兩川の儀は、世話役人共一ヶ月に兩三度宛相廻り、此度 仰出されの趣は勿論、心附候儀は

村役人へ申談じ、川筋直り候様 仰出され候、此旨兼て心得申すべき事、
但少しの普請の儀は、其村々世話役人と對談に及候はゞ、早速人足差出仕立申すべく候、人足追て
繼合に致すべく候、

川添村々へ相達

一高瀬梓兩川の儀は、河原至て廣く、水附寄次第にて空地出來致し、作毛生立候土地も、満水の節は
流失致すべくに付捨置候、其地所川床は勿論、永流雪流跡にても水向きの様子、又は土地の位によ
り、手代御同心共見分の上、一ヶ年限り流作場に 仰付られ候、尤收納の儀は、其年限り立毛の豊
凶により御取立なさるべく候、此段高瀬梓川添村々へ、心得の爲め申達候、

寛政三辛亥五月御達の御制條 領内之を新御條目又寛
政度の御條目と云ふ

惣百姓へ申達條々

一御高札は勿論都て、公義より 仰出されの趣、堅く相守るべき事、
公義よりの 仰出され、何事も畢竟民を憐ませらるゝ御主意なり、疎ろに存すべきにあらず、安穩
に今日を暮すこと皆是 公義の御恩にて、其恩誠に海山とも申べし、然れ共其海山の御恩を報ひ奉
るべきようもあるまじく、唯々 仰せ出されの趣少しも背かざる時は、身分相應に御恩を報ひ奉る
にてあるべし、若海山の御恩をも冥加をも忘れ、仰出されに背くものあるに於ては、止むことを得

ず仕置申付べし、皆々 仰出されの趣能々勘辨して、心に忘れざる様に致すべきものなり、

一夫たる者妻を憐み夫婦睦まじくすべき事、

借老とて夫婦むつまじくとも老に至るは目出度事とす、若夫婦睦まじからざる時は家内治らず、
家内治まらざる時は無用の費多く、畢竟困窮に及ぶの基あり、人の寵愛する娘を貰ひ妻とはなすか
れば、我妻とても不法の事あすべきにあらず、離縁せずして叶はざる時は、父母兄弟は勿論親類組
合の者相談を遂げ何れも同心の上離縁すべし、我心に叶はざるのみにて、妻を去るべき程の悪事な
ければ、勉めても睦まじく暮すべきは夫婦の道あり、よく辨へて憐むべきものあり、

一父たる者其子并に其嫁をよく憐むべき事、

我子といへども、公義にて憐れに思召す民あれば、子に對し不法の事は致すべきにあらず、心に叶
はざることある時は、道理を以て教へ戒むべし、娘は父母兄弟の家を出で他人の家へ來りたる者な
れば、實子よりも憐み萬事心を付け遣し、親兄弟にも安堵いたさしむべき者なり、

一父たる者寵愛に溺れず、其子に百姓の業を教ゆる事、

子に教ゆるは親の役と心得物事よく教ゆべし、子供皆耕作に精出し作間の稼ぎ油断なく富さかへ、
娘も能き所へ縁付なば、親の心の悦びこれに過ぎまじ、寵愛に溺れ其子を戒めず、氣隨に育て成長
して、耕作をも嫌ひ悪しきことのみを好み、其村のわるものなりと人にいわれ、終に村の住居も成

りがたく、欠落して悪黨と成り命をも失ふに至り、娘も身持よからず女業も不束にて、呼びむかへて妻にあすべくと思ふ人もなく、悪黨ものに誘はれ行方知れず成行く時は、親の心痛ましからざらんや、然れば幼少の時より氣まゝにならざる様に、能々戒むるものなり、

一子たる者父母を敬ひ、能くつかまつるべき事、

始て生るゝより父母の懐に育ち、成人の後に至る迄天恩を蒙り候事極りなし、晝夜心を付け、煩ひあき様に取扱ひ、病にかゝりたる時は夜も寝ず介抱して、冷寒食事に心を配り、撫さすりて育て、三四歳頃よりは外へ出れば怪我なき様に心を付け、寒暑の衣類も相應に與へ、成人して人並に物言ひ手足を動すも皆是父母の恩あり、誠に父母の恩は天の限りなき如く言に盡し難し、斯る大恩を請たる父母に何ぞよく仕へざらんや、常々何にての苦勞の事は親兄弟に替り、酒食等は先に勸むるたくひは勿論、兎にも角にも父母の心を痛ましめず、身持よくして父母に安堵致さしむるを、孝行とは云ふべし、懦弱にして手足の働を厭ひ、勝負ある慰みを好み、常に酒を飲み金錢を身の榮輝に費し、又は妻子の愛情に引れて父母の養を疎にして、或は見る事聞く事の樂みに耽り、血氣にまかせ人と喧嘩して、父母に耻を與へ難儀をかける類ひ、皆我心に任せて事をあし、父母を思はざるの不孝なり、懦弱にして手足の働きを厭ふ者は、田畑の手入れも行届かず、勝負ある慰みを好む者は、賭勝負の害あることは言ふに及ばず、貧賤の者作間の稼ぎに怠る基あり、金錢を猥りに費し、欲情

に溺れ、見ることに聞くことの樂みに耽る者は萬事に怠り、其身を失ひ其家を亡すに至るべし、血氣に任せ人と喧嘩する者は命を失ふ、何事にも害ある程の事を顧みざる者は、假令父母を可なりに養ふと云ふども、不孝の子とするあり、善き事は様々ありといへども孝行は善き事はなし、罪も色々あれど不孝程大なる罪はなし、能々辨へ年老たる父母には猶更心を付け、能く介抱を遂へべき事なり、

一兄たる者弟を能く憐むべき事、

弟も親の寵愛する子あればとて、弟へ對し不法の事あすべきにあらず、不便に思ひ悪しき事あらば教へ禁しめ睦しく暮すべし、兄弟睦しければ兩親も限りなく悦ぶべし、

一弟たる者兄を能く敬ふべき事、

兄には何事もさからはす申旨に隨ふべし、もし兄の申す旨道理に違ふたりと思はば、其譯を申譯けべし、怒りの色を顯すべからず、父母に繼ぎて兄ほど大切にすべきはあし、兎にも角にも愛敬の道を專に盡すべき者あり、

一家の主たる者家内を能く取治め、召使の者を憐むべき事、

家内を取治むるは自分の事と、何にても堪忍すること第一の心得なり、萬のこと堪忍勝れば家内の者も物事堪忍すべし、妻子に心得違ある時は申教ふべきことあれども、細かき事まで我心に叶

ム様になり難き者あり、萬事堪忍勝なる時は、自ら家内睦ましく治まるべし、召使ふ者も人の寵愛する子なり、憐みかく強て召使ふべきにあらず、程よく使ひて當人も親兄弟も恨まざる様に致すべき者なり、

一親類并に組合の者睦ましくすべき事、

親類は格別睦ましくして、何事も相互に助合ひ、もし心得違の者ある時は異見を加ふべし、組合は他人なりといへども、物事相談して心得違ある時は異見を講るものなれば、僉畧にすべきにあらず事により爲になること兄弟にまさる時もあるべき組合なり、平生親切にすべし、親類組合の内不埒なる者あらば、耻ありと思ひ互に心を付べきものなり、

一村役人を敬ひ何事も申す旨に従ふべき事、

役人は一村の上に立ちて、村の爲に宜しき様に計らふものなり、何ぞ敬はざるべけんや、役所にて撰び申付置く役人あれば、申す旨に背くべきにあらず、能々心得べきものあり、

一老人は勿論、我より年長じたるものは敬ふべき事、

老人は古き事をも知り了簡も一概ならず、其村の爲に成るべき者あれば、敬はざるべけんや、抑も何によらず萬の事心を付け助け遣はすべきものなり、

一奢りこれなく、身上取後れざる様に心掛くべき事、

奢はいつよりをこるといふ事もなく、思はず知らず起るものあり、皆これ堪忍の足らざるあり、人の衣類の善きを羨み、人の食物のよきをうらやみ、人の居宅のよきを羨み、物の不自由を歎き、物のよからぬを悲しみ、物の當世に叶はぬを耻るも、皆人情なりといへども、飢へず寒からず雨露にうたれねば、百姓の身の十分なりと思はれ、万事堪忍あるべきあり、金銭貯へある者も、奢る時は忽ち遣ひ盡して困窮に及ぶ者なれば、貯ある者も親の時よりの貯をらば、万事のことに堪忍して貯へたる金銭を猥りに遣ひ捨べきにあらず、猶々増貯へて親の志を繼べしと思ふべきものなり、

一色に耽らず男女の別正しくすべき事、

色を好むものは甚しきは身をも亡すに至るべし、左かくとも農業に怠り費多し、畢竟困窮に及ぶの基なり、色欲は人情なれば、男女混雜して別なき時は不義の心生じ易し、若聊も不義ある時は父母の心を悩ませ、親類に耻を與へ咎めをも蒙るべし、若き者自ら能く戒めて深く慎むべきものあり、

一耕作は勿論、作間の稼ぎ精出すべき事、

耕作は百姓の本業なれば元より精出すべき事なり、其年々の氣候を考へ心を盡す時は、氣候あしき年にも作物は可なりに生立つべし、晝は茅蒞り夜は索をへと云ふ事、作間の稼ぎに怠らざる致なり茅索に限らず、晝夜ともに何にても爲に宜しき業をなすべし、手を空しく居るべからず、作物十分なりとも來年は如何なる凶年にてあるべきも計りがたく、油断すべきにあらず、能々心得べきもの

あり、

右の條々堅く相守るべき者あり、

婦女へ申達條々

一妻たる者夫に能く仕へまつるべき事、

夫一人を夫として、他人に心を移さざるを貞の道と云ふ、萬の事夫に隨ふを順の道と云ふ、此二つは女の守らずして叶はざる道あり、嫉妬の心なく此二つの道を守るべし、夫を嫌ひて出で去ること輕き者に間々ありと聞き及びぬ、甚だ有るまじきことあり、夫より去らるゝ時は是非なし、左なくばつとめて夫に隨ふべきものあり、

一妻たる者舅姑を敬ひ能く仕へまつるべき事、

舅姑は生涯暮す家の父母おれば、朝夕に心を付け能く介抱すべし、舅姑の申すこと聊も背くべからず、實の父母の如く敬ひ親しみよく仕ふる時は、舅姑も實の娘の如くに思ふべし、舅姑實の娘の如く思はざる時は、吾が不幸なる故なりと思ひ能々心を盡し仕ふべし、老たる舅姑には猶々心を付け假令無理あることを申すとも、恨みず背かずして心を安んせしむべき者なり、

一妻たる者、蠶を養ひ、機を織り、糸紬、麻らみ、晝夜怠りかくかせぐべき事、

蠶飼ふは利益あるべき者なれば、桑植ゆべき地所あらば植をきて、蠶飼ふべし、家は婦によりて盛

衰する所といへり、妻たる者心得よき時は家さかへ、心得あしき時は家衰ふ、然れば晝夜油断なく稼ぎて、無きものを求め有るものをふやし、夫の家榮ゆる様に心掛くべきものあり、

一母たる者媳を能く憐むべき事、

媳は父母兄弟の家を出で、他人の家に来りたる者おれども、實子よりも憐むべし、年老ひければ起き伏しにも介抱を得るは嫁なり、惡しく當りて心をなやましむることなぞ有るまじきことあり、よろづ心を付け遣し、親兄弟にも安堵致させ、長く睦ましく暮すべき者あり、

一母たる者娘に女の業を教ふべき事、

娘は十五六歳より廿歳の内には、縁付け遣すべきことなり、女の業ふつゝかなれば、人の妻となりても間にも合かたく縁付も遅かるべし、七八歳の頃よりは油断なく教へべきものあり、

一娘たる者は父母によく仕へまつり、兄弟姉妹睦ましく、女の業を仕習ふべき事、

女は幼ふして父母兄に隨ひ、嫁して夫に隨ひ、夫死して子に隨ふと云ふ教あらば、隨ふは女の道あり、先づ父母兄の申す事に背かず孝行にすべし、親の家に居る時氣隨にして、舅姑の心にも夫の心にも叶はず、去らるゝ時は女の大なる耻あり、女の業は物書、物ぬひ、蠶かひ、糸どり、機織り、食物煮焼き等の事なり、女と生れて女の業不束なるは、賤しき者とても耻づべきことにあらずや、十歳より男子に交り遊ばず、十二三歳よりは猶更男子に近づかず、能く其身を慎むべきものあり、

右の條々堅く守るべきものなり、

村役人へ申達條々

- 一 一村の者を子の如く憐むべき事、
 - 一 其村に心得悪しき者これあるに於ては、能く教へ諭すべき事、
 - 一 一村の田圃折々見廻り、手入宜しからざる田圃これあるに於ては、屹度申付べき事、
 - 一 一村の爲に成るべき事常々心がけ、追々申教へ、困窮の百姓これなき様に致すべき事、
 - 一 孝行者奇特者これあるに於ては、其筋へ申出べき事、
 - 一 年貢取立等の儀明白に致し、諸勘定正しく致すべき事、
 - 一 豊年に凶年の蓄へ致させ申すべき事、
 - 一 桑漆楮は勿論、栗柿其外村の爲に成るべき樹木、空地を見立て油断なく植させ申すべき事、
- 役人は其村の頭にて、一村の手本にあるべき身の上あり、能々慎むべし、役人の心得宜しき時は村風よろしく、役人の心得悪しき時は村風あしく、其村風の善悪は役人の善悪に依ると心得べし、或は遊興に耽り、或は妻女の奢りを制せず、或は賄賂を取り、或は依怙最負これあるに於ては、心離れ怨み多くして一村治まらざらば、一村治まらざる時は役人あきにかかず、其村を治むべきの役人なり、然ば自ら儉約を守りて能く勉め、潔白を好みて能く憐み、諸百姓に信せらるゝに於ては、誠の役人

と申すべきなり、

右の條々堅く守るべきものなり、

寛政七乙卯年八月公義御觸

上總國下總國村々百姓共、日蓮宗不受不施の傳法を習受、其身は勿論人々にも勸め、重き御仕置に相成候者もこれあり、近年に及候ても不受不施の僧俗重科に行ひ候處、右の内には新門徒又は内信心杯と名目を付け、前々御仕置に相成候不受不施の僧を、目蓮同様に尊敬候者、或は何の辨へなく右に加はり候迄も夫々各受候者、畢竟其所の支配人村役人等心附方不行届故の儀に候、農業を專一にいとみ、分限に應じ先祖の法事追善等執行候者勿論の儀、暇あるもの佛道を信じ候は勝手次第の事に候へ共、日蓮宗の内不受不施の譯等、百姓共論すべき事にあらず、公義より取立置候宗門、其外歸依致すべき筋にこれあき者に相心得候へば、事足る儀に候間、紛はしき宗法稱へ方致申まじく候、

寛政八丙辰年四月晦日郡所御達

江戸表より御使これあり、若殿様益御機嫌能御座遊ばされ、殊に當廿三日御前髪を執らせられ候旨申來候、此段村々并寺社へも洩れざる様申聞けべく候、右御歡として御役郡へ罷出べく候、

寛政九丁己年閏七月十日郡所達

吉田家御配下神職取締として、今般右御家御役人廻村致され候間、神職の者共其意を得申すべき旨、

組下村々神職の者へ申達べく候、

寛政九丁巳年閏七月廿八日郡所御達

筑摩保高にて、雨乞御祈禱成し下しおかれ候に付、右御禮惣代として、明廿九日御役所へ罷出、御禮申上べく候、

寛政十戊午年五月公義御觸

- 一慶長銀拾貫目に付此代通用銀拾一貫二百目、
- 一元祿銀同上
- 同八貫九百六十目、
- 一永字銀同上
- 同五貫六百目、
- 一寶永銀同上
- 同七貫目、
- 一三寶銀同上
- 同二百八百目、
- 一享保銀同上
- 同十一貫二百目、

右の通り定代銀を以て、銀座に於て引替候筈に候間、此節より右年限中古銀所持の者は、江戸京大坂長崎銀座へ勝手次第に差出引替申べく候、万一心得違にて引替ざる向も之あるに於ては、吟味の上乾度申付べく候、

寛政十一巳未年二月取定の組法

- 一近年風儀相流れ、衣類家作等は勿論、万事分限に不相應の奢これあり、畢竟困窮の基に候間、以來は村々篤と申合、相愼みたき事に候、
- 一農業は勿論、作間稼等怠りかく出精致度候、五人組は申すに及ばず、村役人不時に折々相廻り、何

事によらず相改度事に候、左候へば自然と村々風儀も相直り申すべくと存候、自然と心得違の者これあり候は、申聞けられ度事に候、

一近年若き者相集り候て、酒食等相求め大酒致し、其上人の干菜或は菓物類盜取、又は喧嘩口論博奕等致候類間々これあり、甚宜しからざる事のみ候間、以來は右体の儀これなき様嚴敷致度事に候尤宿等致候者格別吟味致度事に候、

一近年村々店商ひ致候者多くこれあり候、畢竟奢の基に候、是迄店にて借貸致候故、自由宜しく自然借等も相嵩み、暮に相成存外拂方多く、難澁にも相成るべく事に存せられ候、店にても貸多く相成り損等も多分これ有り、自然と商賣も相成らず候様に相成べく候間、以來貸借等堅く致さる様致度候、左候へば自然と村爲にも相成るべき事に候、

一由緒并に組合振舞等、致來候儀もこれあり候は、相止候には及ぶまじき事に候、誠に時の有合の品にて至て事軽く致すべく候、遠方の由緒等参り候共、有合の品にて一汁一菜に限るべき事、

一奉公人風儀近年宜しからず、衣服其外諸事奢候故、給金は古來より多分取り候へ共、右奢に費し候故親の困窮を救ふべき爲の奉公なるに、我奢に費候儀これあるまじき事に候間、以來は其主人は申すに及ばず、村役人等折々利害申聞かせ、風儀相直り候様致度事に候、

一言凶の節音物等、忌掛りの者斗り軽く致べく、其外は相止め申度候、右の節振舞等并に諸事分限よ

り事軽く致べく候、酒等出候共、數盃に及ぶべからざる様致度、其外據なき音物等致候共、其所の産物を以て事軽く致すべき事に候、

一他村より引取候妻、并養子等の親死去の節、村方より其先々の村迄悔みに参り候、儀双方難儀にもこれあるべき事に候、以來は忌掛りの者は格別、其外の者は相止め候様致度事に候、但右に類し村方は迄仕來の年禮、并に寒暑吉凶の見舞等相止め候儀は宜しからざる事に候、

右の外村々心附候費の儀これあり候は、申合せ相慎み、村々風儀相直したき事に候、
寛政十一巳未六月公義御觸

在々に於て神事祭禮の節、或は作物送風祭など、名付、芝居見世物同様の事を催し、衣裳道具等をも拵へ、見物人を集め金錢を費し候儀これある由相聞へ不埒の事に候、

右様の儀全く渡世に致候者は勿論、其外にも風儀あしき旅商人、或は河原者など決て村々へ立入らせ申まじく候、遊興懦弱よからぬ事を見習ひ、自然と耕作にも怠り候よりして荒地多く困窮に至り、其果は離散の基にも成候事に候間、右の次第を能く辨へ候様に心掛べく、依て自今以後遊藝歌舞浄瑠璃踊の類、惣て芝居同様の人集め堅く制禁たるべく候、今度右の通相觸候上にも、若相止めざるに於ては、用捨なく屹度答これあるべく候なり、
寛政十一巳未年六月公義御觸

江戸表關八州にて石灰賣捌方の儀、是迄は武州八王子并に野州村々限り焼立、夫々竈元并會所改の焼印致し賣出し、石灰竈元并會所の焼印之れなき石灰江戸表賣買致まじく、其外關八州在々にても竈元の焼印これなき石灰取扱申まじき旨、安永四年相觸候故、向後は關八州其外諸國共願出候は、吟味の上焼出方申付これあるべく候間、右稼方望の者は、御勘定奉行御勝手方月番へ願出べく候、但蠣壳灰の儀は、追て沙汰に及候迄は、是迄の通りたるべく候、

寛政十一巳未年十二月郡所御達
殿様此度川々御普請御手傳濟ませられ候に付、當十五日御時服十領御拜領これあり候、此段組下村々并寺社へも洩れざる様申付べく候、右御歡として惣代にて當役所へ罷出べく候なり、

寛政十二庚申年二月廿八日郡所御達
江戸表より御飛脚到着、殿様御痛身成させられ、御養生遊ばせられ候へ共、御同様に御座なされ候に付、御退去御願成され候處、當廿三日御願の通り仰出され、若殿様へ御家督相違なく、仰を蒙らせられ候旨申來候に付、相知らせ候、組下村々并に寺社へも申聞べく候、御歡として役所へ罷出づべく候
追て

殿様御事 大殿様 若殿様 御事 殿様
奥様御事 大奥様 御新造様御事 奥様

稱へ奉り候、此段も知らせ置候。

寛政十二庚申年三月四日郡所御達

殿様御家督の御禮 仰上げられ、殿様御穩居の御禮御名代を以て滞りなく 仰上られ、且又確氷福島
兩 御關所御手判の儀、前々通 仰を蒙られ候、此段相知らせ候、尤御歡として罷出るに及ばず候、
大殿様 主膳正様と御改名遊ばれ候間、右主の字相改べく候、

寛政十二庚申年四月廿六日郡所御達

四月廿六日惣大庄屋罷出候處、御座敷へ御呼出、御奉行御揃仰出され候は、此度 上にては御勝手方
近年御物入等多分これあるに付、在町へ御無盡 仰出され候、何分出精致候様に仰付られ、左に仰
出され候、

御勝手の儀、先年御改革以來御規矩も相定め、少々は御融通も付申べき御様子の處、卯年の凶作格別
の御不納、江戸表諸式高直に付、兼て御積りとは莫大の相違に相成、保姫様御婚禮等にて多分の御物
入の上、御不幸御家督御入用これあり、御差支に付御頼金仰出され金子調達致候へ共、多分の御不足
に相成、去々年も又々御不納の處、去春以來江戸表諸式高直故甚御失墜これあり、其上 於喜久様御
婚禮御入用旁にて、御借金夥しく相嵩み、御勝手御融通成されかたく候、之に依りて御家中へ御減米
をも仰出され、諸向御縮め御運び方御手段も之れある處、當春に至り京都大火、三條様 今城様御類

焼、今日の御住居もこれなき御様子故、御據なく多分御見次ぎもこれあり、今度日光御名代、并に遠
からず御巡見使御廻り旁臨時の御物入相嵩み、御運びの道一向これなく甚御差支に候へ共、此上御手
段もこれなく御打捨置なされ候ては、御先代 仰出され候御改法も自然と相流、畢竟必至と御手支と
相成申べく、御勝手向極々御大切の御時節に候、右の通御差支に及ばれ候上、若天災等にて極難澁の
儀出來候ても御救なされ難く候、左候ては下々難澁 上御不本意の事に候、御勝手御難儀の御様子至
て御大切ある御時節故、止む事を得られず、在町の人別を以て金五千兩の御無盡御頼成され候、御懸
返の儀は、來十二月より十五ヶ年に御下げなされ候、何れも御難澁の場恐察致し、御無盡相調へ、金
子上達致候様出精致すべく候、委細の儀は郷目付より申通べく候、
御頼み金子減少、且十年に御渡方願候處、廿八日御役所にて御奉行方仰出され候は、金子御減少の儀
は一向あらざる段仰出され、御下金の儀は願の通十ヶ年に御渡なされ候様仰出され候に付、一統御受
申歸候、

- 金高五千兩 内 三千五百兩 御領分 千五百兩 町方 七百五十兩 大町組、五百二十兩 池
- 田組、百六十八兩 松川組、四百七十兩 長尾組、二百五十兩 上野組、
- 二百七十兩 成相組、二百三十二兩 島立組、二百二十兩 高出組、百二十兩
- 岡田組、百七十兩 庄内組、二百五十兩 保高組、八十兩 山家組、

寛政十二庚申十二月郡所御達

燈油の儀、近年高直に相成貴賤難儀の事に候、右に付菜種其外油絞に相成るべき草木の類は、此上出
 精致し作増候様に御世話これあり候、これによりて菜種は勿論、其外荏大豆椒、菜からし椿柏あさか
 し豹尾とくいの類植置候と、其地に應じ往々は村方助成にも相成るべき品等相糺し、懇に申聞べく候
 尤右のにて心附候品、且助成に相成べき儀等これあり候は、申聞べく候、尙其上相定めらるべく候、
 寛政十二庚申年十二月郡所御達

百姓の儀は、龜服を着し髪等も藁を以て束ね候事古來の風儀に候處、近來いつとなく奢に長じ身分の
 程を忘れ、不相應の品着用等致し候者これあり、髪は油元結を用ひ、其外雨具は簀笠を用ひ候事に候
 處、當時は傘合羽を用ひ、右に隨ひ候て次第に費への入用多く成候間、村柄も衰へ離散いたし候様に
 成行き、一人離散致候へば、右の者御年貢返納物等辨納に相成、村方難儀も相重候事に候、右の示し
 手本の爲め、御代官手代衣服の儀も厳しく申渡候事に候、手代すら右の通りに候上は、百姓共は猶更
 少々たり共奢候事これなく、古代の風儀忘却致ましく候、百姓に候て餘業の商ひ等致し候か、又は村
 々に髮結床等これある儀も不埒の儀に候、以來は奢がましき儀相改め、隨分質素に致し農業相勵み申
 すべく候、

文化六年巳十一月郡所御達

近來風俗花美に相流れ、分限を取失ひ候族相聞へ候、度々申渡しをさ候通り、男女共上着は絹類相成
 らず、下着は上着に准ずべく、不相應の品着用致すまじく候、婦人も夫に准じ候身分に候へば、夫に
 准し分限よりも僉相ある品相用ひ、抱への男女に至りては、下着帯共に絹類一切相成らず、其他吉凶
 の節振舞、平日出會等も甚猥りに相成候、越向の取計ひ之れある趣相聞へ不埒の至りに候、株立候者
 は勿論、末々迄も専ら質素を守り候様役人共能々申教へ、組合は相互に心を付け、前々度々申渡しお
 き候儉約の旨趣相守るべく候、

一 寺社より檀中氏子へ、譯なき勸化相成らず、譯立ち候事に候は、少々の儀は格別たるべき旨前々
 申渡置候テ、寺院の内檀家の者平生の不足を憤り、死滅の節差懸り品々故障を申し、難澁候儀もこ
 れあり、檀家の者も其節差滞り候を難澁致し、分限不相應の手當いたし候ものこれあるよし相聞
 へ、双方心得違の事に候、前々申渡候趣急度相守り、不相應の勸化致すまじく候、
 右の通り相守るべく、若し相背き候は、詮議の上、屹度御咎め 仰付らるべく候條、其旨相心得組
 下村々并に寺社へも、洩れざる様申聞けべく候、

相 守 る べ き 條 々

一 男女共に上着は木綿に限るべし、下着は上着に准ずべし、婦人帯の儀は縮緬以下に限るべき事、
 但下男下女共に、絹類一切相成らず候事、

一 妻女は諸事夫に准すべきは尋常なり、且頭上の飾等奢りがましき儀、堅く無用たるべきこと、

- 一年始禮の儀、男女共に松の内に相勤め、松焼き次第油断なく家業出精すべき事、
- 附り面々村方相互に、雑煮并に吸物等出し候儀相止めべき事、
- 一 結納の節分限より軽く取計らふべき事、尤帯等差遣し候共、縮緬以下に限るべきこと、
- 一 婚禮、嫁取、賀養子引取候節一汁二菜、酒の肴二種、随分諸事分限より軽く取計らふべき事、
- 附飾馬其外不用の品、取飾り候儀堅く無用、且跡尋ねの儀遠縁の者無用、近親に限るべき事、
- 一 葬禮佛事等の節、一切取用ゆべからざる事、
- 附葬式の儀分限より軽く取計ふべく、猶又戒名の儀、金銀を以て家柄不相應に奢りがましき儀一切相成らず候、并に他村より引取候賀娶養子等、故郷の親共死去の節、村方の者其先き迄悔みに参り候儀堅く無用、其者村方へ歸り候節其吊ひ致すべし、且音信贈答随分軽く取計ふべき事、
- 一 居酒屋候儀は、兼て御停止に候間、屹度相慎むべき事、
- 一 諸節句の節、雑織飾等の儀、至て事軽く取計ふべき事、
- 一 婚禮の夜、若き者共祝儀と名付け、石打等の儀は、兼て御停止に候間、都て騒々しき儀堅く相慎むべき事、
- 一 塞の神と名付け、門松并に飾り藁等取集め、左祇長嘶子候儀、穩密に笑ひ申すべき事、
- 附子供大勢寄舉り、三九郎と名付け、道辻に繩を張り、往來の人馬を煩はしむること、堅く相成らざる事、

す候、且門松に心松立候儀無用、枝松相用ゆべき事、

- 一 平日振舞の席一汁二菜、酒の肴二種數盃を傾け、亂酒に及ぶべからざる事、
- 一家作の儀、分限より質素に致すべき事、もし大破に及び保ち難き節は、新造修覆勘辨これあるべき事、

- 一 寺社共に、檀中氏子へ譯あき勸化無用の事、但譯立候は、少分の儀は勝手たるべき事、
- 右數ヶ條の趣、堅く相守るべきものあり、
- 右の通仰出され候間、村々小前の者并に寺社へも、洩れざる様申達し、面々相互に心得違これなく數ヶ條の趣屹度相守り申すべく候、もし心得違の者これあり候は、御咎め 仰付らるべく候間、其意を得らるべく候、

大 庄 屋

文化十庚酉年七月郡所御達

一 梓、高瀬兩川邊は勿論、其外川々共諸木植付の儀、川除方掛の者より世話致し、夫々植付向も之れある處、近來は折々の満水にて、欠所出來荒地多く、且川幅も廣く、自水行も宜からず候間、彌心掛、川添は勿論河原迄も、諸木植付申すべく候、猶追々掛りの者より申達べく候間、組下の内川添の村方へ篤と申付べく候、

一川除の儀、寄夫は勿論自普請とても、丈夫に出来立、出水の節は相保候へば、普請ヶ所并に出入足迄も相減り、地所も相流れず、畢竟村爲めの筋に付、寛政三亥年仕法御定 仰出され候、然る處近來相流候向もこれある趣に候、普請丈夫に仕立す候ては、満水の節相保たす、其上箇所多く相成、人夫高も相嵩み、地元は勿論屋丁持の者難澁に相成、或は人足共遅參不働等これあり候へば、普請日數相掛り是又村々難儀の筋に付、此度改めて御達もこれあり候、聊の儀は小奉行の者時々穩便を存じ用捨致候故、自然と等閑の筋も出来致し、村々心得違、御仕法も相守らざる様成行儀と存せられ候、以來出役の小奉行も嚴重に取斗らひ、亥年 仰出され候趣、聊たり共相背候者之れある節は用捨を加へず夫々屹度詮議を遂げ候筈に候間、村役人は勿論、人足共に至る迄能々相心得、遅參不參は勿論、等閑の筋これあき様致すべく候、

一近年聖牛其外笈牛山牛粹立亂杭等、紛失致候由、地元役人共等閑故、右体の儀もこれある事と相聞へ候、以來地元村々役人、并人足共等も折々丁場相廻り、紛失致さる様心掛け、万一盜取拔候者これあり候は、早々召捕申出べく候、若又盜取候者相知れず候は、嚴重に詮議を遂げ、是又遅滞なく早々申出べき事、

一川除諸木、近年連々相流目論見通の諸木差出さず、寸尺不足致候趣相聞へ、右体の儀は、第一地元村々にて請取候節篇と相改、寸尺不足の諸木聊たり共受取まとき筈に候處、地元役人改方等閑より

右体の始末に成行候哉と存せられ候、以來諸木は勿論、籠籠等に至る迄、聊不足これあき様致し差圖の村へ普請前日に屹度差出、地元村にても夫々嚴重に相改、聊たり共目論見に叶はざる品、決して請取るまどく候、

一繩は五十尋を一把と相定め、目論見候事に候處、近年多分不足これあり、空俵等も中には少し古きもこれある由に候、是又前條同様相心得、屹度目論見の通の品、差出申すべき事、

文政二己卯年正月請書一例

一御公義様より 仰出さる御條目、屹度相守り申すべき事、

一寛政三亥年 仰出され候、新御條目は又同斷の事、

一博奕の儀假初の諸勝負たり共、嚴しく御停止の處、近來心得違の者これあり、村役人并に組合迄難儀をかけ、甚不埒の事に候、相互に遠慮なく心付、不埒の筋これあき様屹度致すべき事、

一御山内并御林に於て、不埒これなき様屹度致すべき事、

一火の用心念入申すべく候、若出火の節は、手當人足早速役元へ駆付、道具持駆付、出精致すべき事

一儉約の儀嚴しく 仰渡され、成丈儉約致し候處、猶又此上申合儉約致すべき事、

一蠶養并桑植藍植候様、出精致すべき事、

一寄御普請并地普請等に至る迄、御條目の通り、屹度相勤め申すべき事、

一御免定、并御通拜見仕候處、御取立帳に少も相違御座を候、後日に至り毛頭申分御座を候事
 一石灰蒔敷に相用候儀は、御停止のこと、
 一黒川稻、荷御上納に相成らざる事、

一御用の節寄合併に何事によらず、時刻間違なく屹度相揃申べく候、不参遅参の者これあり候は、
 迎代遠近に拘はらず、一度に付銀六分宛、過料として差出申べく候、之れに依りて、時刻間違を
 相揃申べき事、

一宗門帳に書き載せざる者止宿の儀、相成らざる事、

一他國より金子借用仕候儀は、屹度御停止のこと、

一公事訴訟并喧嘩 口論、猥りに好むべからざる事、

右個條の趣、一々篤と仰渡され、委細承知畏り奉り候、依て御請書差上申處如件、

文政二己卯年正月十八日 村々小前連印の上
 庄屋組頭へ宛

文政二己卯年二月村々御請書一例

一御年貢御皆濟の儀は勿論、其外諸上納金に到る迄、先年御改法 仰出され、御日限通り屹度皆濟致
 すべきの處、近年御年貢御藏尻等も種々名目を付、村役人場にて取賄候故、自然と小前の者共心宥
 み、御役金迄も日限滞り、既に御役所様の御厄介にも相成候村方もこれあり、一同風儀宜しからざ

る様、此度 御役所様より嚴敷御達もこれあり候に付、左の通り箇條に致し申達候間、村々役人よ
 り小前の者へ、急度申渡すべき事、

一御年貢の儀は正艸にて、銘々屹度相斗らせ申すべき事、若不足の分は六八拜借仕らせ候歟、村役人
 の場にて、銘々勘定相立、御藏不足等これなき様、屹度致すべき事、

一御藏拂切の儀は、八月中日限御達の通り、村役人の場にて、小前勘定皆濟致すべき事、

一諸役金御上納の儀、日限相觸候通り滞りなく、屹度取立上納致すべき事、

一村役人の場へ、小前より諸役金収集の儀、是又日限定置き、内取等一切致まじく候、尤一組限り小
 前の者へ五人組頭差添、役元へ相揃ひ、一組相濟候迄は、引取申間敷候、

一八月御藏尻の節も、右同斷の事、

右の通り此度厳しく 仰付られ候に付、私共場にて小前一同招呼、屹度申付、一同承知の上、村役人
 の場へ連印一札取置候處、相違御座を候、之に依て右寫書指上候處如件、

文政二己卯年正月 村々 五人組頭、作世禱役、長
 百姓、組頭、庄屋連印、

大庄屋宛

文政五壬午年二月初日宗門御掛御達 (宗門改の一例)

當年宗門御改御出郷に候間、其旨御心得これあるべく候、此段村々寺社へも御申達これあるべく候

且去來に掛り候願書、當月中に差出候様、御申付置あるべく候、早々順達、留より御返却これあるべく候、御差合名左の通、

保齊和溶慶末喜代永徳恒民松
光重行年庸録廣壽美壽安屋濱御邦松

右の通りに候間、村々へ御申付これあるべく候以上、

文政五年午二月初日 松田勝太夫(宗門)
篠浦松右衛門(御掛)

各組大庄屋宛

右の通御達これあり候間、其意を得られ村々寺社へも申達せらるべく候、

村々庄屋組頭中

大庄屋

覺

一宗門帳面、俗并に寺院共に、内判大庄屋元にて相調、御改以前左の日限滞りなく、御役所へ御差出あるべく候、尤村役人共奥印、並寺院奥判の儀は、御役所に於て御請なされ候、

一前々御渡置かれ候御條目、大庄屋元にて村役人共始、御百姓共へ讀聞かせ申すべく候、御請書の儀も、各々より讀聞かせ申すべき様 仰出され候、

一俗並寺社御請書、印形調へ御持參あるべく候、

一御改當日、無役帶刀の者、並御殿守、神主社人、御百姓共、御役所へ罷出候儀御用捨なされ候、庄屋組頭の者斗り、罷出候様に 仰出され候、

一宗門帳御役所へ御差出の節、帳書の者其節左の帳面共取揃、御差出あるべく候、

一浪人証文、並山伏別証文、一俗並寺社御請書、一五人組帳、一増減帳、一持高帳、一寄寺院帳、一家敷手馬帳、

宗門帳請取日限左の通

四月廿四日 庄内組 同廿五日 岡田組 同廿七日 高出組 同廿九日 保高組 同晦日 長尾組
山家組 同廿五日 嶋立組 同廿七日 上野組 同廿九日 松川組 同晦日 成相組 閏四月初日
池田組 同三日四日大町組

宗門改日限左の通

閏四月五日大町組 同六日 池田組 同七日 長尾組成相 同八日 高出組上野
組保高組 同九日 庄内組岡田
一御改當日朝五ツ時、寺院村役人相違なく罷出候事、

一御改當日、口留番人御殿守、並庄屋相勤りざる帶刀の者罷出候儀、御用捨なされ候、小谷七人の者は格別に付罷出候事、

一穢多仲間小前判、例の通り穢多頭にて調候様、村役人へ御申付あるべく候、
右の通御達候間、其意を得られ、例の通り萬端間違なく、取計らひ申さるべく候、

村々庄屋組頭中

一宗門御改方、御通の節御道筋、村々長百姓村境より村境迄、御案内致さるべく候、尤役人中は御役場其組内寺院へ罷出候に付、長百姓中村役人の旨にて、御案内致さるべく候、御道筋村々道橋前日例の通り作り候様、念入申付らるべく候、

一次組へ御移の節は、御改相濟候へば、御道筋、村々役人中御案内致さるべく候、
文政八年乙酉十月村々役元庄屋割註より申渡

郷中相定の事

一年始の節は、村方は迄の通り門禮にて相濟まし、他村は一切相止め申すべき事、

附年禮の節雜煮酒等堅く無用、並に婦人の年禮親子兄弟の外、厳しく相止め申すべき事、

一三ケ日の間に年禮相濟まし、四日目より家業相勤め申すべく候、年禮に土産として餅は勿論、少しの品も一切贈答無用の事、

一道祖神祭の儀も、かざり松七五三のみ取集め、先例に任すべき事、

一産神祭五節句、並に古例仕來りの祭日より外は、堅く相止め申すべき候、

一婚禮の節は、由緒組合親子兄弟限り、他人を相集め候こと、假令先規あり共相止め申すべく候、尤

當日限り退き申すべく、村方始め外々より祝儀に來り候共、三ツ目限り、酒肴は勿論振舞等出し申すまじく候、三ツ目たり共、肴一種二杯に限るべき事、附婦人始め見舞、厳しく相止め申すべき事
一不幸の節、由緒は勿論組合、庚申仲間の外は勝手取持、又は相互の仕來りにて、當人方へ大勢相集り居候事、厳しく相止め申すべく候、村方は申すに及ばず、他所より早々來り候共、二里内は飯酒等少しも出し申すまじく候事、

附由緒組合庚申仲間たり共、當日限り早々速退き申すべく候、婦人悔の節、並に悔に參り候事、是又相止め申すべく候事、縦令これ迄仕來り候共、由緒組合の外は音信の品堅く無用に致すべく候、
穴堀場へ酒一升晝飯斗り、夕飯は相止め申すべく候事、

一諸普請出人足食事、雜飯五分合に致すべき事、

一村方にて酒賣買少しも致すまじく、平日酒肴出し申すまじく、萬一酒屋、小賣酒屋の者、心得違にて賣り候は、買方にて急度役元へ相届け申すべく候事、

一先規仕來りの諸祝儀、音信振舞贈答等、厳しく相止め申すべく、據なき祝ひ事は家内限りに可致こと、

右箇條の外あり共、銘々心付候事これあり候は、質素に儉約第一として、平日相愼み屹度相守り申すべく候事、

文政九年丙戌三月取定めの組法
 (領分大庄屋)
 の取定

- 一 辻刃月名花まつり流し、其分限を取失ひ過分の暮し方に候故、自然と農業疎かに相成段々困窮に及び候族もこれあり、或は娘片付杯に借金等致し、又は親族葬送の取計らひ、重き仕方も之れあり、其外家作等も美々敷致し、畢竟右入用より取後れ、御百姓相續も成り難き様に相成り、全く心得違の事に候、此上萬事分限より事軽く取計らひ候様、村役人より厳しく差示し申すべく候事、
- 一 諸祝儀佛事諸振舞、近親の者斗り相集り、其外の者一切相招き申すまじく、尤五人組合は不苦候事
- 一 重立候祝儀佛事の節、輕き一汁二菜、其余は一汁一菜に限り申すべき事、
- 一 酒亂醉に及ぶべからず、酒肴の儀は重立候節は二種、其餘は一種に限るべき事、
- 一 音信贈答の儀、近親の者斗り事軽く、高直の品用ひまじき事、
- 一 朋友出會、或は念佛講伊勢講庚申講の類、會合の節給物等の儀、隨分事軽く取計ふべき事、
- 一 元服七夜帯結小兒初節句等祝ひの節、親子兄弟伯父叔母智甥姪孫限り、質素に仕るべく、祝ひ者輕き品にて取計らふべき事、
- 一 衣服の儀、男女に限らず上着は木綿、下着は有合の品着用、帯は織物類相成らざる事、
- 一 婚禮養子に遣し候節支度の儀、分限より事軽く取計らふべき事、他所へ遣し候共兼て申斷り、其領分同様取計らひ申すべき事、

- 一 葬送の儀、分限より事軽く取計らひ申すべき事、
 - 一 家作の儀、保ち難く候はゞ、分限に應じ新造修葺し、據あき儀は格別、成るべき丈遠慮致すべき事
 - 一 神事祭禮の議、仕來りより事かろく、取計らふべき事、
 - 一 寺社共に、且中氏子へはけなき觀化相成らず、譯立候はゞ、少々の儀は格別たるべき事、
- 但他所の儀は勿論の事、

- 一 在々店にて、奢りがまじき品商ひ申すまじく、並に他所へ參り候て罷り歸り候節、在方にて用ひまじき婦人衣類結構の品、或は小間物櫛道具等、其外慰み物類、在中不相應の品共調へ來り、商賣致し候儀堅く無用の事、
- 一 遊藝稽古等、御百姓身分不相應の儀堅く相慎み申すべき事、
- 一 農業は勿論、作間の稼ぎ出精致すべき事、但作中余の稼ぎ致すまじき事、
- 一 村々申合せ取極め候儉約の儀は、前箇條に拘はらず相守るべき事、
- 右は前々 仰出され候儀もこれあり、別て去年凶作に付、尙又厚く御世話之れある上は嚴敷相守り、質素第一に心掛け申すべく候、尤御領分一統取定め候儀に付、心得違の者これあり候はゞ、村役人詮議の上申出づべき事、

文政九年丙戌四月郡所御達

村々百姓共公事訴訟の旨これあり、庄屋組頭の輩謂れなくして差滞り、早速其筋の役所へ相達せず、或は和談せしめんが爲め、日數を移し候類相聞へ候、謂れなきことよりして争論に及び、無益の訴訟を企て候類は、異見を加へ其理を勘辨せしめ、或は止むことを得ずして訴訟に及び候共、一應和談を取扱ひ候事は之れあるべく候へ共、是等の子細これかくして、早速其筋の役所へ相達せず。又は和談せしめんが爲め、長く日數を過てし候類は、全く庄屋組頭共怠慢の致す所にて、末々の百姓難儀の筋に候、自今以後、庄屋組頭共私の取計らひを以て、猥りに差滞るべからず、一應和談を取扱ひ候共、早速整はざる類は、早々其筋の役所へ相達し、捌きを受くべき事、

一村々庄屋組頭始め大小の百姓、訴訟諸願の事これある時、御役人へ内証を申入れ、其望を遂げべき爲め、手寄りを以て取成しを相願ひ、或は姦邪の輩其望みへ付込み、謀計を以て金子をかたり取り是等の内證私事に無益の金錢を費やす事、尤以て愚昧の致す所に候、惣て御領分御沙汰の事、内證の取成し相成らざる儀勿論に候、篤と其道理を分別致し、自今屹度相愼み、縦令姦邪の輩謀計を以て誑すといふ共、敢て信用すべからざる事、

一村々庄屋組頭初め大小の百姓、公事訴訟諸願の事これある時、掛り役人の宅へ立入り、内証を申入れ候輩これある由相聞へ候、猶豫なり難き御用の向は格別掛り役人の宅へ罷越し候事、前々堅く御停止の筋といへ共、年月を経るに従ひ相流れ候儀と相聞へ候、自今以後御制條を守り、差掛り候御

用かくして、猥りに掛り役人の宅へ立入るべからざる事、

一村々庄屋組頭共非分私曲の事之れあり、末々百姓共之を訴ふる時は、憤りを挾まれ後々難儀せん事を、軽く其筋へ訴へ出でずして、所々へ内証を申入れ候ものこれある趣相聞へ候、自今庄屋組頭共私の取計らひあらば言ふに及ばず、都て御制禁を犯し末々の百姓難儀の筋あらば、其子細これある儘に訴ふべし、吟味の上裁断せしめ、訴へ出る者の爲に憤りを挾まざる様に宜しく沙汰すべし、申訴へがたき子細之あらば、教諭掛りの役人へ申達し、其旨を取ればき事、

但私の旨を達せんが爲め、偽り事を構へ人を讒訴する輩は、其罪輕からざる事、

右の條々 仰出され候、村々庄屋與頭立の者は勿論、末々の百姓に至る迄、堅く此旨を守るべし、若違犯の輩これあるに於ては、屹度 仰付らるべく候條、組下村々并に寺社へも、洩れざる様篤と申聞けべく候、

文政十一戊子年十二月十六日郡所御達

殿様當十二日、寺社御奉行御加役 仰を蒙らせらるゝ旨申來り候に付相知らせ候、組下村々寺社へも申聞べく候、右御歡として役所へ出でられべく候、

天保四年癸巳八月村々取定

村々取定の儉約箇條

一年始之儀正月三日の内に相濟まし申すべき事、縦令遠方の由緒これあり候共、松の内に訖度相濟し
 藝細工等出精致すべき事、

但年玉土産の儀親元に限り、外由緒の儀は相互に相止め申すべき事、附女中年始の儀、一統相止め
 申すべき事、猶又隣家たり共雜煮等一切致すまじき事、

一常体遣取は勿論、五節句共に一切遣貫致すまじき事、尤親元は格別の事、

一婚禮の儀、近縁近心の者の外一切呼び申すまじき事、且村方祝儀見舞の儀は、三ツ目迄に相すまし
 申すべく候、其節馳走の儀一切致すまじき事、

一諸祝儀佛事振舞等の儀、一汁一菜の外堅く相成らざる事、附佛事には酒一切相用ひまじき事、

一葬禮の儀、百姓に不似合の式一切致すまじく候、假令家柄にて仕來り候共、随分事軽く取計らひ、

越向の儀致すまじき事、且村悔の儀は葬式場へ相見舞申すべく候、且庚申仲間組合の儀は格別の事
 一若き者相集り、酒喰等の樂み一切致すまじく候、もし宿等致し候者は、相互に吟味致し申上ぐべく
 候事、

一衣服の儀は、男女共に上着は木綿に限るべき事、

一他所由緒に不幸これあり候節、其先々へ見舞事無用に致すべく、亭主宿へ歸り候節相見舞すべき事

一招き呼ばれの儀一切致すまじき事 附念佛講庚申講會合の節、随分事輕に致すべき事、

に至り、實々歎かは敷思召候、仍て右厚き御仁惠を深く相考へ、御條目は勿論万事 仰出され候儀
 銘々心付け平生厚く示合し候は、自ら惡を去り善に勸み、御咎等を蒙り候者もこれ有るまじく
 然る上は一同天の御心に叶ひ、日々に家富み榮へ、無難安穩に世を渡るべく候へば、能々示し合せ
 申すべき事、

一身の分限を相辨へ、諸事質素を本に致し、取計らひ申すべき事、

凡そ人の榮へ衰るは驕奢の二つにあり、儉約を守るときは榮へ、奢りを好む時は衰ふること、目の
 あたり人々の身の上を見て我身を戒しめ慎むべし、近くは世上は一統驕奢の風俗をし移り、衣食住
 質素の古風を失ひ、身の程を辨へず、以上を見習ひ花美のみに相成り、又は妻子の愛情にひかれ、
 分限不相應の驕を極め、終には身の詰まりに相成り、故郷にも住居かりがたくして、出奔等の輩も
 間々出來致し、或は家内亂暴の族もあれある趣、甚以て歎かは敷事にて、是皆奢りより事起り候へ
 ば、萬端儉約質素を守ることを專要とすべし、左すれば右等の貧窮をまぬかれ、其の幸に相成り申
 すべく候へば、家内妻子に至る迄能々申教へ、一致に相成り平常慎み申すべき事、

但分限を守る輩は、衣食住の奢のみにかざらず、都て身を慎み長上を敬ひ申すべく候、中にも身分
 を忘れ子として親を思はず、小前にて役人の命を用ひず、蔑に致し候類もこれある趣、是は悉く存
 悌順讓の道を失ひ候儀にて、甚以て心得違の事に候、之に依て銘々分限を相守り、役人并に長立を

一初産七夜の祝儀、近縁近心の者外一切呼び申すまじき事、
右個條の儀は當年不作に付、五ヶ年の内厳しく相止め申すべき事、
右は此度儉約の儀、村爲めに相成るべき儀申談じ相定候様、御役所様より嚴敷 仰付られありかたく
存じ奉り候、個條相定候、然る上は、右相定め趣き一ヶ條にても相背き候儀は勿論、惣て若き者花
美の風俗等致さず候様、親々より能々申付けべく候、後日のため一同連判一札仍て如件、
天保七年丙申八月郡所御達

御上様にて、極難の節御救等下し置かれ、殊に日々繁榮致し、且御答人等一人もこれなく、無難安
全の場に至り候様、厚く御沙汰下し置かれ心服仕候、御上祭と相唱へ御祭禮仕り、其節村方一同
へ御條目等演舌に及び、厚く御主意を心得、一同日々繁榮の場、并に無難安全に至り候様、一同申
合すべく候、

一御高札は勿論、万事 仰出されの趣慎で相守り申すべき事、
御高札は勿論、享保の御條目、并に寛政の度御教諭書は、民を子の如く大切に思召され、小前末々
の者共愚にして法を犯し罪に遭ふは、假令ば小兒の物を知らずして井の内に入るにひとしく、是非
あき事に思召され、前方に精々仰せ出されこれある儀、此上もなく有り難き御趣意、一同厚く相守
るべきを、うかと致し不法の輩これある時は、止むことを得られず、夫々御仕置仰せ付られ候次第

始めとして、都て目上たるものを敬ひ申すべく、且儉約を心掛け候にも、吝嗇の差別を考へ人の天
災難病等を救ひ、奇特の志し顯はれ候様、厚く心懸け專要の事、

一其身の家業專一に相勵み申すべき事、
農工商ともに、其家に生るゝは天の命する所なれば、家業少しも能略にすべからず、家業に怠る時
は天命に背くゆへ、自ら災難を蒙るの理あり、然るに眼前の利慾に迷ひ、農にして農業を勤めず、
商賣又は稼ぎのみを以て渡世いたし候者も、間々之れある趣、是等は全く本業を失ひ名の正しから
ざる基、心得違の事に候、素より作間の稼ぎに候へば、農業第一に出精致し、餘力を以て農家相應
の稼ぎ致すべく、耕作不出精の者は、必至と難澁に差迫り、不作の節は思ひ當るべく候と、甚以て
歎かはしき事に候、仍て此場を篤と相辨別して、油斷なく示し合せ申すべき事、

天保八年丁酉九月郡所御達

書付を以て申遣候

諸役人出郷の節支度の儀、度々相觸候處尙又相流れ、越向に成行き候趣相聞へ、不調法の事に候、天
明四辰年にも相觸れ候通り、支度は一汁一菜の外堅く相成らず、假令酒さし出候共、右の外聊たり共
取繕ひ候儀相成らず候間、以來屹度相守り、心得違これなき様致すべく候、此段組下村々へ篤と申聞
けべく候、

一諸御役人出郷の節支度越向に相成り村々難儀の段 御聞に及はれ、此度別紙の通り 仰出され候間 末々迄相届き候様屹度申付けべく候、

一是迄出郷の節、品により菓子類差出候向もこれあり候、以來は堅く無用に致すべく候、尤其所有合せの菓物類、其外輕き餅菓子等は其通りに候へ共、是又越向の品は決して無用に致すべく候、

一檢見其外右に類し候御用出郷の節別て支度越向に相聞へ、甚心得宜しからす候、村々難澁故、御引をも願出候程の儀に候上は、支度様の儀は彌手輕に取計らひ方、尤に存せられ候、是等の儀は篤と心得候様申付けべく候、

一御廻し米改めの節、 一毛附改めの節、 一收納方、 一作事方、 一山方、 一御持筒、
一餌差、

右出郷の節とても、此度 仰出され候通り、屹度相守るべき事、

一諸御役人出郷の節、止宿へ庄屋組頭并に傳馬働きの者相詰罷在候節、時分にも相成り候はゞ、傳馬働きの者へは食給させ候儀は格別、村役人共は自分の宅にて支度致し申すべく、尤他村より伺に罷出で候者共へは、食事は勿論酒にても一切差出申すまたく候、且他組より村役人等伺に罷越候共 是又同様相心得べき事、

一通ひ渡しの節、組役人共へ一切酒食差出申すまたく候、

一村役人共御用にて罷出候節、郷宿相定めの旅籠料の外、組割村割致すまつき事、

一惣代に罷出で候役人共、雜用相定め申すべき事、

一追鳥狩、年番の節組役人共、寒氣の節に候へば、酒は給べさせ申すべく、尤人足共鳥取の者へは、先規の通り御酒頂戴致させ申すべきこと、

一寄納等の節、村々役人共へ、酒食等一切出し申間敷事、

一御收納皆濟の節とても、外出郷同様酒食致すまつき事、

一川除普請の節、村々出役人共へ、請け村にて酒食出し候儀、堅く相成らす候事、

一右の外村爲めにも相成候儀は、追々申聞けべく候、

御 領 分 取 定

一寄夫御普請の節村役人共雜用、一日に付銀一匁五分と相定め、此外組割村割相成らざる事、

一御領分惣代に罷出候役人雜用、一毛に付銀八分宛と相定め、此外組割村割に相成らす候事、

一組惣代に罷出候役人雜用、一毛に付銀七分宛と相定め、此外組割村割に相成らざる事、

天保九年戊戌八月 仰出されの御定書

此度御改革に付 御家中へ 御直書を以て 仰出されこれあり、何れも心得の爲め讀み聞かせ候、

慎て承知仕るべく候。

一五四

一 御直書

一 本覺院様御直書

一當御領分の儀は、御先祖様御舊領の譯もこれあり、當御治城も百餘年に相成り、御親みも深く候へば、凶作災難等に付ては、別て御手當向も厚くこれあり、ありがたき御本意に候へば、何れも追々承知の通り、年來御勝手御不如意にて行届かれず、御残念に 思召候、然る處止むことを得られず御用金御才覺金、其外御用辨 仰出され候節々、一統氣宜よく分限相應に御用立、殊に先 御代にも、御年貢の外冥加も度々差上げ、近くは永續金の儀も多分の員數に候處、格別の心入にて奇特の至り 思召候、且近年打續き違作にて、世上一統困窮の時節、渡世の儀如何にこれあるべき哉と、彼是御心痛 思召候處、下々難澁異議なく取續き、今般 御家督後始めて 御入部も、滞りなく濟ませられ御安堵遊ばされ候、且先條永續金の儀 仰出され候砌より、御先代様にも御勝手の儀、彼是思召も在らせられ候處、不慮の御不幸にて御賢慮を遂げさせられず、殿様にも返すべく御残念に思召、色々と御詮議これあり候得共、御直書にも 仰出され候通り、如何共成され方之なく、諸事格別に取縮めこれあり、御平日の儀は勿論、御參勤、御往來、御供運迄も御省畧をされ、其上 上々様方へ進せらるゝ物等、御歩合引、御家中宛行も厳しく御減米 仰付られ、御他借金御返済當分

御斷りに及ばれ候處、止むことを得られず、御領内御借入れ金迄も右に准じ、御不義理なる御取計らひ向もこれあり、甚御心外に思召候へ共、是等の儀に付て、是非御復しの道附けさせられたき御詮議に候間、就れも勘辨致すべく候、前顯の通り御領分の儀は格別に思召候余り、聊ながら當年の御年貢二分通り御用捨なされ候、此段組下村々へ申達すべく候、

一百姓共風俗の儀、享保年中御條目を始め、其外度々 仰出されもこれあるの處、世上一統の儀とは申し乍ら、近來餘り花美に相成り、大小百姓共身の分限を失ひ、村々風俗正しからず、農業に怠り藝能の事を翫び、衣食住等萬事分限に過ぎ、自然と身上取後れ候もの多く相成り、歎かはしき事に候、殊に近年違作打續き、一統必至と困窮に及び候處、天災とは申乍ら、元來銘々不覺悟より事起り候へば、是迄の風俗にては、百姓共身上、畢竟相續き難く相成り大切な事に候、御儉約の儀につき、此度 公儀より 仰出されもこれあり、上にも厳しく 仰出され、別紙の通り 上御身の廻りを始め、萬事格外に御取縮め、御難澁遊ばされ、諸事御改正の御詮議に候、就れも役筋の儀は、組々束ねの勤柄にて、村々の手本にも相成り候事に候へば、右御趣意の趣深く相辨へ、平生の慎は勿論、村々流弊相改め候様心に懸けべく候、御法度筋の儀兎角ゆるみ勝にて、中には辨へこれなく、相背き候者もこれあるべく、是等は村役人共差示方、等閑故の儀にて不調法の事に候、仍て此度別紙の通り村々へ申達候間、猶又銘々組下村々役人長立の者共へ、間斷なく申諭し、端々迄御政法行

届き、風俗立直り候様精勤致すべく候、且御改革に付、心附候儀もこれ有り候はゞ、聊遠慮なく申聞けべく候、

一兼々御金御用 仰付られ候處、氣宜よく出精相辨じ、都合に相成り御大慶の事に候、然る處近年不作御不納打續き、殊に臨時御物入り多く、必至と御差支へ、御公務始め、御家中御撫育其外万事行届がたく、御積立兼候に付、今般 上々様方始め御家中末々迄、万事御取縮め、五ヶ年の間嚴しく御儉約 仰出され候、之に依りて御借財方の儀も、昨年迄の分右御年限中御返濟御断りなされ候、厚き心差にて御用立候金子の儀、御不都合とは申乍ら、右様の次第甚御不本意の筋に候へば、止む事を得られず、此段申達候様 仰出され候、就ては自今御才覺金容易に 仰出されまじく候間、此旨心得の爲め申達候、

一百姓共風俗の儀、享保年中御條目を始め、其後度々 仰出されもこれある處、近來花美に相成り、大小百姓共身の分限を取失ひ、村々風俗正しからず、其業とすべき耕作の事を怠り、其職にこれなき藝能を翫び、屋作り衣類等万事に付分限に過ぎ、自然身上取後れ候者、多く相成り不埒の事に候殊に近年違作打續き候上、去々申年稀ある凶作にて、一統必至と困窮に及び候處、天災とは申乍ら元來銘々不覺悟より事起り候へば、是迄の風俗にては百姓共身上、畢竟相續き難く相成る儀に候間向後質素第一に心がけ、農業油断なく出精致すべく候、

一百姓共衣類の儀、男女に限らず上着は木綿着用致すべく、下着は絹紬苦しからず、其余は有合の品たり共着用致すまじく候、白無垢着用無用たるべし、婦人の帯は縮緬以下に限るべく、頭上の飾り奢りこれあるまじき事、

但婦人の儀、近來別の花美に相流れ、日傘等相用ひ、其外分限不相應の儀共、これある趣相聞へ不埒の至りに候、以來分限より愈相ある品相用ひ申すべく、日傘の儀は百姓に不相應の品に付、向後無用たるべき事、

一婚禮并に養子に遣し候節、支度の儀分限より事軽く取計らひ申すべく候、他所へ遣し候共取かざるべからず、乗掛ふとん絹布相成らす候事、

但近年駕籠等相用ひ候者、これある趣相聞へ不相應の事に付、以來無用たるべき事、

一吉凶に付出會の節、一汁一菜に限るべし、酒亂醉に及ぶべからず、相招き候人別忌掛りの親類、五人組合迄苦しからず候、音信贈答の儀、輕き品にて同前たるべき事、

但平日出會とても右に憚り、成るべき丈省略致すべき事、

一葬禮并に佛事、隨分軽く取計らひ申すべく候、家筋により仕來りこれあり候共、以來省略致すべき事、

一神事祭禮の節子供踊り等、前々より仕來り候村々、願許容の上致し候共、質素に取計らふべき事、

とても、以來新規は勿論修覆等迄、質素に取計らひ申すべき事、一家作の備保ち難く候は、分限に應じ新造修覆共、是迄より事輕に致すべく、尤寺社の儀は、是迄の通り許容を請けべき事、

一 寺社共に且中氏子へ譯なき勸化相成らず候、譯立ち候は、少分の儀は格別たるべき事、

一 御役人出郷の節は支度一汁一菜、尤も所に有合の輕き品、なまぐさは輕節に限るべき事、

但酒出し候共右に准じ、輕き品一種に限るべく、菓子は無用のこと、

一 村方に於て居酒商ひ候儀、兼々御停止の處、近年は相流れ候趣相聞へ不埒の事に候、以來は堅く無用たるべき事、

但往還筋の村々は苦しからず候、

一 近年在々に於て、猥りに花火致候趣心得違の事に候、以來右様の儀堅く無用たるべき事、

一 御家中は申すに及ばず、他所の奉公人たり共乗打、并に無禮致すまじき旨、兼々申付置候處、近年心得違不法の者共これあり、馬方共乗打道よけ致さず、其外無禮の筋これある趣粗相聞へ不届の事に候、以來右体の儀これあるに於ては、嚴科に 仰付らるべき事、

一 此間所々盜賊徘徊致し候趣相聞へ候間、村毎に夜番申付、夜分嚴しく相廻り、胡亂成る者、見當り次番捕へ置き、早速注進致し候様申付、等閑に致置き盜まれ候ては不調法の事に候間、油断なく相

廻り候様、嚴しく申付けべく候事、

一 其所の人別帳に加はらざる者、差置候儀兼々御停止の處、心得違御咎の蒙り候者これある段、畢竟村役人共平日詮議行届かず、組合等閑故の儀にて、右体の者忍び罷あり候ては、自然と實体ある百姓迄も、其風推し移り候様成り行き、若し違變等もこれあり候は、其身は勿論村方の難澁をも辨へざる段不埒の至りに候、已來 仰出され候趣屹度相守り、他所の者は申すに及ばず、御領分の者にて一切差置申さず様、油断なく詮議を遂げ、組合の者共相互に心付け、不埒の筋これなき様致すべき事、

一 村々難澁の者共、御收納皆濟并に藏尻等差支候節、村役人相働き仕送るを以て、滞りなく相濟まし候段、全く村役人出精尤もなる事に候、去り乍ら其者分限持高不相應多分の未進取替へ、其上年々利倍致し候様相成候ては、彌身上潰れに及び候様相成るべく、此場村役人共取廻し方、勘辨これあるべく候事、

右の條々堅く相守るべく候、前々より 仰出され候御制禁筋、年數相立候へば自然とゆるみ勝にて、村々の内には辨へざる者も之れあるべく、小前末々の者共は心得違、御制禁筋相背き候輩之れあり、御咎め 仰付られ候ては、如何にも歎かはしき事に候間、村役人長立の者共、實意に差まわり、小前末々愚昧ある者迄、熟と申諭すべく候、此段 公義より 仰出され、上にも嚴しく御儉約 仰せ出さ

れこれあり候得ば、前個條の外にも費へこれなき様平生心がけ、奢りを慎み分限を守り申すべく候、もし違背の輩これあり候は、當人は勿論其品により村役人五人組迄、屹度御咎め 仰せ付らるべく候條、其意を得組下村々并に寺社へも、洩れざる様申達すべく候、

別紙

百姓共、公事訴訟其外願筋これある時、御役人中迄内証を申入れ、本望相叶候様仕るべき由、申すに任せ音物等、無用の金錢費し候事、まゝこれある趣相聞へ、右体の儀これあるに於ては、立つべき願筋も、理非の差別なく取上げまじく候、惣て内証の取成しは相叶はざる事に候間、此道理を辨へ、彼者の謀計察し知り候て、自今以後何者の申す處といへ共、一切信用すべからざる事、

村役人へ 仰渡され候御書付

百姓共風俗儉約等の儀、前々より度々申達候得共、連々相流れ候に付、別紙の通り熟と相心得、小前末々に至る迄、洩れざる様讀み聞かせ、御法相背かす間斷なく申論すべく候、もし心得違の者これあり、再應意見差加へ候ても、相用ひざる族これあり候は、其段申訴へべく候、何れも役筋の儀、村方手本にも相成候事に候へば、平生の慎みは勿論、諸事實素第一に心掛け、風俗立直り候様、心頭に懸け相勤めべく候、

御扶持人へ 仰渡され候

一近年不作御不納打續き、其上臨時御物入多く、兼て御不如意の御勝手、必至と御差支へ、御公務始御家中、御撫育、其外万事行届き難く、之により今般、上々様方並に御家中末々迄、万事御取縮め、五ヶ年の間厳しく御儉約御減米 仰出され候、御借財の儀も、右御年限中御斷りなされ候、仍て孰れも御扶持方の儀、御不本意ながら歩合を以て、御年限中御減じ 仰出され候、

天保十一庚子年二月公義の御達

公義より 仰出され候御儉約の趣旨

百姓風俗の儀、毎度 仰出され之れあり候へ共、奢侈長過致し、分限不相應の美服を致し、農家に不似合なる結構の家作、物數奇の造作等しつらへ、或は遊藝にたづさわり、農業に怠り、都て奢り長ト候より、俄に勝手取後れ困窮に及び候者も之あり、農商の名義混亂いたし、近來は在中にて商ひ専らに相成り、中には町人に等しき所業これあり候より、自然と耕作に身入り薄く、荒地起返りは勿論、所持の田畑荒し置き候様成行き、御法度相背き候場に至り、如何の事に候、當時 公義に於て専ら御改政、享保寛政の度 仰出され候御政務に差戻し、只管世上の奢りを御制し、四民の風俗相改め候様なされたく、有かたき御主意にて、別紙の通り 仰出され候に付、以來尙右の場御規定に、追々御世話之あるべく候間、熟と承知奉り、兼々申達候條々儉約筋の儀は、去る戊年達置き候様、第一役人共厚く相辨へ、小前末々迄懇に申論し、無用の費をはぶき、諸夫錢等なるべき丈け減少、小前難澁薄

き様心掛け、分限質素を相守り、風俗を改め、心得違の者これかき様をされたく、此上不心得の者これあるに於ては詮議を逐げ、役人共は勿論夫々屹度 仰付られ候様、此段篤と承知致し、末々洩れなく申達すべく候、

天保十一子年五月公義御達

御勘定奉
行より

一近來御收納筋、古來に見合候ては取劣り、却て村柄は追々衰へ候場所もこれある哉に相聞へ候、右は村入用高懸り相増候故の儀にもこれあるべく、高懸り物は村高割に致すべき儀勿論の事に候、中には村役人共所持の高を役高と稱へ、高懸り諸役を除き、右の分小前持高へ割掛け候場所も、これある趣相聞へ不筋の事に候、右体の儀は仕來りに候共、以後は相改め、惣村高割に割合候様相心得べく候、

天保十二丑年十一月公義御

近來百姓共奢りに長じ、衣服飲食身分不相應に相成り、遠き在までも平日油を燈し蠟燭雪踏を用ひ、少しも手廻り候者は、家作結構にしつらへ、都て農業に怠り、農家に似合はざる遊藝等致し候者も之ある由に候、自今以後、右体奢りかましまし者これある由聞き及候は、當人は勿論村役人共迄、屹度咎め申付べく候、且在々にて上菓子を製し、又は江戸菓子を商ひ、髪結所は村毎にこれあり候様、成來り候趣相聞へ候、右体の儀は早々相止めべく候、

一荒地起返り方の儀、寛政以來別て厚く御世話これ有り候へ共、兎角起返り方抄取り兼候に付、村役人共厚く心を用ひ、格別起返り方抄取り候様致すべく候、近くは皆取箇、引方申出の場所は、大方年の深荒にて、小木立茅野等に相成居り、急速起返り方出來兼候由に候へ共、一体持主これある田畑荒し置き候儀は、御法度の筋に候處、農業に怠り、右体の次第に至り候場所も、これある哉に相聞へ候間、以後田地荒らし置き候は、屹度咎め申付け、先年申渡候通り、地所取上げ成さるべく候、

天保十二丑年十月公義御觸

不益の手間懸り候高直の菓子類料理等、向後無用に候、是迄拵へ來り候共、相止め申すべき事、
 一能裝束、甚結構あるも相見へ候間、向後手輕の品相用ひ申すべく候事、
 一破魔弓、菖蒲甲刀は、板の類、金銀金物并に箔用まよく候、
 一雛并に弄び人形の類、八寸以上無用たるべく候、右以下の分は龜末の金入ごんす類裝束は苦しからざる事、雛道具梨子地は勿論、蒔繪に候共紋所の外無用の事、
 一高直の鉢植物、賣買停止せしめ候事、
 一煙管其外弄び同前の品々、金銀を遣ひ候儀は勿論、彫物象眼の類、并に蒔繪等結構に致すまじき事
 一女の衣類、大造の織物縫物無用に致すべく候、縫金糸等入れ候ても、小袖表一つに付代金三百目

染模様小袖表一つに付代銀百五十匁を限り、夫より高直の品賣買致すまじく候、尤帷子も右に准ま申すべき事、

一町人共一統に花美の儀これなき様致し、自今町人男女共に、分限不相應結構の品着用致し、又は髪の飾り等迄も、大造ある品相用候者これあり候は、組の者見懸り次第、右居所名前等相糺し、町役人差添はせ、直に奉行所へ召連れ吟味致候間、左様相心得べき事、

一櫛笄髪さしの類、金は勿論相成らず、籠甲も細工入組み高直の品相止め、櫛代銀百匁を限り、甲がひ髪さし右に准じ、下直に仕込み申すべき事、

但鬚結にはり面色切を拵へ、又は女子用のはき物鼻緒等、高直の品賣買致すまじき事、

右の趣享保寛政の度、并に其後も相觸れ候趣もこれあり候處、累年世上花美に相成り、銘々自分をも辨へず立派を競ひ、且又外見目立たざる様にて、内實は高金なる品々、賣買致し候者共もこれある由に候、たとへ弄びの品これなく候ても、度々觸れ示しをき候儀を、當座の事の様に相心得候より、畢竟等閑に成行き、法度を背き候段、不屈の至りにて、今般厚き御主意を以て、風俗改め候様 仰出され候に付、輕からず相心得申すべく候、尤是迄仕入置候品もこれあり候に付、來る寅年より屹度傳止たるべく候條、觸面の趣相背候者これあるに於ては、役人相廻し穿鑿を遂げ、用捨かく嚴しく咎め申付けべく候、尤紛らはしき改方致し候者、或は途中にて往來の者を捕へ改むる儀等、決してこれお

き事に候、もし右体の者之あり候は、其者を留置き、早々訴へ出づべく候、自今奢侈高直の品、武家にては誂へ候者これあり候は、奉行所へ相窺ひ差圖に任すべく候、

右の通り町々へ相觸候條、其意を得られ、惣て高價の品誂へ申まじく、此度の御主意彌厚く相心得、屹度奢りがましき儀これなき様致さるべく候、

在々に於て神事祭禮の節、或は作物虫送り風祭りなど、名付け、芝居見せ物同様の事を催し、衣裝道具等も拵へ、見物人を集め金錢を費し候儀これある由、相聞へ不埒の事に候、右様の儀を企て渡世致し候者は勿論、其外にも風俗あしき族、商人或は河原者などは、決して村々へ立入らせ申すまじく候遊興懦弱よからぬ事を見習ひ、自然と耕作に怠り候よりして、荒地多く困窮に至り、遂に其果は離散の基にも成候事に候間、右の次第を罷く辨へ候様心懸けべく候、仍て自今以後、遊藝歌舞妓淨瑠璃踊りの類、惣て芝居同様の人集め、堅く禁制たるべく候、此度右の通り相觸れ候上にも、若し相止めざるに於ては、用捨なく屹度咎め申付けべき者あり、

右の通り寛政十一年相觸候處、近年猥りに相成候趣相聞へ不埒の事に候、以來觸面の趣屹度相守り、人集めがましき儀一切致さず、懦弱の風儀相改め耕作專一に心掛け申すべく候、もし相背く者これあるに於ては、吟味の上屹度咎め申付けべき者なり、

右の趣御領は御代官、并に其所の奉行、御預り所、私領は領主地頭寺社領共、洩れざる様相觸れ、油

斷なく吟味せしめ、小給所分は最寄代官よりも、常々心付け候様致さるべく候、
天保十二丑年十一月公義御達

近來浪人杯と申し、村々百姓家へ参り、合力を乞ひ、少分の合力錢を遣し候へば、惡口致し、或は一宿を乞ひ泊り、病氣を乞ひ申し四五日逗留致し候内、品々難題を申掛け、合力錢餘計ねたり取候段粗相聞へ不届の至りに候、以來右体の者罷越候は、其邊の穢多非人に召捕らせ、關八州伊豆國甲斐國は、公事方御勘定奉行へ召連出し、其余の國々は、御領は御代官、私領は領主地頭へ召連れ出すべく候、勿論何様に申候共、決して止宿致させず、苗字帶刀致候者へは、壹錢の合力も致すまじき事、一旅僧修驗警女座頭の類、物貰の者共、志次第の報謝を請け、相談にて宿を借申すべく候處、近年押て宿を取り、或はわだりがましき儀、申掛け候者これある段粗相聞へ、是以て不届の至りに候、右体不法の者は、前箇條同様召捕らせ出すべく候、もし相背くに於ては、其村方越度たるべきものを、

弘化四丁未年四月郡所御達

今度地震に付死亡人のため、來月六日彈誓寺に於て施餓鬼執行 仰付られ候間、右以前死亡人身寄の者より戒名差出させ、右寺へ村役人より相渡候様申達すべく候、

此度地震火難水難、飯山領松代領善光寺邊、夫喰居所も之れなき者、追々御領分へ罷越候趣、右罷越

候は、懇ろに取扱申べく、且逗留致度と申者これあり候は、篤と相糺し差置き、其旨相願ふべく、追て受合証文これを取り差出べく候、

地震に付苗間ゆり寄せ混ト合候分、上納に差障に相成候様の村方は、仕附後にも宜しく候間、調べ申出べく候、

嘉永四辛亥年七月大庄屋廻狀

千ヶ寺参りと相唱へ候て、諸々題目相唱へ徘徊致候者これあり、當春中厳しく追拂候處、尙又此節入込み候て、宜しからざる勸め等致し、小前を以ては迷ひ候者もこれある趣、甚宜しからず候間、厳しく追拂候様、尤止宿致させ候者これあり候は、御詮議も相成るべく様、御達に候間、其意を得らるべく候以上、

嘉永五千子年七月郡所御達

此度窮民御救として、東町へ施藥所御取立成され候に付、療治請度者共は、來月朔日より毎朝四ツ時より九ツ時迄の内、同所へ罷出べく候、

嘉永六年癸丑十二月郡所御達

町 方 へ

一町方小座賣、并に茶屋商買其外自分用共、在酒望の者、當分町方酒造家行事へ注文致すべき事、

一在酒買出候仲買体の儀、一切相成らず候事、

在 方 へ

一在方酒造家にて、當分町方行事より注文の外、何様相頼む者これあり候共、町方へ附入候儀致すまじき事、但代銀駄賃等は是迄通り相對の事、

文久二年壬戌八年郡所御達

江戸表より御飛脚到着、伊藤軍兵衛高輪東彈寺英吉利人宿寺へ忍入り、外國人を殺害に及ぶ儀に付、御差扣成され御伺の處、其通りたるべく、仰を蒙り候旨申來り候、之れに依り諸事相慎み、并に火の用心念入申すべく候、此段組下村々寺社へも、洩れざる様申聞けべく候、八月廿四日 差扣御免

一淺間山邊御慎中入込まで、御差圖これある迄御差留め、他所たり共相斷り、入湯致させ申すまじき事、

一町並これある處は、御差圖これある迄、店戸おろし置き申すべき事、

一村々氏神祭禮御差圖これある迄、差留置き申すべき事、

嘉永七甲寅安政元年十一月郡所御達

此度地震に付御詮議これあり、宮本神明、筑摩八幡、保高明神右神前に於て、國家安全、火難災難除御祈禱、仰付られ候間、其意を得組下村々并寺社へも、洩れざる様申聞べく候、

安政五年戊午正月大庄屋取定の組法

組法連々と相流候に付、此度相談の上相定候趣左の通り、

一公事出入等の儀、堅く相慎み申すべく事、附據なき筋これあり候共、組合にて能々申談ト、止むことを得ず願ひ出で候共、村役人の場にて再應相糺し、其上にて取次ぎ申すべき事、

一小前の者忘りに親方大庄屋のこへ罷出内証申上候者これある趣粗御内意之れあり甚不埒の至りに候此段小前方へ蛇度申付べき事、

一小前の者 御役所様へ御召出の節、御上御役人様、并に親方衆御通りなされ候節、被り物を取り、無禮これなき様申付べき事、

一御出役様送迎の馬に、馬子共騎るべからざること、

一親方へ御用狀、并に上納金持たせ遣し候傳馬の者、諸事無禮これなき様申附べき事、

一村方役人たるべき者、碁會等の席へ罷出候儀、堅く相慎み申すべき事、

附小前の者に入交り、雜談并に不法の所業、之れなき様相慎むべき事、

一博奕の儀は兼て御停止に候、猶又厳しく申付、心得違之れなき様申付べき事、

一富札の儀、御領分は勿論、他領より持來り候共一切取用申すまじき事、

一親方へ御用の節、時刻御觸出の通り、相互に遅參之れなく、出勤致すべき事、

一 小前の者村役人へは勿論、他村の役人へも乗打等の無禮、これなき様屹度申付べき事、

一 御用狀繼の儀、遲滞なく繼送り候様、屹度申付べき事、

一 郷宿に於て相互に酒一切取用ひ申まじき事、郷宿とは御用に付松本御役所へ附奢りがましき儀、一切仕るまじき旨、厳しく申談じ候事、
出頭の時休泊する組々の定宿

一 郷宿休泊の儀、先規の通り取計らひ申すべき事、

一 先規の組法、是又相脊き申まじき事、

右の通り諸事慎み方、同役一統相談の上取極め候上は、何事に依らず違變これなく、猶此上にも、相互に覆藏なく申談じ、村方取治め候様致度旨相定め候、

萬延元庚申十二月公義御觸

世上通用の爲め銀座に於て、精鉄錢吹方 仰付られ、右精鉄一文にて並四文の代り相用ひ、來十七日より在來の眞鍮錢取交通用致すべく、兩替等百文錢眞鍮錢一文錢同様相心得申すべく候、

右の通相心得、國々に至る迄差支なき様通用せしむべき者あり、

元治元年甲子五月公義御觸

浮浪の徒取締方の儀に付、關八州越後信濃國領分知行これある向へ、相觸候趣もこれ有るに付ては、右大平山筑波等に罷在候者共、所々散亂致し先々に於て、何様の舉動致すべきも計り難く候間、銘々

領分知行限り、家來差出時々見廻り、嚴重に取締方致し、關所等これある向は、別て心付往來人相改め、尤水戸殿御家來にて用向等これあり、上方筋其外所々へ旅行致候者は、其段道中奉行より相達候筈に候間、一通り御同家印鑑のみ持參致し候儀、差止め通行致させまじく、もし押て相通るべしと仕成し候者之れあり候は、差押へ申すべく、萬一手向ひ等致候者これあり候は、討捨て候ても苦しからず候、

但水戸殿御家來、當節京都へ罷越居候者もこれあり候間、右歸國の儀は、是迄の通り印鑑を以て相改め相通す可く候、

同五月公義御觸

神名川開港以來、外國人相望候品は、謂れなく相場糴り上げ競て貿易致し、自然日用の諸品迄一般高直に相成候間、今般諸品直下げの儀 仰出され候事に候、然る處右休の次第故、一と通り高直に相成り候迄にも之れなく、御國內日用の諸色拂底に相成、就中生糸練綿茶の儀は、外國人買進み候に付、格外高價に賣捌き、生糸茶に至り候ては、最初より外國人好みに應じ候様の仕立方に致候處、御國地の遺料不足に相成り、一同難儀致候趣に相聞へ以ての外事に候、向後直段の儀は、前々の相場に基き引下げ、製法の儀は何品によらず仕來りの通り相製し、御國地差支これなき様致すべく、若一己の利徳に迷ひ、諸人の難儀を顧みず、觸面の趣相背き候者これあるに於ては、用捨なく吟味の上、嚴重

の咎め申付べく候。

右の趣御料私領寺社領共、洩れざる様觸れ知らすべきものなり。

元治元甲子年五月領内人數御調

一五千五百七十人山家組、一四千七百七十人岡田組、一七千八百四十二人嶋立組、一五千七百八十九人高出組、一四千八百七十五人庄内組、一八千七百二十三人上野組、一九千九百四十五人長尾組、一八千二百二十一人成相組、一八千二百二十二人保高組、一六千二百九十四人松川組、一一万九百八十三人池田組、一二万四千二百二十二人大町組、
 〆十万六千三百四十六人、

元治元甲子年七月公義御觸

京都表亂妨人等これあり、御所邊にて炮發出火等に付、彼是御配慮思召され候間、當分の内、神事祭禮鳴物等見合候様、向々へ達せらるべく候事、

去十九日卯の刻頃より、松平大膳太夫家來、御所へ亂入致し炮發致し候へ共、諸家人數出張大凡討取、殘党は何れへ逃去候哉相知れず、右の次第に相及候へ共、御立退もあらせられず、禁裏 親王 准后彌安全の御事に候旨、京都表より注進これあり候間、此段心得の爲め、向々へ達せらるべく候事 松平大膳太夫家來福原越後始、多人數兵器を携へ押て上京、御所へ亂入、其上炮發亂妨に及ぶ次第

天朝を恐れざる所業不届至極に付、在京の面々等へ誅伐の儀 仰出され候、殘党の者何れへ潜伏罷在も計り難く候間、銘々領内等篇と探索を遂げ、怪しき体の者之あり候はゞ、急度誅伐致さるべく候 右の通り万石以上以下の面々へ、達せらるべく候、

慶應元乙丑年五月郡所御達

公方様此度 御進發に付、今日より追て沙汰及候迄、左の通り申付べく候、

一火の用心念入候様申付べく候、

一他所行願の儀相止め、據あき事は其譯申出べく候、承糺し差圖に及ぶべく候事、

慶應元乙丑年五月郡所御達

江戸表より御飛脚到着、殿様益御機嫌能御後備として、當六日江戸御發進遊ばされ候旨申來候、右に付兼て相觸候通り、火の用心別て念入べく候、

慶應二年丙寅四月公義御觸

海外諸國へ、向後學科修業又は商賣の爲め、相越度志願の者は、願出次第御差許相あるべく候、尤御免の印章相渡すべく候間、其者の名乗并に如何様の手續を以て、何々の儀にて何の國へ罷越度旨等委細相認め、陪臣は其主人、百姓町人は其所の奉行御代官領主地頭より、其筋へ申立べく、もし御免の印章をくも、竊に相越候者もこれあり候はゞ、嚴重に申付べく候間、心得違これあき様、主人又は其

所の奉行御代官領主地頭より、入念申付べく候、

慶應二年丙寅七月郡所御達

殿様長州討手 仰を蒙らせられ、藝州表へ 御出陣在らせられ候、就ては 御武運長久の御祈禱 仰付られ候間、昨年の通り村役人其外、眞言宗神社御札献上致さるべく候、尤先例これあき分は、御請けに相成らず候間、此段其意を得らるべく候、

附記 水野氏治封中享保年間風儀取締方

享保三戊戌年五月郡奉行御達

近年不作打續候に付、百姓共風俗勝手之爲り儉約申渡覺、

一前々 仰渡され候御條目急度相守るべし、前々の御條目寫し所持致し候村々は猶更、寫取り申さる村もこれあり候は、早々寫置き、其村々庄屋與頭は申すに及ばず、頭立候者共耽と覺へ罷在り、村中の小百姓共へ折々讀聞かせ、御制法彌以て堅く相守り、御代官は申すに及ばず、納手代組手代共の差圖違背仕るまどく候、惣て百姓の家業を常々油斷なく、農業に怠らず晝夜精を出し、役人共は申すに及ばず、頭立候者共心を付け、耕作の仕方宜しからざる者へは教へををし、農業油斷あるべからず候、耕作の隙には人々勝手に罷成るいとあみ、妻子召仕に至る迄晝夜怠らず、毛頭油斷すべからず候、若又水掛り温冷のわがちにて、其地性に應ぜざる場所に候へば、或は冷水は水請をあ

し逆水に仕候か、又温水の所は堀をとし、度々水掛け替へ候様に成り共、村中相談の上、幾重にも見續り仕形これあるべき事に候、其地形彼是共に違變これなき處に、其作人疎略無性故、外の者より作りおとり申す族これあり候は、急度吟味を遂げべき事に候、當作毛の儀は、檢見の上其年の作毛に應じ、御損免も下しおかれ候上は、年貢收納滞りなく、手代共差圖次第急度皆濟致すべし、農業いとなみを忘れ、遊山遊興がましき儀に心を寄せ、油斷なる者これあり候は、品により急度申付べく候、

一百姓家居の儀、居あらし申さる様に、小破の節修覆を加へ、分限に過ぎ候家作の儀は、惣て御停止の事に候、彌以て頭立候もの始め輕き百姓共迄、美麗を好み身上に應せざる家作致すべからず候、惣て家居結構致すべからず候、庭前の植木等物數寄を好み候儀、無益あることに候へば、向後は屋敷廻りにも樹木或は薪屋作等に用ひ、末々用に立ち勝手に罷なり候、植物致候こと第一のことに候、

一衣服の儀、木綿紙子麻布これを着るべし、絹布類一切着るべからず候、并に妻子右に准ずべし、一娘を縁付け妻を求め候節、支度諸道具衣類等は勿論、道すがら外見を飾り、諸事過美の仕形これある様に相聞へ候、縦令勝手宜き者たりといふ共、其分限より輕く仕り美麗を致すべからず、尤輕き百姓共は猶以て分限より至極輕く致すべし、縦令身輕く候ても、其村古來より譯これあり頭立候も

のにも、其格には構はず、身上に應じ随分軽く致すべし、然し乍ら富人斗りにて致し難きはけもこれあり候はゞ、其所の者共打寄り相談の上、費へこれなき様に致すべく候、一召仕の男女に限らず、遊美を好むべからず候、農業の爲に宜しき者召抱へ候事肝要に候、勿論勝手宜き者何程の費にも痛まざる者たり共、役人は申すに及ばず、相慎み候事第一に候、勝手宜しき者美麗遊興を好み候節は、下々貧賤の者其見まね致し、其村の風俗悪しく成り、畢竟困窮に及候間、彌以て頭立候者共相慎み、輕き者共へ異見を加へらく候、

一山林田畑等、其外出入がましき儀これある節、役人其外打寄り取扱ひ事済み候やうに致すべく候、公事沙汰に及び候へば、其所の費へ村々の困窮に罷成る事に候間、随分覆藏なく申談じ、公事沙汰に及び申さず様に、内々にて事済まし申すべく候、然しあから、内々にて事すみ申さず、地方役人に訴出候節、地方役人は申すに及ばず何方へなり共、自分の才覺を以て手入致候儀御停止のことに候、定式の通段々役人を以て、支配方へこれを訴へ出べく、若し手入等致候者相聞へ候はゞ、急度申付べく候、

一祝言相整候節、一家の外は據なき者斗り寄合、祝儀相整申べく候、縦令居村の者たり共、無謂無益に大勢集め候事堅く無用に致すべく候、尤聲引出物其外祝儀取替し、分限より至極軽く仕るべく候、附水祝の儀、近所心易き者斗り少々寄合、祝儀迄に軽く致すべく候、左様の節若き者共大勢集り、

或は祝儀に事よせかさつを申し、亂酒に及び候族もこれある様に相聞へ候、随分相慎み理不盡の仕形これなく、費へこれなき様に祝儀調へ申すべく儀、

一常々音信贈答の儀、親子兄弟の外何様の輕き音物とても、取かはし申またく候、惣て御家中へ出入候共、并に據あき儀にて一家其外寄合候節、何にても有合の物にて一汁二菜の外無用に致すべく候尤亂酒に及び遊興がましき儀、致すべからず候、

一祭禮佛事随分軽く執行致し、其所の費へこれなき様に仕るべく候、并に月待日待祈念等致し候節、大勢集り或は遊興がましき、亂酒に及ぶべからず候、其身祈禱のため迄に候へば、随分軽く執行致すべく候、

一役人を始め百姓迄葬禮の節、由緒なくして大勢集め申すまじく候、外聞を取つくりひ結構に致すべからず、其分限より軽く執り行ひ申すべく候、法事の節も一家の外由緒なくして打寄申すまじく候尤分限より軽く法事執行致すべく候、布施物儀も分限に應すべく候、不相應に結構致し費へこれあり子孫困窮に及び候へば還て先祖へ不孝の至りに候、随分心を付け執行致すべき事に候、若分限を越へ結構を致し候者これあり候はゞ、所の役人相改め申べく候、

附果候者の家幕を打ち、晝夜村中の者共詰居、或は見舞に罷越候者に振舞致し候儀、是又其身上を見斗ひ左様これあるまじく存候、富貴貧賤に限らず無益の費へ致べからず候、貧賤の者は猶々其心

得あるべく候、

一七八

一村々にて其身存命、又は隱居死後にても大勢子共これある者は、田地家財等其子共へ分け取らせ候儀、前々より致來り候へ共、餘り宜しからざる事に候、然りと雖も、今更急に相止候様に申渡にてはこれなく候へ共、連々心掛け候はゞ仕方もこれあるべく候、第一先祖より譲り請け候田地等、己が愛にまかせ、世忤共へ自由に分散致候儀、先祖へ對し不孝の至りに候、其上大かふ成る百姓も、段々に小身になり衰へ、困窮に及び斷絶も致候、向後一家其外村の役人へ相談をとり、跡式衰へ申さず様致すべく候、大勢の子共に候はゞ、或は奉公或は商賈、致方もこれあるべき事に候間、常々了簡致し覺悟仕るべき事に候、一火の本の儀、度々 仰渡され候通り、彌以て念入れ大切に仕るべく候村中互に心を付け、折々打廻り油斷仕るまじく候、自然火斗りに限らず、往來の旅人不審ある者もこれある歟、是亦心を付け油斷致すまじく候、

一前々 仰渡され候通り、出所知れざる不審なる者一夜も差置くべからず、村送りに遣すべく候、縦身分宜く相見へ見届これあり、品により一宿致させ候共、翌日其者罷越候行先を心付け、覺束なく候はゞ、是又人を付け先々へ送り申べく候、一宿致し亦近き内に其者立歸り宿借り候はゞ、彌以て心を付け前後の村承合せ、少し成共不審かましき者に候はゞ、早速注進致すべく候、品により手延に成り難き譯も候はゞ、弱捕へ置き注進致すべく候、

附近邊の山林堂社等に、不審ある者からまり居り申さる様に心付け申べく候、

一御家中は申すに及ばず、他所者と見かけ候ても、諸士は勿論輕き者にてても、奉公人に對して、乗打の無禮致すべからず候、

右の條々急度相守り申べく候、役人は申すに及ばず、頭立候百姓共常々心をかけ、小百姓共へ心付け申すべく候、百姓共勝手のため儉約申渡候、此外にも人々勝手に、罷成るべくと存付候儀もこれあり候はゞ、申合せ随分心懸け申すべく候、凶年は猶以て豊年の節も、右の品々相守り、永く儉約を用ひ、勝手取續候段肝要に候間、常々油斷あるべからず候以上、

松本六万石史料中卷

第三編 終
第四編 終

大正十四年九月十五日印刷
大正十四年九月十七日發行

定價金貳圓

編纂者
發行者兼

長野縣南安曇郡明盛村二八八

飯沼源次郎

印刷人

松本市大名町七二

小林九重

印刷所

全町

川越印刷所

534
112

終